

2022学生生活 ハンドブック



Shape your world
Ritsumeikan
Asia Pacific University

CONTENTS

立命館アジア太平洋大学
開学宣言

1

キャンパスマップ

2

APU 生の 1 年間

3

サポートオフィス
一覧

4

授業時間割表

5

2022 年度
APU 学年暦

8

別府市内地図・
バス路線図

10

第1章

覚えておきたい大学の制度

- ▶ 学生証と学籍番号 13
- ▶ 学費 16
- ▶ 住所登録 22
- ▶ 学籍異動(休学・退学・復学など) 25
- ▶ 休学 28
- ▶ 各種証明書の申請方法 31
- ▶ 奨学金制度 37
- ▶ 正課外活動の支援 44

第2章

安全で健康な学生生活を送るために

- ▶ 学生生活における APU のポリシー 49
- ▶ 学生懲戒 52
- ▶ ハラスメント 54
- ▶ 人間関係・恋愛トラブル 61
- ▶ 情報・メディアリテラシー 63
- ▶ 注意すべき学生生活上のトラブル 66
- ▶ 交通関連のマナーと通学ルール 70
- ▶ 健康管理 76
- ▶ 障がい学生対応 96
- ▶ 住居 98
- ▶ アルバイト 104
- ▶ 大規模災害等がキャンパスを含むエリアで発生した場合の対応 105

第3章

国際学生の在留資格・資格外活動許可

- ▶ 在留資格 108
- ▶ 資格外活動許可の申請 111

立命館アジア太平洋大学開学宣言

人類は有史以来、地球上のさまざまな地域において自らの文化を築き、文明の進化を求めて多様な営みを繰り広げてきた。人類はまた、さまざまな制約と障壁を超えて、自由と平和とヒューマニズムの実現を求め、望ましい社会のあり方を追求してきた。

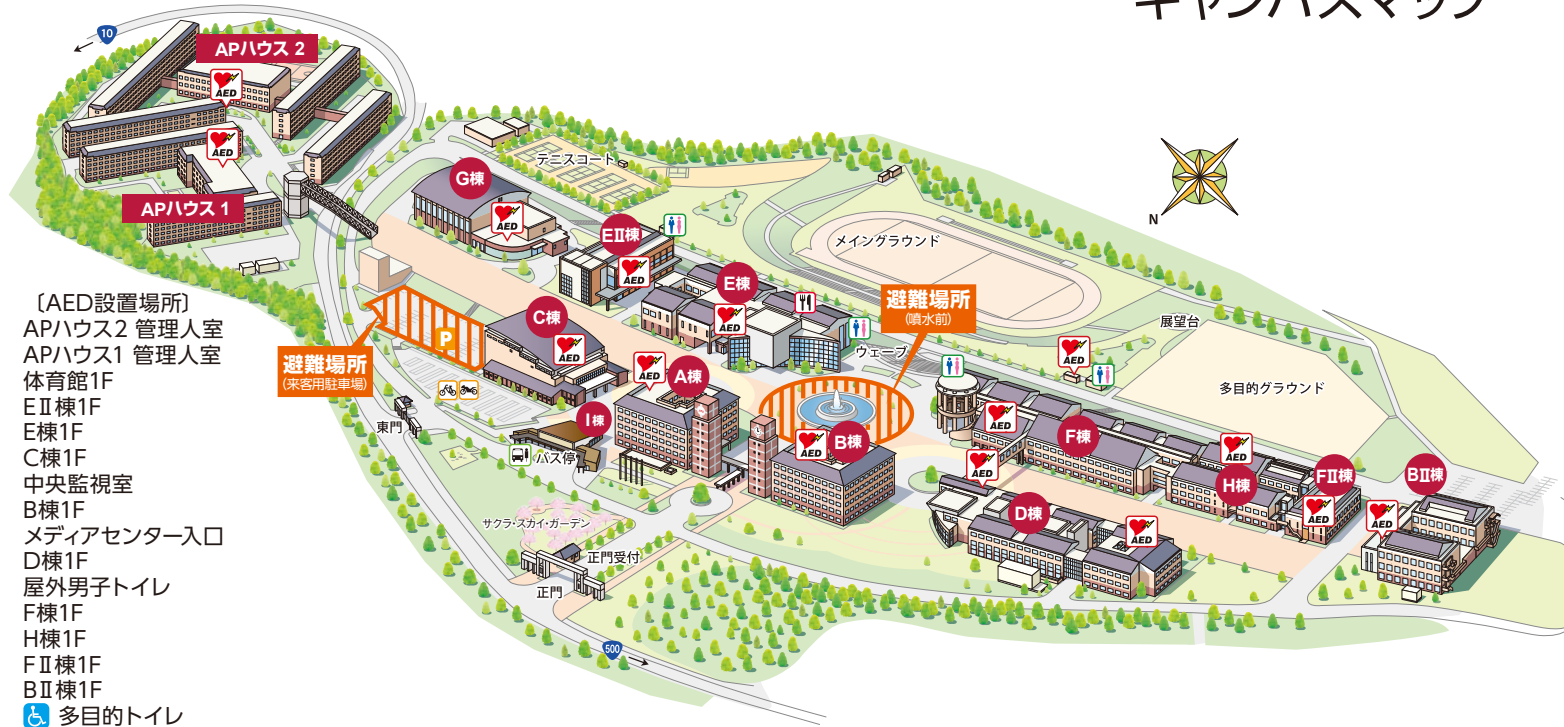
20世紀は政治・経済・文化のすべての領域においてかつてない進歩と飛躍の時代であり、人間の諸活動は地球的規模で展開されるに至った。また、二度にわたる世界大戦の経験を通して、国際連合をはじめとする国際協力のための機関が設立され、平和維持と国際理解に向けての取り組みが大きく前進した。

我々は、21世紀の来るべき地球社会を展望する時、アジア太平洋地域の平和的で持続可能な発展と、人間と自然、多様な文化の共生が不可欠であると認識する。この認識に立ち、我々は、いまここにアジア太平洋の未来創造に貢献する有為の人材の養成と新たな学問の創造のために立命館アジア太平洋大学を設立する。

立命館アジア太平洋大学は、「自由・平和・ヒューマニズム」、「国際相互理解」、「アジア太平洋の未来創造」を基本理念として、2000年4月1日、大分県と別府市、さらに国内外の広範な人々の協力を得て、別府市十文字原に誕生した。世界各国・地域から未来を担う若者が集い、ともに学び、生活し、相互の文化や習慣を理解し合い、人類共通の目標を目指す知的創造の場として、立命館アジア太平洋大学の開学をここに宣言する。

2000年4月1日

キャンパスマップ



〔AED設置場所〕

APハウス2 管理人室
APハウス1 管理人室
体育館1F
EⅡ棟1F
E棟1F
C棟1F
中央監視室
B棟1F
メディアセンター入口
D棟1F
屋外男子トイレ
F棟1F
H棟1F
FⅡ棟1F
BⅡ棟1F
♿ 多目的トイレ

A棟 本部棟

- 1F スチューデント・オフィス キャリア・オフィス
ヘルスクリニック 株式会社クレオテック
中央監視室 カウンセリングルーム
- 2F アドミッションズ・オフィス
コンベンションホール 応接室
株式会社クレオテック
- 3F アドミニストレーション・オフィス
会議室1～6
- 4F 学長室・企画課・事業課
秘書担当 広報担当
IR・事業計画担当 校友・父母担当
社会連携担当
役員室 応接室 会議室
- 5F 特別研究室

B棟 研究棟

- 1F アカデミック・オフィス リサーチ・オフィス
教員控室
- 2F 研究会室3～6 ケース開発センター
サイバースタディールーム
アジア太平洋研究科博士前期課程院生共同研究室①、②
アジア太平洋研究科博士後期課程院生共同研究室①、②
経営管理研究科修士課程院生共同研究室
客員研究員共同研究室
平松守彦 名誉博士「一村一品運動」研究室
ラウンジ RCAPS研究会議室
- 3F 個人研究室B301～B327
ゼミ・プロジェクト室 (SPR) 1～3 情報コーナー
- 4F 個人研究室B401～B427
ゼミ・プロジェクト室 (SPR) 4～6 情報コーナー
- 5F 個人研究室B501～B527
ゼミ・プロジェクト室 (SPR) 7～9 情報コーナー

BⅡ棟 研究棟Ⅱ

- 1F 講師共同執務室 非常勤講師机
学生相談室 立命館アジア太平洋大学孔子学院
言語教育センター
- 2F 個人研究室BⅡ261～BⅡ274
- 3F 個人研究室BⅡ361～BⅡ387

C棟 ミレニアムホール

ホール リハーサル室 楽屋 同時通訳ブース

D棟 メディア・センター

- 1F アカデミック・オフィス (ライブラリー分室)
APUライブラリー マルチメディアルーム
D101～D108教室 エクステンションセンター
学内アルバイトセンター
- 2F APUライブラリー D201～D214教室
- 3F D301～D305教室 CAI教室1～12
情報処理演習室 (IPS) 1～6 情報システム事務室
マルチメディアラボⅠ

E棟 スチューデント ユニオン

- 1F カフェテリア 生協本部
パシフィックカフェ アトリエ
- 2F スチューデントホール 学生執務室
マルチメディアラボⅡ 学生ラウンジ
イベントスペース 和室 音楽練習室
クワイエットスペース ミーティングスペース

EⅡ棟 スチューデント ユニオンⅡ

- 1F 生協ショップ
- 2F プレゼンテーションスペース 多目的ホール

F棟 教室棟

- 1F F101～F112教室 言語自主学習センター (SALC)
和心庵 (茶室)
- 2F F201～F214教室 TALLーム
- 3F F301～F304教室 個人研究室F331～F346

FⅡ棟 教室棟Ⅱ

- 1F FⅡ120～FⅡ124教室 情報処理演習室IPS7～IPS9
- 2F FⅡ220～FⅡ226教室 CAI教室20～28
- 3F FⅡ320～FⅡ331教室

G棟 体育館

- 1F アリーナ フィットネスルーム
スタッフルーム 更衣室 シャワー室
- 2F アクティビティールーム 格技室

H棟 大学院棟

- 1F H101～H102教室
- 2F H201～H202教室
- 3F 個人研究室H351～H360

APハウス1

居室 APハウス・オフィス ミーティングルーム
インターネットルーム APハウス1管理人室 APハウス・コープ

APハウス2

居室 ミーティングルーム APホール APキッチン
インターネットルーム APハウス2管理人室

Web 版のキャンパスマップはこちら▼

<https://www.apu.ac.jp/home/contents/campusmap.html/>

APU生の1年間

4月 April	春入学式 春新入生オリエンテーション／歓迎企画 春第1Q開講
5月 May	春第1Q期末試験
6月 June	春第2Q開講 マルチカルチュラルウィーク (春セメスター)
7月 July	春第2Q期末試験
8月 August	夏セッション
9月 September	秋卒業合否発表／卒業式 成績発表／履修登録ガイダンス 秋入学式 秋新入生オリエンテーション／歓迎企画
10月 October	秋第1Q開講 天空祭（学園祭）
11月 November	秋第1Q期末試験 秋第2Q開講
12月 December	マルチカルチュラルウィーク (秋セメスター)
1月 January	
2月 February	秋第2Q期末試験 冬セッション
3月 March	春卒業合否発表／卒業式 成績発表／履修登録ガイダンス

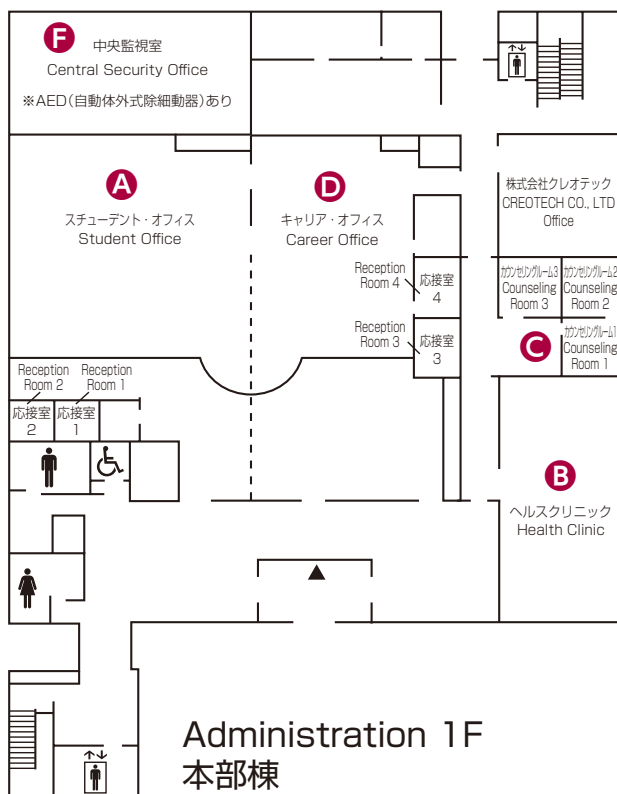


サポートオフィス一覧

サポート内容	担当	問い合わせ先
学籍(休学・退学等)、学費、奨学金 在留資格・資格外活動許可	A スチューデント・オフィス (月)・(水)～(金) 10:00～16:30 (火) 11:30～16:30	TEL: 0977-78-1124 https://www.apu.ac.jp/studentsupport/
クラブ・サークル、イベント 地域交流・ホームステイ		TEL: 0977-78-1104 https://www.apu.ac.jp/studentsupport/
病気・ケガ、健康相談	B ヘルスクリニック (月)～(金) 10:00～17:00	https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0033.html/
心理相談	C カウンセリングルーム 受付時間(月)～(金) 10:00～16:30 カウンセリング時間(月)～(金) 10:30～16:30	TEL: 0977-78-1126 https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0034.html/
ハラスメント相談	ハラスメント相談員	https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0240.html/
寮生活	APハウス・オフィス (月)・(水)～(金) 10:00～16:30 (火) 13:00～16:30	TEL: 0977-78-1901 https://www.apu.ac.jp/studentsupport/
就職活動、キャリア形成 インターンシップ	D キャリア・オフィス (月)・(水)～(金) 10:00～16:30 (火) 11:30～16:30	TEL: 0977-78-1128 https://www.apu.ac.jp/careers/
履修相談、アカデミック・アドバイジング 試験・成績、カリキュラム	E アカデミック・オフィス (月)・(水)～(金) 10:00～16:30 (火) 11:30～16:30	TEL: 0977-78-1122 https://www.apu.ac.jp/academic/
留学、語学学習		TEL: 0977-78-1101 https://www.apu.ac.jp/academic/
緊急連絡先	F 中央監視室(24時間)	0977-78-1150

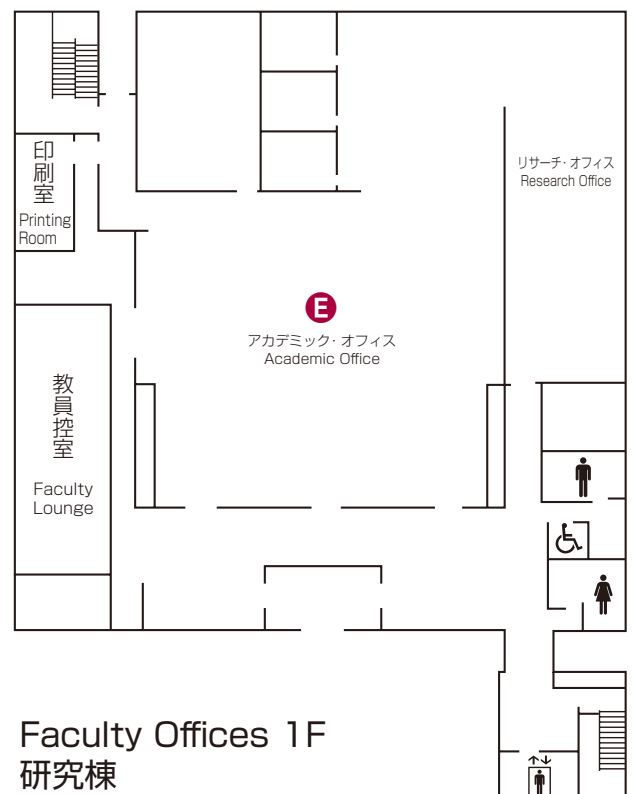
※その他のお問い合わせ窓口については、以下のサイトよりご覧ください。
<https://www.apu.ac.jp/home/contents/contact.html/>

<Bldg A>



Administration 1F
本部棟

<Bldg B>



Faculty Offices 1F
研究棟

じゅぎょうじかんわりひょう

授業時間割表

			げつ 月 Monday	か 火 Tuesday	すい 水 Wednesday	もく 木 Thursday	きん 金 Friday
1	8:45 ▽	か も く 科 目					
	10:25	きょうしつ 教 室					
2	10:35 ▽	か も く 科 目					
	12:15	きょうしつ 教 室					
3	12:30 ▽	か も く 科 目					
	14:10	きょうしつ 教 室					
4	14:20 ▽	か も く 科 目					
	16:00	きょうしつ 教 室					
5	16:10 ▽	か も く 科 目					
	17:50	きょうしつ 教 室					
6	18:00 ▽	か も く 科 目					
	19:40	きょうしつ 教 室					

memo

印刷用



2022

1 January

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2 February

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3 March

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4 April

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5 May

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6 June

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7 July

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8 August

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9 September

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10 October

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11 November

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12 December

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2023

1 January

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2 February

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3 March

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

4 April

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5 May

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6 June

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7 July

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8 August

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9 September

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10 October

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11 November

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12 December

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2022年度 APU学年暦

【重要】スケジュールは変更になる場合があります。必ず、最新情報をアカデミック・オフィスウェブサイトで確認してください。

年	月	日	曜	行事予定	授業日
春セメスター					
2022	1	金		入学式	
	2	土			
	3	日			
	4	月			
	5	火			
	6	水			
	7	木			
	8	金			
	9	土			
	10	日			
	11	月		春第1クォーター開講	●
	12	火			●
	13	水			●
	14	木			●
	15	金			●
	16	土			
	17	日			
	18	月			●
	19	火			●
	20	水			●
	21	木			●
	22	金			●
	23	土			
	24	日			
	25	月			●
	26	火			●
	27	水			●
	28	木			●
	29	金		昭和の日 授業日	●
	30	土		補講日1	○
	1	日			
	2	月			●
	3	火		憲法記念日 授業日	●
	4	水		みどりの日 授業日	●
	5	木		こどもの日 授業日	●
	6	金			●
	7	土			
	8	日			
	9	月			●
	10	火			●
	11	水			●
	12	木			●
	13	金			●
	14	土		補講日2	○
	15	日			
	16	月			●
	17	火			●
	18	水			●
	19	木			●
	20	金			●
	21	土			
	22	日			
	23	月			●
	24	火			●
	25	水			●
	26	木			●
	27	金			●
	28	土		補講日3	○
	29	日			
	30	月		春第1クォーター期末試験	●
	31	火		春第1クォーター期末試験	●

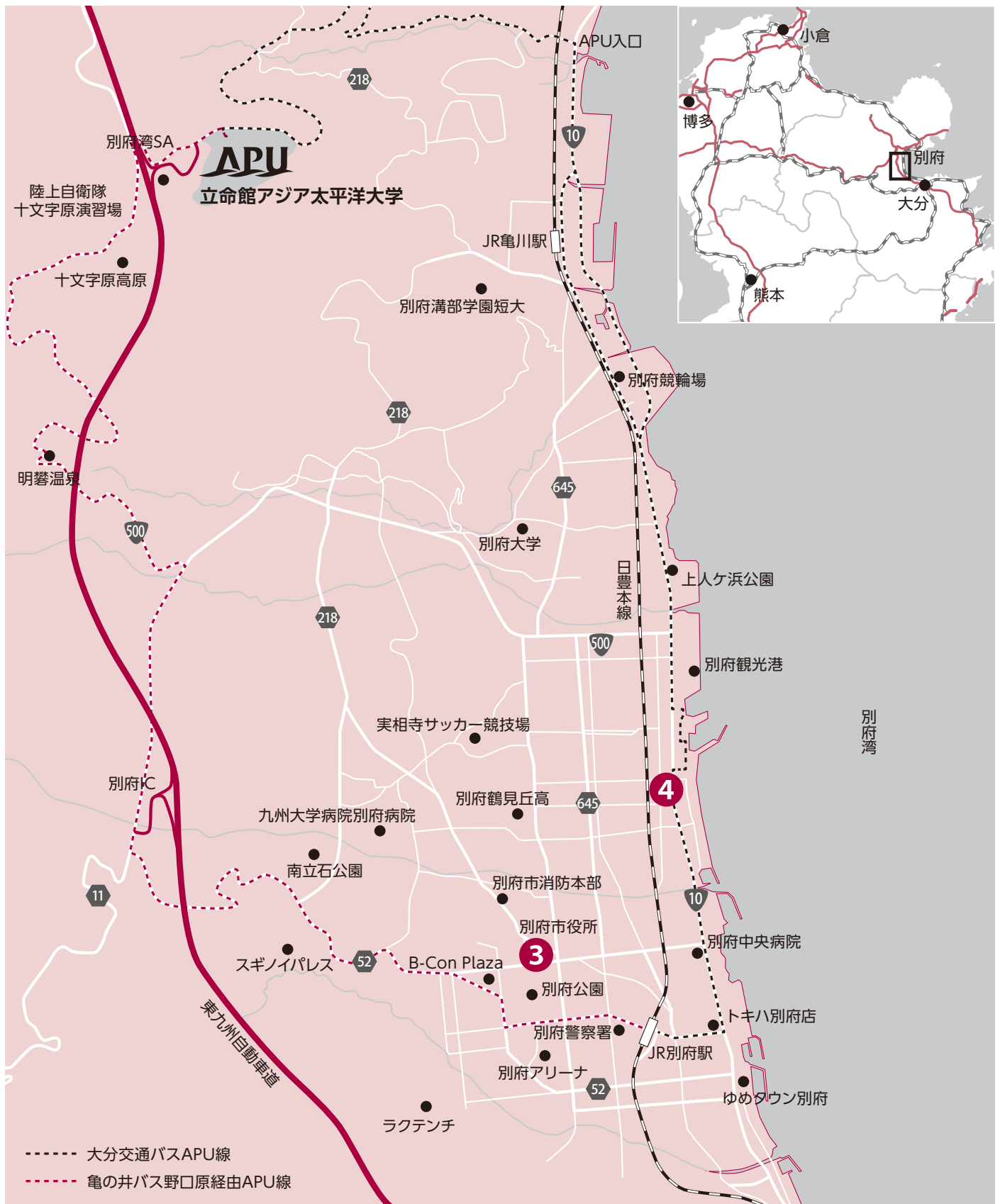
2022	1	水		春第1クォーター期末試験/期末試験予備日	●
	2	木		授業なし	
	3	金		授業なし	
	4	土			
	5	日			
	6	月		授業なし	
	7	火		授業なし	
	8	水		春第2クォーター開講	●
	9	木			●
	10	金			●
	11	土			
	12	日			
	13	月			●
	14	火			●
	15	水		追試験日	●
	16	木			●
	17	金			●
	18	土			
	19	日			
	20	月			●
	21	火			●
	22	水			●
	23	木			●
	24	金			●
	25	土		補講日1	○
	26	日			
	27	月			●
	28	火			●
	29	水			●
	30	木			●
	1	金			●
	2	土			
	3	日			
	4	月			●
	5	火			●
	6	水			●
	7	木			●
	8	金			●
	9	土		補講日2	○
	10	日			
	11	月			●
	12	火			●
	13	水			●
	14	木			●
	15	金			●
	16	土			
	17	日			
	18	月		海の日 授業日	●
	19	火			●
	20	水			●
	21	木			●
	22	金			●
	23	土			
	24	日			
	25	月			●
	26	火			●
	27	水		補講日3	○
	28	木		春第2クォーター期末試験	●
	29	金		春第2クォーター期末試験	●
	30	土		春第2クォーター期末試験予備日	○
	31	日			

2022	1	月		春第2クォーター期末試験	●
	2	火		春第2クォーター期末試験	●
	3	水		春第2クォーター期末試験/期末試験予備日	●
	4	木		夏セッション	●
	5	金		夏セッション	●
	6	土		夏セッション/授業日	●
	7	日		夏セッション/授業日	●
	8	月		夏セッション	●
	9	火			
	10	水		追試験日	○
	11	木		山の日 追試験日	○
	12	金			
	13	土			
	14	日			
	15	月			
	16	火			
	17	水			
	18	木			
	19	金			
	20	土			
	21	日			
	22	月			
	23	火			
	24	水			
	25	木			
	26	金			
	27	土			
	28	日			
	29	月			
	30	火			
	31	水		卒業合否発表	
	1	木			
	2	金			
	3	土			
	4	日			
	5	月			
	6	火			
	7	水			
	8	木			
	9	金			
	10	土			
	11	日			
	12	月		在校生成績発表	
	13	火			
	14	水			
	15	木			
	16	金		卒業式	
	17	土			
	18	日			
	19	月		敬老の日	
	20	火			
	秋セメスター				
	21	水			
	22	木			
	23	金		秋分の日 入学式	
	24	土			
	25	日			
	26	月			
	27	火			
	28	水			
	29	木			
	30	金			

●：授業日または試験日 ○：補講日または追試験日または期末試験予備日または期末試験予備日 空欄：授業なし
 *試験日当日に台風や雪、ストライキ等により交通機関が不通となった場合、期末試験予備日〔試験期間中の土曜日または試験期間終了直後の水曜日（試験が設定されていない時限）〕に試験を実施することがあります。
 旅行や帰省などの予定を入れないようにしてください。

2022	10	1 土		2022	12	1 木	●	2023	2	1 水	秋第2クォーター期末試験/期末試験予備日	●
		2 日				2 金	●			2 木	秋第2クォーター期末試験	●
		3 月	秋第1クォーター開講			3 土				3 金	秋第2クォーター期末試験	●
		4 火	●			4 日				4 土	秋第2クォーター期末試験予備日	○
		5 水	●			5 月	●			5 日	秋第2クォーター期末試験予備日	○
		6 木	●			6 火	●			6 月	冬セッション	●
		7 金	●			7 水	追試験日			7 火	冬セッション	●
		8 土				8 木	●			8 水	冬セッション	●
		9 日				9 金	●			9 木	冬セッション	●
		10 月	スポーツの日 授業日			10 土	1/9(月) 振替授業日(成人の日)			10 金	冬セッション	●
	11	11 火	●			11 日				11 土	建国記念の日	
		12 水	●			12 月	●			12 日		
		13 木	●			13 火	●			13 月	追試験日	○
		14 金	●			14 水	●			14 火	追試験日	○
		15 土	補講日1			15 木	●			15 水		
		16 日				16 金	●			16 木		
		17 月	●			17 土	補講日1			17 金		
		18 火	●			18 日				18 土		
		19 水	●			19 月	●			19 日		
		20 木	●			20 火	●			20 月		
		21 金	●			21 水	●			21 火		
	12	22 土				22 木	●			22 水		
		23 日				23 金	●			23 木	天皇誕生日	
		24 月	●			24 土				24 金		
		25 火	●			25 日				25 土		
		26 水	●			26 月				26 日		
		27 木	●			27 火				27 月		
		28 金	●			28 水				28 火		
		29 土				29 木				1 水	卒業合否発表	
		30 日				30 金				2 木		
		31 月	●			31 土				3 金		
	1	1 火	●			1 日	元日		3	4 土		
		2 水	●			2 月	振替休日			5 日		
		3 木	文化の日 授業日			3 火				6 月		
		4 金	●			4 水				7 火		
		5 土	補講日2			5 木				8 水		
		6 日				6 金				9 木		
		7 月	●			7 土				10 金		
		8 火	●			8 日				11 土		
		9 水	●			9 月	成人の日 授業なし			12 日		
		10 木	●			10 火	●			13 月	在校生成績発表	
	2	11 金	●			11 水	●			14 火		
		12 土				12 木	●			15 水		
		13 日				13 金	●			16 木		
		14 月	●			14 土				17 金	卒業式	
		15 火	●			15 日				18 土		
		16 水	●			16 月	●			19 日		
		17 木	●			17 火	●			20 月		
		18 金	●			18 水	●			21 火	春分の日	
		19 土	補講日3			19 木	●			22 水		
		20 日				20 金	●			23 木		
	3	21 月	秋第1クォーター期末試験			21 土	補講日2			24 金		
		22 火	秋第1クォーター期末試験			22 日				25 土		
		23 水	勤労感謝の日 秋第1クォーター期末試験/期末試験予備日			23 月	●			26 日		
		24 木	授業なし			24 火	●			27 月		
		25 金	授業なし			25 水	●			28 火		
		26 土				26 木	●			29 水		
		27 日				27 金	●			30 木		
		28 月	秋第2クォーター開講			28 土	補講日3			31 金		
		29 火	●			29 日	授業予備日					
		30 水	●			30 月	秋第2クォーター期末試験					
						31 火	秋第2クォーター期末試験					

別府市内地図・バス路線図



APUへの主な交通機関

- JR亀川駅 大分交通バス「立命館アジア太平洋大学」(終点)下車(約15分)
- JR別府駅 東口より大分交通バス「立命館アジア太平洋大学」(終点)下車(約35分)
西口より亀の井バス「立命館アジア太平洋大学」(終点)下車(約35分)
- 大分空港 空港リムジンバス「エアライナー」にて「亀川」下車
→乗り継ぎ(反対車線のバス停「古市」より、大分交通バス「立命館アジア太平洋大学」(終点)下車(約60分)
- JR博多駅・福岡空港 高速バス「とよのくに」にて「高速別府湾・APU」下車(JR約130分、空港約90分)



① 運転免許センター

大分市大字松岡6687番地 TEL.097-528-3000

大分バス大分駅前3番または6番のりばから「運転免許センター」行乗車



② 福岡出入国在留管理局 大分出張所

大分市荷揚町7番5号 TEL.097-536-5006

JR大分駅から徒歩約15分



③ 別府市役所・別府警察署

市役所: 別府市上野口町1番15号 TEL.0977-21-1111

APUから亀の井バス5番「上野口市役所北口」下車 (約30分)

警察署: 別府市田の湯町13番13号 TEL.0977-21-2131

APUから亀の井バス5番「別府駅西口」下車 (約35分)



④ ゆうちょ銀行別府支店

別府市餅ヶ浜4番23号 TEL.0977-24-1500

APUから大分交通バス50番「別府郵便局前」下車 (約25分)

第1章

覚えておきたい大学の制度

- ▶ 学生証と学籍番号 13
- ▶ 学費 16
- ▶ 住所登録 22
- ▶ 学籍異動（休学・退学・復学など） 25
- ▶ 休学 28
- ▶ 各種証明書の申請方法 31
- ▶ 奨学金制度 37
- ▶ 正課外活動の支援 44

がくせいしょう がくせきばんごう 学生証と学籍番号

がくせいしょう 学生証について

がくせいしょう がくせい しょうめい たいせつ つね けいたい たいせつ と あつか
学生証は、APUの学生であることを証明する大切なものです。常に携帯し大切に取り扱いってください。

がくせいしょう ていじ
学生証を呈示しなければならないとき

- ほんがくきょうしよくいん ていじ もと
● 本学教職員から呈示を求められたとき
- しけん う
● 試験を受けるとき
- つうがくていきけん がくわりじょうしゃけん こうにゅう
● 通学定期券や学割乗車券を購入するとき
- など とく さだ しせつ にゅうしつ
● APUライブラリー等の特に定める施設に入室するとき
- としよ かしだし う
● 図書の貸出を受けるとき
- がくしゅうしょうめいしよ こうふ う
● 各種証明書の交付を受けるとき
- だいがく しせつ びひん しゃくよう
● 大学の施設・備品を借用するとき

がくせいしょう かん ちゅういじこう 学生証に関する注意事項

- がくせいしょう たにん たいよ じょうと
● 学生証は他人に貸与、または譲渡してはいけません
- がくせいしょう お ま よご けいたいでんわ ちか
● 学生証を折り曲げたり、汚したり、スマートフォンや携帯電話に近づけたりしないこと
- がくせいしょう ふんしつ など なまえ きさいじこう へんこう とく ただ
● 学生証を紛失したとき、名前など記載事項に変更があった時は、直ちにスチューデント・オフィスに届け出てください
- がくせいしょう さいこうふ う とく そつぎょう たいがく じよせき がくせき うしな ただ がくせいしょう
● 学生証の再交付を受けた時、卒業・退学・除籍などで学籍を失ったときは、直ちに学生証をスチューデント・オフィスに返却してください

まいとし がくせいしょう うらめん ざいせきかくにん は か ひつよう 毎年、学生証の裏面シール（在籍確認シール）を張り替える必要があります

- がくせいしょう うらめん は ざいせきかくにん がくせいしょう ゆうこうねんがっぴなど きさい
● 学生証の裏面に貼るシールを在籍確認シールといいます。このシールには学生証の有効年月日等が記載されています。学生証は、貼り付けている在籍確認シールの有効年月日を超えると無効になります。また、在籍確認シールのない学生証も無効です。
- きさい ゆうこうきげん びまえ
● シールに記載の有効期限日前にスチューデント・オフィスの窓口で交付を開始するので、随時取りに来てください。シールには現住所などを記入し、学生証の裏面に貼り付けてください。シールを張り替える場合は、必ず前のシールをはがしてから新しいものを貼り付けてください。
- あたら は つ どうきょう おおさか う と
● シールは、東京キャンパスか大阪キャンパスでも受け取ることができます。
- きゅうがくちゅう がくせい こうふ
● 休学中の学生には、シールを交付しません。

ざいせきかくにん ● 在籍確認シールサンプル

Student ID No.	サイン Signature
有効期限 Valid	31/March/2023 大学の訂正印なき住所変更は無効 Address change is valid only with the authorized university stamp.
現住所 Present Address	
住所変更 Address Change	
通学区間	間
発行年月日	発行期 発行期 発行年月日 発行期 発行期
発行期	発行期
発行期	発行期
発行期	発行期

生協電子マネーに関するお問い合わせ先 TEL0977-78-1171 立命館生活協同組合APUセンター
立命館生活協同組合 (APU) の加入者はこのカードで組合員サービスを受けられます。
Inquiries about Co-op e-money : 0977-78-1171 Ritsumeikan Co-op APU Center
Ritsumeikan Co-op (APU) members can access member benefits with this card.

がくせいしょう ふんしつ はそん おそん 学生証を紛失・破損・汚損したとき

- 学生証の紛失・破損・汚損などによって再発行が必要な場合は、スチューデント・オフィスで手続きをしてください。申請の2開室日後に交付されます。再発行手数料は2,000円です。
- 紛失時には学生証に付いている電子マネーを停止するために生協にて手続きをしてください。

なまえ へんこう 名前が変更になったとき 写真を変更したいとき

- 学生証に記載されている名前が変更になったときは、学生証を再交付します（無料）。パスポートや住民票などの証明できる書類のコピーを持参してスチューデント・オフィスに来てください。
- 学生証に記載されている顔写真の変更を希望する場合は証明写真を準備してスチューデント・オフィスに来てください。再発行手数料2,000円が必要です。

そつぎょう の がくせい がくせいしょう こうしん ひつよう 卒業が延びた学生は学生証の更新が必要です

- 学生証にはあなたの8セメスター終了後（学部生の場合）の卒業予定年月日のデータが学生証の有効期間として記録されています。8セメスターを超えて在籍する場合、データを更新して有効期間を延長する必要があります。更新しない場合、ライブラリーなどで学生証を利用することができません。
- データの更新作業はセメスターごとに行いますので、9セメスター以上の学生は毎セメスター学生証をスチューデント・オフィスに持ってきてください。申請の2開室日後に返却されます。

がくせいしょう きさい しめい げんそく 学生証に記載する氏名の原則

- 立命館アジア太平洋大学では、学生の氏名の表記について次のような原則を定めています。
 - ① 学生の氏名表記は、アルファベットを基本とします。
 - ② 氏名表記の順序は、姓〈Family Name〉＋名〈Given Name〉（＋ミドルネーム〈Middle Name〉）の順です。

※2021年春以降の新入生から氏名表記を以下に変更しています。

- ・ パスポート通りの順序ですべて大文字

在学生で上記の氏名表記に変更を希望する場合は、スチューデント・オフィスへ申請するようにしてください。

がくせいしょう でんし 学生証と電子マネー

- 学生証には生協が管理する電子マネーが搭載されています。証明書発行、証紙の購入では学生証に搭載されている電子マネーを使うことができます。また、APU内の生協ショップ、カフェテリア、コピー機でも使えます。電子マネーは生協組合員以外でも利用できます。

がくせきばんごう 学籍番号について

学生証には、8桁の学籍番号が印字されています。出席表や試験の答案用紙およびレポート、その他の
 てつづき ていしゅつ しょうい がくせきばんごう せいかく きにゅう
 手続で提出する書類には、この学籍番号を正確に記入してください。

がく 学 費

APUの学費は、入学金と授業料A・授業料Bにより構成されています。

一部でも納入されていない場合は、学費未納除籍となり、当該セメスターの単位も認定されません。

必ず所定の期日までに納入をしてください。銀行によっては、海外から日本の銀行口座に送金する際に受け取り人の手続きが必要となる場合があります。手続きに日数を要するため、納入期限から余裕をもって手続きをしてください。

がく ひ きん がく 学費金額

学費は、授業料A（全回生共通）と授業料B（回生により異なる）を合わせた金額となります。

授業料A …… 1回生～4回生まで共通の固定学費。

授業料B …… 在学するセメスターによって決定される学費。

※大学院生の学費については、履修登録時にアカデミック・オフィスにて配布されるGraduate Academic Handbookを参照してください。

がく ひ きん がく い ち ら ん 学費金額一覧

※表中の合計金額は半年の金額です。

※2020年度以降と2019年度以前、2014年度以前の入学者の学費金額は、異なります。

がく ひ の う ふ き じ つ 学費納付期日

セメスター	のうふきじつ 納付期日
はる 春セメスター	がつ 5月31日
あき 秋セメスター	がつ 11月30日

2021年度から学費納付期日が変わりました。延納制度はありませんので注意してください。

2020年度以降の入学者の学費金額

2020年度以降の入学者

かいせい 回生	じゅぎょうりよう 授 業 料	かいせい 1 回生	かいせい 2 回生	かいせい 3 回生	かいせい 4 回生
セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1 セメスター学費 (半年)	授 業 料 A	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円
	授 業 料 B	270,000円	370,000円	370,000円	370,000円
ごうけい 合計 (半年)		650,000円	750,000円	750,000円	750,000円

2020年度以降の入学学生のうち2回生編入・転入学生

回生	授 業 料	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生
セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1 セメスター学費	授 業 料 A	—	380,000円	380,000円	380,000円
(半年)	授 業 料 B	—	370,000円	370,000円	370,000円
合計 (半年)		—	750,000円	750,000円	750,000円

2020年度以降の入学学生のうち3回生編入・転入学生

回生	授 業 料	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生
セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1 セメスター学費	授 業 料 A	—	—	380,000円	380,000円
(半年)	授 業 料 B	—	—	370,000円	370,000円
合計 (半年)		—	—	750,000円	750,000円

2020年度以降の入学学生のうち早期卒業プログラム登録者

回生	授 業 料	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生
セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
早期卒業 A (半年)	授 業 料 A	380,000円	380,000円	380,000円	—
	授 業 料 B	270,000円	555,000円	555,000円	—
合計 (半年)		650,000円	935,000円	935,000円	—
早期卒業 B (半年)	授 業 料 A	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円
	授 業 料 B	270,000円	555,000円	277,500円	277,500円
合計 (半年)		650,000円	935,000円	657,500円	657,500円
早期卒業 C (半年)	授 業 料 A	380,000円	380,000円	380,000円	—
	授 業 料 B	270,000円	370,000円	740,000円	—
合計 (半年)		650,000円	750,000円	1,120,000円	—

- 早期卒業 A … 1 回生入学学生が、2 回生で早期卒業プログラムに登録した場合
- 早期卒業 B … 1 回生入学学生で、2 回生で早期卒業プログラムに登録していた学生が、第 4 セメスター終了時の再審査で、早期卒業プログラムの登録を削除された場合
- 早期卒業 C … 1 回生入学学生が、3 回生で早期卒業プログラムに登録した場合

【特記事項】

- 国際学生授業料減免制度適用者は、上記金額に減免率を乗じた金額が学費から差し引かれます。

例：3 回生で減免65の場合

$$\begin{aligned}
 & (1 \text{ セメスター (半年) の通常学費}) 750,000 \text{円} \times (\text{減免率}) 0.65 = (\text{減免額}) 487,500 \text{円} \\
 & 750,000 \text{円} - 487,500 \text{円} = 262,500 \text{円} \leftarrow \text{納入額}
 \end{aligned}$$

ねんどういぜん にゅうがくしゃ がくひきんがく
2019年度以前の入学者の学費金額

ねんどういぜん にゅうがくしゃ
2019年度以前の入学者

かいせい 回生	じゅぎょうりょう 授 業 料	かいせい 1 回生	かいせい 2 回生	かいせい 3 回生	かいせい 4 回生
かいせい セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
がくひ 1 セメスター学費 はんとし (半年)	じゅぎょうりょう 授 業 料 A	えん 370,000円	えん 370,000円	えん 370,000円	えん 370,000円
	じゅぎょうりょう 授 業 料 B	えん 294,000円	えん 336,000円	えん 336,000円	えん 336,000円
ごうけい 合計 (半年)		えん 664,000円	えん 706,000円	えん 706,000円	えん 706,000円

ねんどういぜん にゅうがくしゃ かいせいへんにゅうてんにゅうがくしゃ
2019年度以前の入学者のうち2回生編入・転入学者

かいせい 回生	じゅぎょうりょう 授 業 料	かいせい 1 回生	かいせい 2 回生	かいせい 3 回生	かいせい 4 回生
かいせい セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
がくひ 1 セメスター学費 はんとし (半年)	じゅぎょうりょう 授 業 料 A	—	えん 370,000円	えん 370,000円	えん 370,000円
	じゅぎょうりょう 授 業 料 B	—	えん 336,000円	えん 336,000円	えん 336,000円
ごうけい 合計 (半年)		—	えん 706,000円	えん 706,000円	えん 706,000円

ねんどういぜん にゅうがくしゃ かいせいへんにゅうてんにゅうがくしゃ
2019年度以前の入学者のうち3回生編入・転入学者

かいせい 回生	じゅぎょうりょう 授 業 料	かいせい 1 回生	かいせい 2 回生	かいせい 3 回生	かいせい 4 回生
かいせい セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
がくひ 1 セメスター学費 はんとし (半年)	じゅぎょうりょう 授 業 料 A	—	—	えん 370,000円	えん 370,000円
	じゅぎょうりょう 授 業 料 B	—	—	えん 336,000円	えん 336,000円
ごうけい 合計 (半年)		—	—	えん 706,000円	えん 706,000円

ねんどういぜん にゅうがくしゃ そうきそつぎょう どうろくしゃ
2019年度以前の入学者のうち早期卒業プログラム登録者

かいせい 回生	じゅぎょうりょう 授 業 料	かいせい 1 回生	かいせい 2 回生	かいせい 3 回生	かいせい 4 回生
かいせい セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
そうきそつぎょう 早期卒業 A (半年)	じゅぎょうりょう 授 業 料 A	えん 370,000円	えん 370,000円	えん 370,000円	—
	じゅぎょうりょう 授 業 料 B	えん 294,000円	えん 504,000円	えん 504,000円	—
ごうけい 合計 (半年)		えん 664,000円	えん 874,000円	えん 874,000円	—
そうきそつぎょう 早期卒業 B (半年)	じゅぎょうりょう 授 業 料 A	えん 370,000円	えん 370,000円	えん 370,000円	えん 370,000円
	じゅぎょうりょう 授 業 料 B	えん 294,000円	えん 504,000円	えん 252,000円	えん 252,000円
ごうけい 合計 (半年)		えん 664,000円	えん 874,000円	えん 622,000円	えん 622,000円
そうきそつぎょう 早期卒業 C (半年)	じゅぎょうりょう 授 業 料 A	えん 370,000円	えん 370,000円	えん 370,000円	—
	じゅぎょうりょう 授 業 料 B	えん 294,000円	えん 336,000円	えん 672,000円	—
ごうけい 合計 (半年)		えん 664,000円	えん 706,000円	えん 1,042,000円	—

- 早期卒業A … 1 回生入学者が、2 回生で早期卒業プログラムに登録した場合
- 早期卒業B … 1 回生入学者で、2 回生で早期卒業プログラムに登録していた学生が、第4セメスター終了時の再審査で、早期卒業プログラムの登録を削除された場合
- 早期卒業C … 1 回生入学者が、3 回生で早期卒業プログラムに登録した場合

【特記事項】

- 国際学生授業料減免制度適用者は、上記金額に減免率を乗じた金額が学費から差し引かれます。

例： 1 回生で減免65の場合

$$(1 \text{ セメスター (半年) の通常学費}) 664,000 \text{ 円} \times (\text{減免率}) 0.65 = (\text{減免額}) 431,600 \text{ 円}$$

$$664,000 \text{ 円} - 431,600 \text{ 円} = 232,400 \text{ 円} \leftarrow \text{納入額}$$

2014年度以前の入学者の学費金額

2014年度以前の入学者

回生	授業料	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生
セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1 セメスター学費	授業料 A	342,000 円	342,000 円	342,000 円	342,000 円
(半年)	授業料 B	307,500 円	369,000 円	369,000 円	225,500 円
合計 (半年)		649,500 円	711,000 円	711,000 円	567,500 円

2014年度以前の入学者のうち2 回生編入・転入学者

回生	授業料	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生
セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1 セメスター学費	授業料 A	—	342,000 円	342,000 円	342,000 円
(半年)	授業料 B	—	369,000 円	369,000 円	225,500 円
合計 (半年)		—	711,000 円	711,000 円	567,500 円

2014年度以前の入学者のうち3 回生編入・転入学者

回生	授業料	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生
セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1 セメスター学費	授業料 A	—	—	342,000 円	342,000 円
(半年)	授業料 B	—	—	369,000 円	266,500 円
合計 (半年)		—	—	711,000 円	608,500 円

2014年度以前の入学者のうち早期卒業プログラム登録者

かいせい 回生	じゅぎょうりよう 授 業 料	かいせい 1 回生	かいせい 2 回生	かいせい 3 回生	かいせい 4 回生
かいせい セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
そうきそつぎょう はんとし 早期卒業A (半年)	じゅぎょうりよう 授 業 料 A	342,000円	342,000円	342,000円	—
	じゅぎょうりよう 授 業 料 B	307,500円	492,000円	471,500円	—
ごうけい はんとし 合計 (半年)		649,500円	834,000円	813,500円	—
そうきそつぎょう はんとし 早期卒業B (半年)	じゅぎょうりよう 授 業 料 A	342,000円	342,000円	342,000円	342,000円
	じゅぎょうりよう 授 業 料 B	307,500円	492,000円	246,000円	225,500円
ごうけい はんとし 合計 (半年)		649,500円	834,000円	588,000円	567,500円
そうきそつぎょう はんとし 早期卒業C (半年)	じゅぎょうりよう 授 業 料 A	342,000円	342,000円	342,000円	—
	じゅぎょうりよう 授 業 料 B	307,500円	369,000円	594,500円	—
ごうけい はんとし 合計 (半年)		649,500円	711,000円	936,500円	—

- 早期卒業A … 1回生入学者が、2回生で早期卒業プログラムに登録した場合
- 早期卒業B … 1回生入学者で、2回生で早期卒業プログラムに登録していた学生が、第4セメスター終了時の再審査で、早期卒業プログラムの登録を削除された場合
- 早期卒業C … 1回生入学者が、3回生で早期卒業プログラムに登録した場合

【特記事項】

- 国際学生授業料減免制度適用者は、上記金額に減免率を乗じた金額が学費から差し引かれます。

例： 2回生で減免65%の場合

$$(1 \text{ セメスター (半年) の通常学費}) 711,000 \text{ 円} \times (\text{減免率}) 0.65 = (\text{減免額}) 462,150 \text{ 円}$$

$$711,000 \text{ 円} - 462,150 \text{ 円} = 248,850 \text{ 円} \leftarrow \text{納入額}$$

学部5回生以上 (第9セメスター以上) の学費金額

- 授業料A … 5回生以上共通の固定学費。
- 授業料B … 履修科目登録単位数×1単位あたりの額。

	2020年度以降の入学者	2019年度以前の入学者	2014年度以前の入学者
じゅぎょうりよう 授 業 料 A	190,000円	185,000円	171,000円
じゅぎょうりよう たんい 授 業 料 B (1単位あたり)	22,500円	21,000円	20,500円

履修登録単位数は、履修登録修正期間2の後に確定され、学費額が決まります。

登録した単位数で金額が決まりますので、実際の授業の出席や取得した単位数とは関係ありません。

【例】 第9セメスターで1科目2単位の授業を2つ登録した場合 (2020年度以降の入学者)

授業料A： 190,000円
 授業料B： 90,000円 (4単位×22,500円)
 合計： 280,000円

がくひ のうにゆうほうほう 学費の納入方法

がくひ のうにゆうほうほう 学費の納入方法は、ゆうちょ ぎんこうこうざ 銀行口座からの じどうひきおとし 自動引落、ぎんこう 銀行での ぶりこみ 振り込み、かいがい 海外からはウェスタン・ユニオン社の しょうきん 送金システムの利用など、さまざまな ほうほう 方法があります。クレジットカードや ことぎって 小切手での しばらい 支払はできません（2022年4月現在）。納付方法の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.apu.ac.jp/home/life/content61/> (にほんごばん 日本語版)



<https://en.apu.ac.jp/home/life/content61/> (えいごばん 英語版)



のうふ がく つうち はる 納付額の通知は春セメスターは4月 中 旬、あき 秋セメスターは10月 上 旬に行われます。

キャンパスターミナルやAPUメールなど、だいがく 大学からの がくひ 学費についての おしらせ をよく かくにん 確認しましょう。

じゅうしょとうろく 住所登録

学費を支払うための納付書は、大学に登録されている学費請求先住所に送られます。住所が適切に登録されていない場合、納付書が届かないため授業料が払えず、学費未納除籍となってしまうケースもあります。転居をした場合も、その都度、現住所や学費請求先住所を更新しましょう。

また、住所・電話番号等が大学に正しく登録されていないと、事件・事故・災害等が起こった際に、大学から皆さんや皆様のご家族に連絡をすることができません。必ず最新の住所情報を登録しておくようにしましょう。

国際学生の方へは母国にいる場合でも受け取れるように、学費通知の送付時期に合わせて、APUメールアドレス宛にご案内をメール通知いたします。メール案内文の手順に沿って手続きを完了してください。

だいがく とうろく じゅうしょ あてさき 大学に登録する住所と宛先

大学に登録する住所と宛先には、①本人現住所、②学費請求先住所、③帰省先住所兼学生情報開示先住所、④緊急連絡先、⑤保証人（父母・保護者・身元引受者等）があります。

※4つの住所は、入学時、下記の通りに設定されています。

こくないがくせい 国内学生	①～⑤全て	入学手続き時に届け出た住所（APハウス居住者は①本人現住所にAPハウスの住所が設定されます）
こくさいがくせい 国際学生	①と②	APハウスの住所（APハウスに入居していない学生は、入学前に大学に届け出た住所）
	③～⑤	出願書類に記入した住所

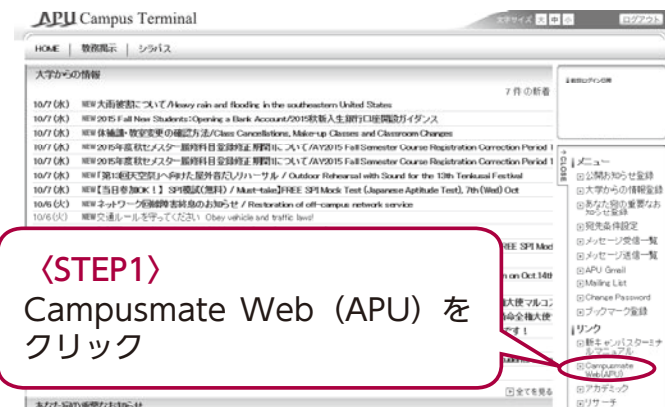
ちゅうい 【注意】

特に下記に該当する新入生の皆さんは、住所の変更が必要です。

- 実家から別府へ引っ越してきて、帰省先の住所と現住所が異なっている学生。
- APハウスの部屋を変更した学生。
- APハウスに住んでいない国際学生で、入学前に大学に住所を届け出していない学生。
- 帰省先ではない別の住所に納付書を送ってほしい学生。（ただし、日本国内の住所に限る）など

Campusmateへの^{とうろくほうほう}登録方法

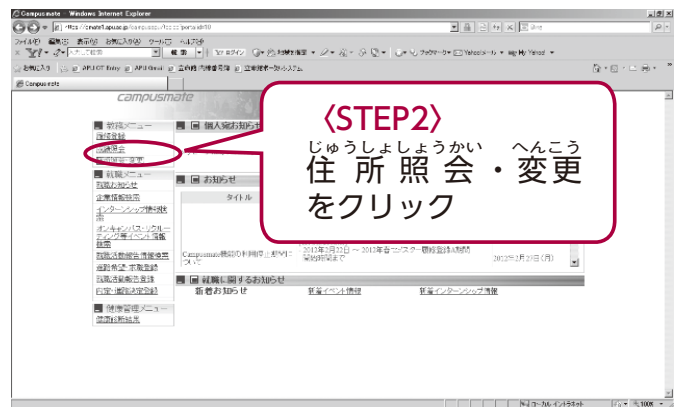
キャンパスターミナル



〈STEP1〉

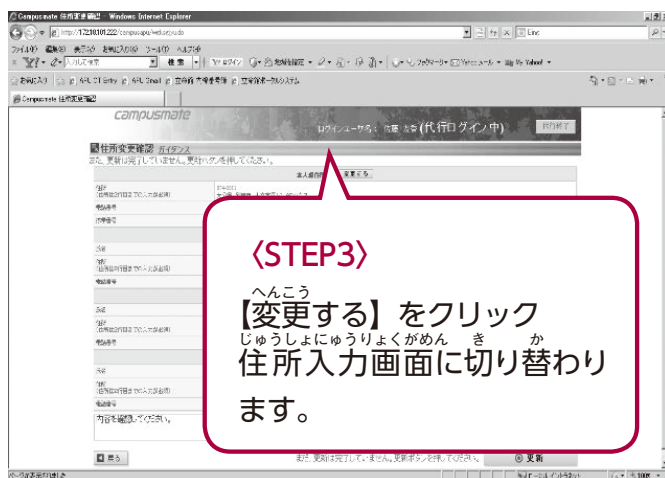
Campusmate Web (APU) を
クリック

ログイン後の画面



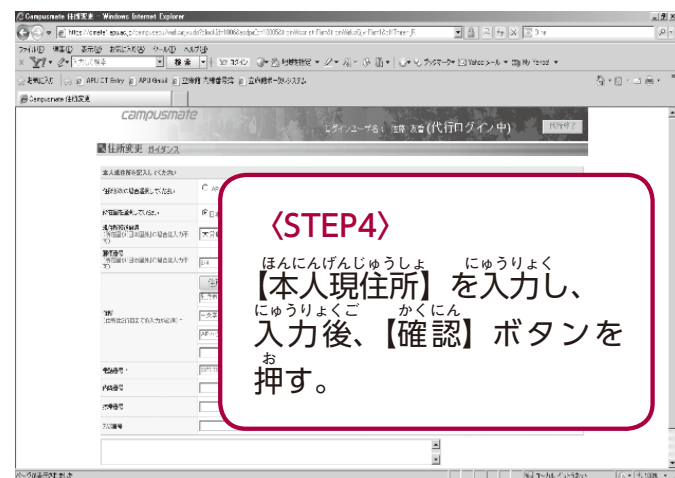
〈STEP2〉

じゅうしょしょうかいへんこう
住所照会・変更
をクリック



〈STEP3〉

へんこう
【変更する】をクリック
じゅうしょにゆうりよくがめん き か
住所入力画面に切り替わり
ます。



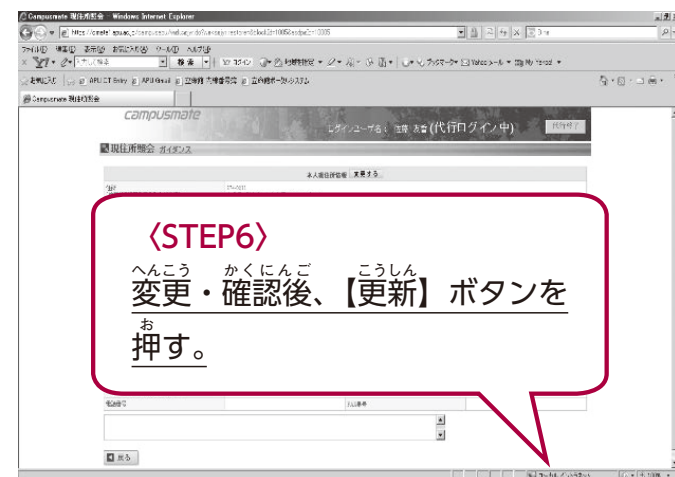
〈STEP4〉

ほんにんげんじゅうしょ にゅうりょく
【本人現住所】を入力し、
にゅうりょくご かくにん
入力後、【確認】ボタンを
お
押す。



〈STEP5〉

どうよう がくひせい きゅうさき きせい さきけん
同様に、【学費請求先】、【帰省先兼
せじょうほう かいじ さき きんきゅう れんぐ さき
学生情報開示先】、【緊急連絡先】、
ほしやうにん にゅうりよく
【保証人】を入力してください。



〈STEP6〉

変更・確認後、**【更新】** ボタンを
お
押す。

がく ひ せい きゅう さき じゅう しょ

学費請求先住所について

こく ない がく せい りょう しん など がく ひ し はら ば あい き せい い さ き け ん がく せい じょう ほう かい し さき じゅう しょ お な じゅう しょ に ゆう り よく
国内学生：両親等が学費を支払う場合は、「帰省先兼学生情報開示先住所」と同じ住所を入力してくだ
さい。

せい きゅう さき し め い りょう しん など き せい さき きょ じゅう しゃ し め い に ゆう り よく

請求先氏名は、両親等の帰省先の居住者氏名を入力してください。

かい が い きょ じゅう ば あい ほ ん に ん げ ん じゅう しょ お な じゅう しょ に ゆう り よく じ ぶ ん じ し ん う と
海外に居住されている場合は、「本人現住所」と同じ住所を入力し、自分自身で受け取って
ください。

かい が い じゅう しょ とう ろく

海外の住所を登録している場合は、納付書を受け取ることができません。

こく さい がく せい に ほ ん い が い じゅう しょ とう ろく

国際学生：日本以外の住所は登録できません。

ほ ん に ん げ ん じゅう しょ お な じゅう しょ じ ぶ ん じ し ん し め い に ゆう り よく

「本人現住所」と同じ住所・自分自身の氏名を入力してください。

がく ひ の う ふ か ん さい し ん じょう ほう き さい がく ひ の う に ゆう か ん
※学費納付に関する最新の情報はP21に記載の学費の納入に関するウェブサイトをご覧ください。

学籍異動 (休学・退学・復学など)

- 休学・退学などの学籍異動が必要な場合、スチューデント・オフィスで相談し、必要な手続きを行ってください。手続きが完了しない場合は、許可が取り消しになる可能性があります。

学籍異動の種類		申請締切期日		備考 *注2	問い合わせ先
		はる 春セメスター	あき 秋セメスター		
休学		2月15日	8月5日	審査・事務手数料：15,000円 在籍料：5,000円/1セメスター	スチューデント・ オフィス
復学	国内	2月15日	8月5日		
	国際	12月末日 *注1	6月末日 *注1		
退学		随時	随時		
再入学	国内	2月15日	8月5日	審査・事務手数料：10,000円 再入学金：13,000円 (再入学許可者のみ) 20,000円 (再入学許可者のみ。 2020年4月1日以降入学者) 授業料：1セメスター分 (再入学許可者のみ)	
	国際	12月末日 *注1	6月末日 *注1		
転籍		12月上旬	6月中旬	転籍選考手数料：10,000円	アカデミック・ オフィス
留学		年に2回、派遣の1年前に募集と出願を行います。			

*注1 国際学生は在留資格認定証明書（ビザ）を申請しなければならないため、申請期限が早くなっています。

*注2 一旦納入された手数料、在籍料、再入学金は、いかなる事情があっても返金できません。各種手数料は、将来変更されることがあります。

休学

病気等のやむをえない事由により、引き続き3ヶ月以上を超えて就学できない場合、休学申請ができます。

詳細は28～30ページを参照してください。

復学

大学が許可した休学期間満了前に、Campusmateに登録されている帰省先住所に手続書類を送付します。

(5月または11月) 期日までに必ず復学の手続きを行ってください。

復学申請締切期日

	国内	国際
春セメスター (9月20日) まで休学	8月5日	6月末日
秋セメスター (3月31日) まで休学	2月15日	12月末日

【注意】 期日がオフィス閉室日の場合、翌開室日

※期日までに"復学"もしくは"休学(継続)"の手続きがない場合は休学期間満了日で「退学」となります。

退学

- 病気などのやむをえない事由により、申請することができます。申請の際にはスチューデント・オフィスに事前に相談して書類を受け取ってください。
- 既に納入済の学費等については返金されません。

次の場合は強制的に退学となります

- 復学・転籍など学籍異動の際に定められた期日までに必要な手続を行わなかった者
- 退学の処分を受けた者

再入学

- 退学になった場合でも、願出により再入学が許可されることがあります。
 - 再入学した場合、退学前の在学期間に修得した単位は継承されます。
 - 出願できる期間は、退学したセメスターの最終日から3年以内です。
 - 再入学前に1セメスター分の授業料を全額支払う必要があります。
- ただし、各セメスターの申請期日までに必要な書類を提出する必要があります。

再入学申請締切期日

	国内	国際
春セメスターから再入学	2月15日	12月末日
秋セメスターから再入学	8月5日	6月末日

【注意】 期日がオフィス閉室日の場合、翌開室日が申請締切となります。

てんせき 転籍

- 転籍とは立命館アジア太平洋大学において、2回生および3回生に進級する時点で、現在の所属学部から他の学部へ転ずる制度です。
- 募集は原則として各学部の定員に欠員がある場合に行います。転籍を希望する学生は、アカデミック・オフィスのホームページを参照してください。

りゅうがく 留学

- 立命館アジア太平洋大学に在籍しながら留学を希望する場合は、アカデミック・オフィスに相談をしてください。また、詳しくは学部履修ハンドブックを参照してください。

じよせき 除籍

次の場合は除籍となります。除籍となった者は再入学できません。(ただし、学費未納除籍の場合のみ再入学申請が可能です。)

- 在学年限を超えた者（学部は8年、大学院の博士前期課程および修士課程は4年、博士後期課程は6年）。
- 二重学籍の者：同時に2つ以上の大学・学部・学科等に在籍している者
- 死亡した者
- 3ヶ月以上行方不明の者
- 定められた期日までに学費を納入しない者

ちゅうい 【注意】

「3ヶ月以上行方不明の者」について

- 学生が履修科目登録を行っていない、定期試験を受験していない、登録している授業に出席していないなど、大学に通学していない可能性がある場合に、大学に登録されている現住所や帰省先住所に大学から連絡を行います。
- 連絡を行ったにもかかわらず、正当な理由がなく学生から連絡がない場合、行方不明とみなし3ヶ月経過後に除籍処分とします。
- 病気や事故など予測できない事態により、通学できなくなる可能性もあるため、必ずCampusmateシステムで最新のあなたの住所（現住所・帰省先・連絡先）を登録してください。また、通学できない事態が発生した場合は、速やかにスチューデント・オフィスに相談をし、休学や退学などの手続きを行うようにしてください。

休学

きゅうがくてつづき

休学手続について

きゅうがくじょうけん

休学の条件

- 病気等のやむをえない事由により、引き続き3ヶ月を超えて就学できない場合、休学申請ができます。

例：病気、経済的事情、兵役、その他やむを得ない事由

【注意】

- 海外渡航・インターンシップなどでの休学を希望する場合は、休学ガイダンスへの出席が義務付けられています。ガイダンスの日程はキャンパスターミナルに掲示します。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、休学ガイダンスを実施しない場合があります。

休学申請方法については、キャンパスターミナルで案内をします。

- セメスター期単位での休学となります。継続して休学できるセメスターは2年間（4セメスター）までです。

休学中の申請により、予定復学セメスターを早めることや、最長2年まで休学の延長をすることもできます。

- 国際学生が所有している留学ビザは、日本出国時にキャンセルをし、無効にしなければなりません。復学の際には、もう一度ビザの申請手続を行う必要があります。

- 卒業可能なセメスターに在学している学生は休学申請ができません。

例：

- ・ 8セメスター在学中で卒業可能な「履修登録単位数」を満たしている学生は、休学申請はできません。
- ・ 7セメスター在学中で卒業可能な「履修登録単位数」を満たしている学生は、休学申請可能です。（早期卒業プログラム学生は除く）
- ・ 9セメスター以上に在学している学生でも卒業可能な「履修登録単位数」を満たしていない学生は、休学申請可能です。

休学申請締切期日

	国内・国際
春セメスターから休学	2月15日
秋セメスターから休学	8月5日

【注意】 期日がオフィス閉室日の場合、翌開室日

休学許可を得たあと、やむをえない事情があり許可の取消しを申請する場合は、休学申請期間内に所定

てつづき かなら おこな の手続きを必ず行ってください。きじつ す ばあい とりけ 期日を過ぎた場合は、取消することはできません。

てつづ なが 手続きの流れ

- ① スチューデント・オフィスにて相談し必要書類を受け取る。
 - ② 必要書類を期日までに一括で提出
 - ③ 申請書をもとに会議で審議
- けつ か かんいかきとめ また など そうふ
結果を簡易書留（又はEMS）等で送付。

ひつようていしゅつしよるい ひよう 必要提出書類と費用

い か ひつようしよるい きじつ いっかつ ていしゅつ
以下の必要書類を期日までに一括で提出

- 「休学願」(学費負担者の同意署名or押印が必要)
 - 「休学志望理由書」(自筆またはパソコン作成の文書)
 - ※ 海外渡航・インターンシップなどでの休学の場合：指定の休学理由書を使用
 - ※ 病気の場合：理由書の提出不要
 - 審査・事務手数料 15,000円
 - 在籍料 5,000円／1セメスター
 - 診断書 ※ 病気の場合
 - 「異動願(届)」
 - ※ 日本学生支援機構(JASSO)の奨学金を受けている場合
- きゅうがくちゅう かなら しょうがくきん じゅきゅう きゅうし
休学中は、必ず奨学金の受給を休止しなければなりません。

かいがいとこう きゅうがく けんとう がくせい 海外渡航・インターンシップによる休学を検討している学生へ

りゅうがく もくてき かいがいとこう きゅうがく けいかく がくせい にほんこくない かいがい
留学やワーキングホリデーなどを目的として海外渡航し、休学を計画している学生と日本国内・海外での
インターンシップを目的として休学する学生は以下をよく読んで準備してください。

てつづ 手続きについて

きゅうがく てつづき ぜんぺーじ ないよう おな
休学の手続きは前頁の内容と同じです。ただし、他の休学と異なる点が2つあります。

- 休学ガイダンスに出席することが申請条件となります。手続き書類も休学ガイダンスで交付します。
- 休学の目的や休学中の計画について大学指定の書式で「休学理由書」を作成し、申請時に面談を行うことがあります。

しんがた かんせんかくだいぼうし きゅうがく じっし ばあい
※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、休学ガイダンスを実施しない場合があります。

きゅうがくしんせいほうほう あんない
休学申請方法については、キャンパスターミナルで案内をします。

準備について

留学先の学校の探し方、インター先の探し方、奨学金の探し方、ビザ手配等の渡航の準備について大学はサポートしません。自らの力で調べ、計画し、手続を進めることが重要だと大学は考えています。

なお、準備について困ったときは以下のホームページが役に立ちます。

日本学生支援機構 海外留学支援サイト

<http://ryugaku.jasso.go.jp/>



考えてほしいこと

海外渡航に挑戦することは素晴らしいことです。ただし、せっかくの機会を無駄にしないために「のために休学をして海外渡航をするのか」を考えてください。

特に、英語圏に語学留学に行く学生については、海外に行き環境を変えたら語学力が自然に身につく、というような安易な考えで休学をしてはいけません。あなた自身が何をしなければならないのか、何をえて帰って来たいのかをじっくり考えてください。

APUにはたくさんの海外渡航休学経験者がいます。先輩たちに経験を聞いて休学期間中の成長イメージを描くことも大切なことでしょう。

また、APUには単位認定される海外プログラムも多数あります。詳しくはアカデミック・オフィスのホームページでOff-campus Study Programのセクションを参照してください。



かくしゅしょうめいしょ しんせいほうほう 各種証明書の申請方法

ざいがくしょうめいしょ せいせきしょうめいしょ かくしゅしょうめいしょ ひつよう ばあい か き ほうほう しんせい おこな
在学証明書や成績証明書などの各種証明書が必要な場合、下記の方法により申請を行ってください。
がくわりしょう い がい しょうめいしょ はっこう ゆうりょう がくせい ざいせきじょうたい しょうめいしょ しんせいほうほう こと
学割証以外の証明書の発行は有料です。学生の在籍状態により証明書の申請方法が異なります。

しんせいほうほう 申請方法

1. せい き がくせい きゅうがくしゃのぞ 1. 正規学生（休学者除く）

ざいがくしょうめいしょ せいせきしょうめいしょ しょうめいしょ しょうめいしょ じ どうはっこう き りょう しょうめいしょがくがいはっこう
在学証明書や成績証明書などの証明書は、証明書自動発行機を利用するか証明書学外発行サービス
(オンラインシステム) を利用し、学生が自分で発行することができます。学費納付証明書や奨学金
しょうめいしょ た しょうめいしょ がくがい き かん ていしゅつ しょうい しょうるい
証明書のほか、その他証明書（学外の機関に提出する所定の書類）はスチューデント・オフィスで発
こう りょう しんせい しょうめいしょ ほうほう しんせい
行するため、SURVEYを利用して申請してください。どの証明書がどの方法で申請できるか、36ペー
じに一覧表があります。

にゅうがくご めいこう こくさいがくせい ねんはる いこう のうにゅう がくひ りょうしゅうしょ
入学後、2セメスター目以降の国際学生は2020年春セメスター以降に納入した学費の領収書がオン
ラインで発行できるようになりました。詳細はホームページ（各種証明書の申請方法）を確認してくだ
さい。

※正式な証明書として学費納付証明書が必要な場合はサーベイ申請を行ってください。

(1) しょうめいしょ じ どうはっこう き 1. 証明書自動発行機

りつめいかん かく せつち しょうめいしょ じ どうはっこう き しょうめいしょ はっこう
APUや立命館の各キャンパスに設置されている証明書自動発行機で証明書を発行することができます。
しょうめいしょ じ どうはっこう き りょう がくせいしょう ひつよう はっこう て すりょう し はら
証明書自動発行機の利用には学生証が必要です。発行手数料の支払いは、あらかじめ課金した学生 証
か、nimocaなどの交通系ICカードで行います。

● せつち ばしょ か どうじ かん ● 設置場所と稼働時間

- ① APU本部棟 1 階（月～金：8：45～18：00）
- ② APUライブラリー（開館日のカウンター利用時間）
- ③ 東京キャンパス（月～金：9：00～17：30）
- ④ 大阪梅田キャンパス（月～金：9：30～17：00）
- ⑤ 立命館大学（設置場所と稼働時間については立命館大学HPを参照）

(2) しょうめいしょがくがいはっこう (2) 証明書学外発行サービス（オンラインシステム）

A P Uキャンパスや各キャンパスに行くことが難しい場合、学外からオンラインシステムを利用して
しょうめいしょ しんせい しょうめいしょ に ほんこく ない はっこう
証明書の申請をすることができます。証明書は日本国内のコンビニエンスストアで発行するか、もし
ゆうそう う と せんたく ていしゅつさき し じ げんぶ ひつよう がくせい かいがい がくせい
くは郵送での受け取りを選択できます。提出先からの指示で厳封が必要な学生や、海外にいる学生は
オンラインシステムで申請し、郵送での受け取りを指定してください。オンラインシステムにはAPU
のIDとパスワードでログインします。

- オンラインシステムログインサイト： <https://crt.ritsumeai.ac.jp/>

(3) SURVEY

学費納付 証明書や奨学金 証明書のほか、その他 証明書（学外の機関に提出する所定の書類）など、
 証明書自動発行機やオンラインシステムで発行できない証明書があります。これらの証明書は、スチュー
 デント・オフィスで発行します。証明書の発行を希望する学生は、SURVEYを利用して申請し、スチュー
 デント・オフィスの窓口で交付を受けるか、郵送で受け取ることができます。証明書の申し込みは、
 SURVEYで申請し、その後インターネット決済サイトを利用してクレジットカードかコンビニエンス
 ストアで費用を支払います。なお、その他の特別な証明書は、発行可能かどうかオフィスに相談してく
 ださい。

- SURVEY : <https://survey2.apu.ac.jp/limesurvey/index.php/462397?lang=ja>
- インターネット決済サイト : <https://e-apply.jp/e/apu-payment/>

< 注意 >

- ・ 郵送で証明書を交付する場合、PDFの送付はできません。原本を郵便で送ります。
- ・ 郵送の場合、申し込みが完了してから2日後（閉室日除く）に発送します。即日発行はできません。
 また証明書の種類によっては、日数がかかる場合があります。
- ・ 申請を受け付け、発行した日から3か月以上を経過した証明書は破棄します。その場合も、納入済
 の手数料等は返金できませんので、ご了承ください。
- ・ システムメンテナンスなどで証明書の発行を止めることがあります。停止期間はキャンパスターミナ
 ルやホームページでお知らせします。セメスター開始日はデータ更新のため、証明書自動発行機と学
 外発行サービス（オンラインシステム）を停止します。

2. 正規学生（休学者）、非正規生

休学中の学生と非正規生（交換留学生など）は、証明書自動発行機やオンラインシステムを利用す
 ることができません。SURVEYを利用して申請し、インターネット決済サイトで費用の支払いを行っ
 てください。費用の支払い方法は、クレジットカードかコンビニエンスストア払いです。証明書の受け
 取り方法は、郵送もしくはスチューデント・オフィスの窓口です。窓口で受け取る場合は、証明書自動
 発行機で証紙を購入し、支払うこともできます。証紙の購入には生協の仮カードに課金するか、交通系
 ICカードが必要です。休学中の学生と非正規生が発行できる証明書の種類については35ページを参 照
 してください。

- SURVEY : <https://survey2.apu.ac.jp/limesurvey/index.php/462397?lang=ja>
- インターネット決済サイト : <https://e-apply.jp/e/apu-payment/>

＜注意＞

- ・証明書は申し込みが完了してから2日後（閉室日除く）に発行または発送します。即日発行はできません。また証明書の種類によっては、日数がかかる場合があります。早めに申請の準備を行うようにしてください。
- ・SURVEYで申請した証明書をスチューデント・オフィスの窓口で代理人が受け取る場合、あらかじめ委任状の提出が必要です。委任状はSURVEYのサイトからダウンロードできるようになっています。ダウンロードした委任状は、記入後にSURVEYのサイトで提出してください。代理人の方は、本人確認のため身分証明書を持参してください。

手数料・郵送料について

手数料（学割証除く）

	ざいせきせい 在籍生	ひざいせきせい そつぎょうせいなど 非在籍生（卒業生等）
てすうりょう つう 手数料（1通）	200円	300円

郵送料（郵送料は改定される場合があります）

	こくないはっそう 国内発送	かいがいはっそう 海外発送
しゅるい 種類	レターパックライト	EMS等
ゆうそうりょう 郵送料	370円	アジア 1,400円
		北米 2,400円
		ヨーロッパ 2,450円

※2021年6月1日より当分の間、一部の地域においてEMS特別料金が導入されています。

支払い方法

しんせいほうほう 申請方法	しはら ほうほう 支払い方法
しょうめいしよじどうはっこうき 証明書自動発行機	かきん ず がくせいしやう こうつうけい 課金済みの学生証か交通系ICカード
がくがいはっこう 学外発行サービス（オンラインシステム）	クレジットカードまたはコンビニ決済
SURVEY申請	クレジットカード、コンビニ決済、証紙

※海外のコンビニは利用できません。

※納入した手数料や差額は、返金できません。

※詳細は証明書のホームページも参照してください。

<https://www.apu.ac.jp/home/alumni/content4/>



がくわりしょう つうがくてい き けん しんそつぎょうせい しょうめいしょ 学割証、通学定期券、新卒業生の証明書

1. 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について

- 学割証は、学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）より大学に交付されています。
- 学割証の発行手数料は無料ですが、発行枚数は原則として休学以外の正規学生1名につき年間10枚までです。有効期間は発行日から3ヶ月ですが、卒業や退学した日以降は使用できません。
- 学割証1枚で、JR各社の片道100営業キロメートルを超える区間の割引普通乗車券（片道、往復、連続、周遊）を1回購入することができます。2割引になります。
- 他人名義の学割証や卒業・退学後に学割証を使用した場合、使用区間の3倍の運賃が追徴されます。

2. 通学定期券の購入

- 通学定期券は、現住所から大学までの最短区間で、通学を目的として利用する場合に限り購入できます。
※アルバイト、クラブ活動、就職活動を目的とした購入はできません。
- 通学定期券を購入する際、各交通機関で配布している通学定期申込書などに、通学区間を証明するために「通学証明書」が必要な場合があります。「通学証明書」はスチューデント・オフィスで発行しますので、通学定期申込書とキャンパスメイトの現住所ページのコピーを提出してください。発行は受付から2日後になります。

3. 学位授与式当日の各種証明書の申請と受け取り

- 新卒業生／新修了生の便宜のため、特別に証明書を事前に準備して、学位授与式当日に交付します。
 - ①対象者：新卒業生（学部学生）／新修了生（大学院生）
 - ②日時と場所：学位授与式当日で、詳しい時間と場所は別途お知らせします。
 - ③交付する証明書と通数：成績証明書および卒業／修了証明書（日・英各1通）
 - ④持ってくるもの：学生証
 - ⑤お知らせ方法：キャンパスターミナルにて
- ※いかなる理由があろうと学位授与式の日以前に発行することはできません。

ひょう 1 はっこう しょうめいしょ にほんご えいご
表1：発行する証明書（日本語・英語）

	ざいせきしゃ 在籍者				ひざいせきしゃ 非在籍者		
	せいぎ 正規		ひせいぎ 非正規		せいぎ 正規	ひせいぎ 非正規	
しょうめいしょ しゅるい 証明書の種類	つうじょう 通常・ 留 学	きゅうがく 休 学	こうかん 交換 りゅうがくせい 留学生 (立命館大学 以外からの 留学生など) より)	ほか 他 りつめいかんだいがく (立命館大学 以外からの 留学生など) りゅうがくせい	そつぎょう 卒業 / しゅうりょう 修了	たいがく 退学・ じよせき 除籍	しゅうりょう 終了
ざいがくしょうめいしょ 在学証明書	◎						
ざいせきしょうめいしょ 在籍証明書		○					
*1 せいせきしょうめいしょ 成績証明書	◎	○	○	○	○	○	○
*2 そつぎょうしゅうりょうみこみしょうめいしょ 卒業／修了見込証明書	◎						
しょうめいしょ 証 明 書 ひせいきがくせいようざいがくしょうめいしょ (非正規学生用在学証明書)			○	○			
そつぎょうしゅうりょうしょうめいしょ 卒業／修了証明書					○		
ざいせきかんしょうめいしょ 在籍期間証明書					○	○	○
*3 たしょうめいしょ その他証明書	○	○	○	○	○	○	○
けんこうしんだんしょうめいしょ 健康診断証明書	◎		○	○			
がくわりしょう ねんかん まいいない 学割証（1年間10枚以内）	●		●				

はんれい しょうめいしょじどうはっこうき がくがいはっこう
凡例：◎は証明書自動発行機、学外発行サービス（オンラインシステム）またはスチューデント・オフィ
スにて発行可能。

○はスチューデント・オフィスにて発行可能。

●は証明書自動発行機で発行可能。

*1 せいせきしょうめいしょ ぜん せいせき きさい
成績証明書は、前セメスターまでの成績が記載されています。4/1と9/21に更新されます。

せいせきはつびようご つぎ はじ せいせきしょうめいしょ はんえい
成績発表後も次のセメスターが始まるまでは、成績証明書に反映されません。

*2 そつぎょう しゅうりょうみこみしょうめいしょ そつぎょう しゅうりょうみこみ はんてい きよか がくせい たいしょう はんてい
卒業／修了見込証明書は「卒業／修了見込の判定により許可された学生のみが対象です。判定の
じ き はんだんきじゆん ねんどがくぶりしゅう さんしょう はんてい
時期や判断基準については「2022年度学部履修ハンドブック」をご参照ください。判定につ
ての問い合わせ先はアカデミック・オフィスです。

*3 たしょうめいしょ たきかんしよていようし しょう がくひのうにゅうよていしょうめい こべつ ようぼう おう
その他証明書とは、他機関所定用紙の使用や学費納入予定証明など個別の要望に応じたものです。

※りつめいかんだいがく がくせい りつめいかんだいがくはっこう しょうめいしょ しょうめいしょじどうはっこうき しゅとく ばあい りつめいかんだいがくがく
立命館大学の学生が、立命館大学発行の証明書を証明書自動発行機にて取得する場合は立命館大学学
せいしょう せいぎようかり こうつうけい ひつよう がくわりしょう むりよう ひつよう ばあい りつめいかんだいがく
生証と生協仮カードや交通系ICカードが必要です。学割証（無料）が必要な場合も、立命館大学の
がくせいしょう しゅとく
学生証で取得してください。

ひょう しんせい ほうほう はっこう しょうめいしょ
表2：申請の方法と発行できる証明書

しょうめいしょ しゅるい 証明書の種類	しんせいほうほう 申請方法		
	しょうめいしょ じ どうはっこう き 証明書自動発行機	がくがい はっこう 学外発行サービス (オンラインシステム)	SURVEY
ざいがくしょうめいしょ 在学証明書	○	○	○
ざいせきしょうめいしょ 在籍証明書	×	×	○
せいせきしょうめいしょ 成績証明書	○	○	○
そつぎょう しゅうりょう み こみしょうめいしょ 卒業／修了見込証明書	○	○	○
ひ せい き がくせいようざいがくしょうめいしょ 非正規学生用在学証明書	×	×	○
そつぎょう しゅうりょうしょうめいしょ 卒業／修了証明書	×	×	○
ざいせき き かんしょうめいしょ 在籍期間証明書	×	×	○
がく ひ しょうめいしょ しょうがくきんしょうめいしょ 学費証明書、奨学金証明書、 た しょうめいしょ その他証明書	×	×	○
けんこうしんだんしょうめいしょ 健康診断証明書	○	○	○
がくわりしょう 学割証	○	×	×

しょうめいしょ と あ さき
証明書についての問い合わせ先：スチューデント・オフィス

Email: shoumei@apu.ac.jp

(けんめい がくせきばんごう し めい にゅうりよく
件名に「学籍番号」と「氏名」を入力してください)

しょうがくきんせいど 奨学金制度

奨学金制度は、教育の機会均等を保障し、学生の多面的な能力の伸長を支援することを目的として設けられています。奨学金には、APU独自のものをはじめ、日本国や地方公共団体、民間奨学団体などによる奨学金制度があります。それぞれの奨学金は、趣旨、対象、定員、金額、返還、出願の有無などに相違があり、重複して受給できない場合もあります。

すべての奨学金は、学生の学修や生活を支援する目的で、各出資者の善意により成り立っています。奨学金受給者は、その奨学金の趣旨を十分に理解し、その出資者への感謝の気持ち・心を忘れることなく、志を高く勉学に励み、大学入学の目的を達成し、社会に貢献できる人間となれるように努力をしてください。

しょうがくきん かん かんが かた 〈奨学金に関するAPUの考え方について〉

しょうがくきん たい かんが かた 奨学金に対するAPUの考え方

APUでは、多くの国・地域から多様な学生を集め、学生の学習や生活を支援する目的で、APU設立の趣旨に賛同していただいた企業・団体の方々や、個人の方々から多くの奨学金をいただいています。また、日本国政府からも多くの援助を得ています。これらの奨学金がみなさんの学生生活に役立てられています。

奨学金の配分については、学生全体に公平に配分するよう努めています。様々な国から集まっているAPUの学生への配分の公平さを客観的に期するため、応募資格条件で指定されている場合を除き、国籍、性別、年齢、宗教による募集・選考は行いません。また、最短修業年限までの給付が約束されている奨学金については、毎セメスター終了時に、成績による継続審査で、規程に従い、警告・取消を厳正に行っています。

学生の皆さんには、これらのAPUの奨学金についての考え方を正確に理解し、APUでの学習・学生生活に励んでください。

しょうがくきん じゅきゅう ざいがくじせんこう 奨学金の受給および在学時選考について

大学を通じて推薦する奨学金の募集案内については、随時、スチューデント・オフィスのホームページに掲載します。みなさんが希望する奨学金にそれぞれ毎回応募してください。

受給者や選考により推薦者を決定するにあたって以下のような学内基準を設けています。

＜受給・応募資格について＞

- 以下の単位数を修得していること

だい 第1セメスター終了者：16単位以上	だい 第5セメスター終了者：80単位以上
だい 第2セメスター終了者：32単位以上	だい 第6セメスター終了者：96単位以上
だい 第3セメスター終了者：48単位以上	だい 第7セメスター終了者：112単位以上
だい 第4セメスター終了者：64単位以上	だい 第8セメスター終了者：応募資格なし

- APU定期健康診断を受診していること

* 日程等はキャンパスターミナルおよびヘルスクリニックホームページ参照

- 応募する奨学金の奨学生義務を果たせること
- 奨学金募集時に示される「募集要項」を熟読すること。

＜選考について＞

成績および経済状況、奨学金申請書類の内容などから、総合的に判断します。

＜備考＞

- 奨学金受給の機会を多くの学生に与えるために、大学からの推薦数が決まっており、学内選考がある場合、1人の学生を複数の学外奨学金に同時に推薦することは行いません。ただし、推薦者がすべて採用されるとは限らないため、不採用が決定した段階で他の奨学金への応募が可能な場合は、推薦することもあります。
- 一度に複数の奨学金の出願を受付ける場合は、推薦順位の上位者から、希望の奨学金へ順番に推薦していきます。
- 奨学金の受給については、併給制限など奨学金ごとに様々な条件があります。いったん推薦されたものの推薦を取消すことは出来ませんので、応募する際に十分に考慮して、応募する奨学金を選択してください。
- できるだけ多くの学生へ奨学金を配分する観点から、授業料、生活費とも支援される奨学金（国費など）を受給している学生には、その他の奨学金へ推薦は行いません。

かくしょうがくきんしょうさい
各奨学金の詳細

かくしょうがくきん しょうさい
各奨学金の詳細については、スチューデント・オフィスのホームページを確認して
ください。

<https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0037.html/>

りつめいかん たいへいようだいがくこくさいがくせいじゅぎょうりょうげんめんせいど こくさいがくせいたいしょう
立命館アジア太平洋大学国際学生 授業料減免制度 (国際学生対象)

りつめいかん たいへいようだいがくこくさいがくせいじゅぎょうりょうげんめんせいど じゅぎょうりょうげんめん りつめいかん たいへいようだいがく
立命館アジア太平洋大学国際学生授業料減免制度 (授業料減免) は、立命館アジア太平洋大学 (APU)

で学ぶ国際学生の経済的負担を軽減し、学業を継続させることを目的としています。

しゅるい 種類	げんめん 減免100・80・65・50・30 * 1
たいしょう 対象	りゅうがく ざいりゅうしかく も し ひ りゅうがく こくさいがくせい 「留学」の在留資格を持ち、私費で留学している国際学生
てきようきかん 適用期間	さいたんしゅうぎょうねんげんさいちようだい 最短修業年限 (最長第8セメスターまで) ※ただし、毎セメスター終了後、成績による継続審査を行います。 ※アクティブラーニング (国内・海外交換留学) で国内・海外の大学に派遣中も 当該制度の適用を受けることができます。 ※休学者については、復学するセメスター期分から適用支給が再開されます。
せんこうほうほう 選考方法	にゅうがくがんしよていしゅつじ しょうがくきん しゅつがん う つ こくさいがくせい しゅつしんこく ちい き けいざいじじょう 入学願書提出時に奨学金の出願を受け付け、国際学生の出身国および地域の経済事情、 がくせいこじん がくりよく べんがくいよく そうごうてき はんたん にゅうがくしけん どうじ せんこう 学生個人の学力、勉学意欲などを総合的に判断し、入学試験と同時に選考します。
さいようにんずう 採用人数	ねんど 年度によって異なります。

* 1 げんめんがく
減免額

	しゅるい 種類	げんめんがく 減免額
①	げんめん 減免100	じゅぎょうりょう 授業料の100%相当額
②	げんめん 減免80	じゅぎょうりょう 授業料の80%相当額
③	げんめん 減免65	じゅぎょうりょう 授業料の65%相当額
④	げんめん 減免50	じゅぎょうりょう 授業料の50%相当額
⑤	げんめん 減免30	じゅぎょうりょう 授業料の30%相当額

けいさんしき
計算式

かく かいせい め げんめんがく えん
各セメスター回生 (セメ目) の減免額 (円)

$$= \text{該当するセメスター回生 (セメ目) の授業料額 (表1)} \times \text{減免 (\%)} \times 0.01$$

※学費についてはp16～p20を参照してください。

授業料減免制度・奨学金の取消と一時停止について

適用者が次の事項に該当する場合は、授業料減免の適用と奨学金の支給を取消します。また、一度取消された授業料減免の適用と奨学金の復活はできません。

- ① 退学・除籍・卒業したとき
- ② 継続審査により、連続して2回「警告」を受けたとき（以下参照）
- ③ 懲戒処分を受けたとき*
- ④ その他、適用者として適当でないと学生委員会が判断したとき*

*各種奨学金規程および学生委員会の判断により一時停止になる場合があります。一時停止された授業料減免の適用の再開は、学生委員会が判断します。

継続審査

在学期間中、毎セメスター期に成績による、「継続」、「警告」、「取消」を決定する審査を行います。

(1) 警告

当該セメスター期の成績が、①、②のいずれか、または両方に該当する場合、「警告」となります。

① 修得単位数（下記表を参照）

	2011年度以降の入学学生	2010年度以前の入学学生
第1セメスター終了者	12単位以下 * 1	12単位以下 * 1
第2セメスター終了者	26単位以下	26単位以下
第3セメスター終了者	40単位以下	40単位以下
第4セメスター終了者	54単位以下	54単位以下
第5セメスター終了者	66単位以下	66単位以下
第6セメスター終了者	80単位以下	80単位以下
第7セメスター終了者	98単位以下 * 2	92単位以下 * 3

* 1 第1セメスター目の修得単位数について

第2セメスター目の登録上限単位数が18単位のため、2回連続して「警告」を受けるのを避けるためには、第1セメスター終了時に、最少でも10単位は修得しておく必要があります。

* 2 2011年度以降の入学学生は、第8セメスター目の登録上限単位数が24単位のため。

* 3 2010年度以前の入学学生は、第8セメスター目の登録上限単位数が30単位のため。

② 当該セメスター期のGPA (Grade Point Average)が1.50 以下

当該セメスターGPAの算出方法は、アカデミック・オフィスのホームページを参照してください。

(2) 取消

2回連続して「警告」を受けた場合、授業料減免の適用や奨学金は通知を受けたセメスターより取消されます。一旦取消された授業料減免の適用や奨学金については復活はできません。

また、第7セメスター終了時の継続審査において、修得単位数が92または98単位以下（上表参照）のため、「警告」を受けた場合は、1回目の警告であってもその時点で取消となります。

休学する直前のセメスター期の成績に基づく継続審査による取消または警告は復学後に引き継がれます。

(3) 警告・取消の通知

警告・取消の通知はセメスターのはじめにキャンパスターミナルを通じて行います。

在学中に募集・選考する奨学金

在学中に募集・選考する奨学金の募集情報は、スチューデント・オフィスのホームページで、随時掲載・更新します。募集要項をよく読んで、応募条件を満たしている学生は、期限内に必要な書類を不備のないようスチューデント・オフィスに提出してください。

選考結果については、キャンパスターミナルを通じて行います。

また、「直接応募」の奨学金は、大学を通して応募する必要はありません。自ら積極的に応募してください。

<国内学生向け奨学金>

<http://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0039.html/>



<国際学生向け奨学金>

<http://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0220.html/>



おも しょうがくきん しょうかい 主な奨学金の紹介

あんどうももふくめいよはかせしょうれいしょう えいよしやう 安藤百福名誉博士奨励賞・栄誉賞

にっしんしょくひん かぶしきがいしゃ そうぎやうしゃ こ あんどうももふくめいよはかせ こうい せっち
日清食品ホールディングス株式会社の創業者である故・安藤百福名誉博士からのご厚意により設置され
た奨学金であり、将来、アジア太平洋地域のリーダーになることが期待されている者に対し、支援と
げきれい おこな もくてき
激励を行うことを目的としています。

たいしょう 対象	● 安藤百福名誉博士奨励賞制度の趣旨と目的を理解し、将来の目標を明確に持ち、その実現のため、正課・正課外を問わず、APUにおいて積極的な学生生活を送っている者 ● 奨励賞：5セメスター生、栄誉賞：当該セメスター末に卒業予定の者 ※詳細は募集要項を参照。
きゅうふないやう 給付内容	しょうれいしょう まんえん えいよしやう まんえん 奨励賞：50万円、栄誉賞：100万円 そつぎやう えんき ばあい しょうがくきん しきゅう とりけ ※卒業が延期になった場合は奨学金の支給を取消す
ほしゅうじき 募集時期	はる あき 春セメスターおよび秋セメスター
さいやうにんずう 採用人数	かく めいいない 各セメスター2名以内

りつめいかん たいへいようだいがくゆうしゅうがくせいしょうれいきん 立命館アジア太平洋大学優秀学生奨励金

かくがくぶ かく がくねんごと とうがい き がくぎやうせいせき とく ゆうしゅう もの たいしょう しょうれい
各学部、各セメスター学年毎に、当該セメスター期の学業成績が特に優秀な者を対象とし、これを奨励
することを目的としています。

たいしょう 対象	か き じょうけん すべ み もの 下記にあげる条件を全て満たしている者 ① 各学部、各セメスター学年毎を対象者グループとし、選考対象となるセメスター期 において、当該セメスターGPAが上位1位の者 ② 選考対象となるセメスター期において、18単位以上（T、R、E評価を除く）を登録 している者 ③ 選考対象となるセメスター期において、通常の評価（A+, A, B, C, P）による 修得単位数が登録単位数の4分の3以上である者
しょうれいきんがく 奨励金額	じょうい い もの じょうげん まんえん 上位1位の者に上限10万円
ほしゅうじき 募集時期	なし * 当該セメスター期の学業成績を持つ本学学生の中から選考します。

※当該セメスターGPAの算出方法はアカデミック・オフィスのホームページ参照

*あるグループでGPA同点者がした場合

ぜんいん さいやう まんえん にんずう わ くらい き す しきゅう
全員を採用し、10万円を人数で割って（1の位は切り捨て）支給します。

ただし、GPA4.0（満点）の同点の場合は、全員に5万円ずつ支給します。

＜選考対象セメスター＞

- 第2～第6セメスター終了時が選考対象です。

(第1セメスター終了時と第7、8セメスター終了時は、選考対象としません。)

＜理由＞

- 第1セメスター終了時は、第1セメスターが、APUでの学習の導入期であるため対象としません。
- 第7、8セメスター終了時は、第7、8セメスターでの標準修得単位数が各8単位と少ないため対象としません。

優秀学生表彰

各学部、各セメスター学年毎に、選考対象となるセメスター期の学業成績が2、3番目に優秀な者を対象とし、これを奨励することを目的としています。

立命館アジア太平洋大学自主活動奨励金

自主的諸活動において顕著な成果を挙げた個人または団体を対象とし、これを奨励することを目的としています。

給付内容	団体10万円、個人5万円
採用数	毎年度予算の範囲内で定める
募集時期	7月頃

せいかがいかつどう しえん 正課外活動の支援

せいかがいかつどう じしゅてきそうぞうてきかつどう つう そしきせい しゃかいせい ゆた ひょうげんりよく えいびん かんせい やしな
正課外活動は、自主的創造的活動を通じて、組織性・社会性、また豊かな表現力や鋭敏な感性を養う、
にんげんけいせい はか し い ぎ と く
人間形成において計り知れない意義をもった取り組みです。

せ かい つど さまざま がくせい ぶん か ち かん ちが の こ かつどう たの
世界から集う様々な学生と、文化や価値観の違いを乗り越え活動することで、APUならではの楽しさ
とやりがいを見つけることができます。また、せいかがいかつどう とお かつやく ば ち い き
世界にも広がっていき、いっそう魅力的な活動を展開できるでしょう。

さいがくせいむ
在学生向けWebサイト「Online Student Activities Guide」やスチューデントオフィスのSNSでは、
さまざま がくせいかつどう しょうかい
様々な学生活動が紹介されています。

● URL : <https://apu-online.jp>

● QRコード :   APU Student Activities  @apu.student

せいかがいかつどうとうろくだんたい かつどう 正課外活動登録団体での活動

だんたいとうろく きほんげんそく 団体登録の基本原則

1. こくさいそうごりかい げんそく 国際相互理解の原則

APUの理念である国際相互理解を貫く観点から、複数の国・地域出身の学生によって構成される
ことがのぞましい。

2. みんしゅてき かつどううんえい げんそく 民主的な活動運営の原則

登録を行う学生団体は、民主的原則に基づき団体規則や運営のルールを定め、民主主義的な団体運営
をおこなうことが求められます。

3. がくしゅう けんきゅう じゅう おびや ぼうりよくこうい きんし げんそく 学習・研究の自由を脅かす暴力行為禁止の原則

APUは学生一人ひとりの学習・研究の自由を尊重し、キャンパス内外で人間的な成長を達成でき
る環境を学生と共に創造します。大学の存立の基盤である学習・研究の自由を脅かす暴力行為は
いっさいみと
一切認められません。

とうろく だいがく しえん 登録することによる大学からの支援

登録された団体に対して、以下の活動の許可および支援をおこなっています。

● だいがく しせつ びひん りよう
大学の施設・備品の利用

● がくない こうほうかつどう かんばん
学内での広報活動（フライヤー・ポスター、看板、ブースなど）

● かつどうほじょきん しきゅう いってい かつどう み だんたい たいしょう
活動補助金の支給：一定の活動レベルを満たした団体が対象

クラブ・サークル制度^{せいど}

継続的に正課外活動に取り組みたい学生を支援する制度で、校内での広報活動や学生備品・施設の利用ができ、より良い活動を行うことができます。APUでは、約100のクラブ・サークルが活動しており、誰でも自由に入ることができ、また自分たちで新たに団体を立ち上げることもできます。

1. 既存団体に入部希望の場合

- Online Student Activities Guide で各団体の活動時間・活動場所を調べることができます。直接その場所へいってみてください。また、団体のホームページやフェイスブックの情報を Online Student Activities Guide に記載している団体もあります。
- スチューデント・オフィスの窓口で団体の代表者の連絡先を聞くこともできます。

2. 新たに団体を立ち上げたい場合

年2回（春・秋）の募集時期に申請書を提出する必要があります。審査の上、登録が承認されます。具体的な申請時期・申請方法については、スチューデント・オフィスのホームページもしくはキャンパスターミナルを参照してください。

イベント・プロジェクト支援制度^{しえんせいど}

学生グループが発案したイベントや、期間限定のプロジェクトを大学が支援する制度です。学生の皆さんの「やりたい」という自主的な気持ちを尊重し、ひとつの取り組みについて深く考え、やり遂げることを大学が支援します。活動を通じて、社会人として必要な「企画運営スキル」の習得や、個人の成長を促すことも目的としています。

企画の活動形態により、「自立イベント型」「選抜プロジェクト型」「企業・団体共創型」の3つのタイプがあります。詳しくはスチューデント・オフィスのホームページを参照してください。

- URL : <https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0312.html/>



- 「キャンパスターミナル」→「スチューデント・サービス」→「スチューデント・オフィスのページへ」

課外活動を行う際の注意^{かがいかつどう おこな さい ちゅうい}

課外活動は自分で決めて、自分で参加する、「自主的な活動」です。つまり、何か事故にあったり、怪我をした時、また、事故にあわせたり、怪我をさせてしまった場合も、基本的には、自分で責任を取り、対応をしていくことが求められます。大学や顧問も対応のサポートはしますが、高校までのように、学校や顧問がいつでも責任をとるのではなく、原則は自己責任となります。医療費は原則自己負担となりますので、任意保険に入る等して、リスクを減らすことが必要です（特にスポーツを行う活動）。

その他

大学敷地内でのキックボード、ローラースケートなどの使用

周囲の学生を巻き込む衝突事故の危険性があり、また路面へ損傷を与える為、大学敷地内でのキックボード、ローラースケート、スケートボードなどの使用は禁止します。

学内での販売活動

学生バンドのコンサートチケット等、学内での販売活動は原則として認めていません。ただし、営利目的ではなく、大学が認めるイベント等の経費の一部に充てられ、かつ収支が明らかな場合については、販売を認めることがあります。詳細については、スチューデント・オフィスに相談してください。

募金活動

募金活動は、募金された金銭の扱いについて、最終的に募金目的どおりに使用されるまでの過程で目的外使用が行われる危険性があり、原則として認めていません。

地域での活動

APUは大分県ならびに別府市の多大なご協力の下で開学した大学です。開学以来、APU学生は地域の方々と交流の輪を広げてきました。学生と交流したいという地域の方からの依頼は例年100件を越え、学生の皆さんが充実した学生生活を送る上でも、大変貴重な機会となっています。地域交流行事などを活用して、APUから飛び出し、地域の方との交流にチャレンジしてみてください。

地域交流行事

地域交流行事に関する情報をスチューデント・オフィスホームページにて随時アップしています。エントリーはホームページで受け付けているので、定期的に確認の上、参加申し込みをしてください。交通費や食事の提供のある行事も多数あるので、気軽に参加することができます。

地域交流行事に関する詳細はこちら。

● URL : <https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0028.html/>

● QRコード : 

その他の課外活動

その他にも、マルチカルチュラル・ウィーク、カルチャーワゴンキャンプ、天空祭など、様々な活動・イベントがあります。詳しくは Online Student Activities Guide やスチューデント・オフィスのホームページをご覧ください。

キャンパス施設の利用

正課外活動を行っていく上で、学生のみなさんが自由に活用することができる施設があります。

施設名	時 期
フィットネスルーム QRコード： 	体育館内にあるフィットネスルームでは、ランニングマシンやフリーウェイトマシンなど、各種トレーニングを行うことができます。利用には、ガイダンスへの参加が必要となります。ガイダンスの日程はスチューデント・オフィスホームページで確認してください。 https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0233.html/
APU セミナーハウス QRコード： 	APU セミナーハウスは、キャンパスに隣接した AP ハウスにあります。ミーティングルームや宿泊室があり、学習・交流の場として活用することができます。利用については、APU セミナーハウスのページで手続方法を確認してください。 https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0032.html/
スチューデントユニオンⅠ・Ⅱ、 体育館・多目的グラウンドなど QRコード： 	多目的ホールや音楽練習室のあるスチューデントユニオン、体育館・グラウンドの利用は登録された団体のみの利用が原則です。 限られた時間ですが、個人開放の時間もあるのでスチューデント・オフィスホームページで確認してください。 https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0082.html/

第2章

安全で健康な学生生活を送るために

- ▶ 学生生活における APU のポリシー 49
- ▶ 学生懲戒 52
- ▶ ハラスメント 54
- ▶ 人間関係・恋愛トラブル 61
- ▶ 情報・メディアリテラシー 63
- ▶ 注意すべき学生生活上のトラブル 66
- ▶ 交通関連のマナーと通学ルール 70
- ▶ 健康管理 76
- ▶ 障がい学生対応 96
- ▶ 住居 98
- ▶ アルバイト 104
- ▶ 大規模災害等がキャンパスを含むエリアで発生した場合の対応 105

がくせいせいかつ

学生生活におけるAPUのポリシー

APUにおける多文化共生と人権尊重の重要性について

APUは、大学の基本理念として、「自由・平和・ヒューマニティ」「国際相互理解」「アジア太平洋の未来創造」を掲げています。

APUでは、90を超える国・地域から国籍・民族・宗教・文化的背景が異なる人々が、その設立理念に共感し、自ら、その担い手となるべくここに集い、教育・研究・社会貢献活動を行っています。

APUにおいては、「互いの存在を承認する」「人間として対等・平等であることを深く理解し行動する」「互いに憎みあうことなく、加害者にも被害者にもならない」、すなわち構成員一人ひとりが、人間としての尊厳と権利を大切にするという倫理観に基づいて学び活動し、それを社会全体に広げていくことが求められます。

大分県・別府市の一員として暮らす

APUがある別府市は、九州地方の東部にある大分県に位置している人口12万人の街です。

APUは、2000年4月、大分県・別府市との公私協力により、キャンパス用地の無償提供と約200億円の建設補助金を得て設立されました。また、多くの企業・財団や個人、政府、大分県、別府市、立命館学園からの国際学生や国内学生への奨学金は、APUの発展および学生の成長への大きな期待と善意によるものです。

みなさんが大分県・別府市の一員として、地域の発展に貢献していくことも大切な役割のひとつです。

APUの学生は、どこの国・地域の出身であっても、大分県・別府市の一員です。大分県・別府市の歴史や社会を知り、それを尊重し、地域とともに暮らしていることを忘れず学生生活を送ってください。

しゅうきょう
宗教

APUには、世界の多くの国から様々な宗教や文化的価値観を持った学生が集まっています。宗教は、それを取巻く文化や信仰する個人の生活習慣、考え方、生き方、また人生観そのものまで左右するものもあります。信仰の度合いも人により様々です。

様々な宗教観をもつ学生が集まるAPUは、全学生に公平に対応するために、宗教に関して、下記の原則を立てています。

1. APUでは個人の「信教の自由」を保障します。
2. 宗教活動に対しては、大学は原則として援助を行いません。
3. APU内の公共の場所において、下記のような宗教活動は禁じます。

- ある特定宗教の為の布教等、その他宗教への援助、促進等になり得る活動、および同宗教団体からの支援を受ける活動。
- 他宗教への圧迫、干渉、侮辱等になり得る活動や反社会的活動、学生生活を送ることが困難になるような活動。

アルコール

1. 学生が日本の法律で飲酒を許可された年齢（20歳）に達するまでは、アルコール飲料（ビール、日本酒、ワイン、ウィスキー等）の消費及び所持は禁止します。
2. 飲酒する際の心得
 - 「一気飲み」は決してしない、させない（死に至ることもあり、大変危険です）
 - 飲めない人、飲みたくない人には無理やりすすめない
 - 体調が悪い日、風邪薬や痛み止め等の薬を飲んでいるときは飲まない
 - 食べながらゆっくり飲む
 - 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる

ドラッグ

日本の法律に基づき、大麻、麻薬および覚醒剤等の所持、使用、売買、配布等の行為は犯罪として禁止されており、違反した場合は厳しい処罰が科せられます。また、これらの行為は、学問・研究の場である大学とは相容れない反社会的な行為であり、APUにおいても厳しい処分を伴うものとなります。

これらの行為は、学業の中断を余儀なくされる（国際学生においては入管法における退去 強制の事由に該当するなど、在留資格に関わります）だけでなく、あなたの健康を損なったり、ひいては人生そのものを狂わせることになりかねません。したがって、大麻等には一切関わらないようにしましょう。

大麻等の情報を得た場合は、速やかに警察に届け出て下さい。大学でも相談を受け付けています。

consult@apu.ac.jp

タバコ

学校法人立命館は、「立命館学園 キャンパス全面禁煙にむけた指針」を策定し、2008年度より具体的な取組みを実施しています。APUでも、喫煙人口を減少させ、受動喫煙を防止するために、この指針に基づく取組みを順次行っています。

現在APUではキャンパス内に3箇所の「喫煙エリア」を設置し、これらの場所以外での喫煙を禁止しています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、日本では20歳未満の者の喫煙は法律で禁止されています。

違法行為・迷惑行為について

多くの学生は、APUの設立の理念・経緯を十分に理解し、学習・研究に励み、課外活動や地域交流活動にも積極的に参加し、充実した学生生活を送っています。しかしながら、一部の学生による地域社会での迷惑行為、犯罪行為があることも事実です。ゴミの廃棄、騒音、交通違反など、迷惑行為や違法行為はそれを起こした学生だけの問題ではありません。APUの学生全員と大学全体の評価を下げ、社会からの信頼と善意を踏みにじることとなります。大分県と別府市の地域住民のみなさんからの信頼なくしては、みなさんの学生生活は成り立ちません。

性の多様性について

APUは基本的人権の尊重という観点より、性の多様性を尊重しています。いかなる性指向や性自認の学生も人権侵害を受けず、また、性指向や性自認を理由に不利益な扱いをされることも不快な思いや苦痛を受けることなく、本学において学修し、学生生活を送ることのできる環境づくりを目指しています。詳細は大学のホームページをご覧ください。スチューデント・オフィスのLGBT+相談員に相談することもできます（連絡先：apulgbt@apu.ac.jp）。

がくせいちょうかい 学生懲戒

APUでは、学生が、学習・学生生活を送るにあたって、大学で定めた規則に違反する行為、他者の学習・学生生活の権利を侵害する行為、日本国・自治体が定めた規則等に違反する行為を行った場合は、厳しい態度で反省を促し、更生するために指導を行っています。学生懲戒は、学生自身が行った行為について、深く反省し、二度と同様のことを繰り返さないための教育です。

APUでの生活においては、学生が乗り越えがたい困難な事態に直面することがあるでしょう。その際に、APUという類まれな多文化環境、知的創造の場の一員であることを強く意識し、いかに自らを律することができるか、それぞれの学生が隣人に対して人類愛に基づき寛容な態度と粘り強い態度、対話に基づいて適切な相互批判ができるかということを考えて行動しなければなりません。

重大な法律違反や薬物などについては、退学等厳しい処分を科しています。

がくせい たいしょう 懲戒の対象とする行為

行 為
しけんとう ふせいこうい 試験等における不正行為
レポート・演習・卒業論文等の提出における不正行為（ひょうせつ等）
情報倫理・個人情報取扱いに違反する行為
がくせい がくしゅう けんきゅう きょうしよくいんきょういくけんきゅうかつどうとう せいとう かつどう ぼうがい こうい 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
こうい ハラスメント行為
がくせい ほんぶん ほん こうい 学生の本分に反する行為
しゃかいてきしよちつじょ たい しんばんこうい はんざいこうい 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）

がくせいちょうかいしよぶんひょうじゅんれい 学生懲戒処分標準例

がくせい たいしょう こうい おこな ばあい せんれい もと がくせいいいんかい ちょうかいしよぶん しんさ けつてい
懲戒の対象となる行為を行った場合は、先例に基づいて、学生委員会において懲戒処分を審査・決定します。

ふくすう こうい およ ばあい こうい ないよう しよぶん けいちょう か がくせいちょうかいしよぶんひょうじゅんれい
複数の行為に及んだ場合など、行為の内容により処分の軽重が変わります。学生懲戒処分標準例に記載されていない行為であっても、学生の本分に反する行為、違法行為、迷惑行為などは全て懲戒しよぶん たいしょう がくせいちょうかいしよぶん う ばあい かくしゅきてい もと がくひげんめん しょうがくきん ていし
処分の対象です。また、学生懲戒処分を受けた場合は、各種規程に基づき学費減免・奨学金の停止・とりけし おこな
取消を行うことがあります。

行 為	処 分
スーパーや商店における万引き * 1	戒告・停学・退学
窃盗	戒告・停学・退学
他人のID、パスワードの不正使用、履修登録の不正	戒告・停学・退学
大学周辺の迷惑駐車	戒告・停学・退学
無免許運転	戒告・停学・退学
飲酒運転	停学・退学
バス定期券等の不正使用行為 * 2	戒告・停学
大麻や麻薬などの薬物所持・使用行為	退学
試験の不正行為、論文・レポート等の剽窃 * 3	戒告・停学・退学
暴力行為	戒告・停学・退学
性暴力や明確な合意がない性交渉（一方が身体的・精神的に苦痛を負った場合）	戒告・停学・退学
ハラスメント行為	戒告・停学・退学
未成年の喫煙・飲酒	戒告・停学・退学

- *1 商品の返却や買い取りをしたとしても、万引きをしたという事実が消える訳ではありませんので、同様の処分となります。
- *2 これらの行為はすべて不正使用行為です。
- ・利用区間外の乗車での定期券の利用
 - ・利用期限切れの定期券の利用
 - ・券面の記名人以外の人による定期券の利用（自分が有効な定期券を持っていたとしても、他人の定期券を使用することは不正使用行為です）
- *3 試験の不正行為、論文・レポート等の剽窃に関する処分については、学部履修ハンドブック・Graduate Academic Handbookを参照してください。

停学について

停学対象のクォーターやセメスターの履修科目が全て削除されます。従って、科目履修や単位習得ができなくなり、奨学金やビザ更新、資格外活動、卒業にも影響が及ぶことになります。セメスター停学となった場合は、卒業が延期となります。

ハラスメント

ハラスメント防止のためのガイドライン

立命館アジア太平洋大学は、大学の基本理念として「自由・平和・ヒューマニティ」「国際相互理解」「アジア太平洋の未来創造」を掲げています。また、2006年7月21日には立命館憲章を定め、国際相互理解を通じた多文化共生の学園を確立し、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人材の育成に努めるという指針を示しました。

人々が真に自由であるためには争いごとのない状態を必要とし、自由は人間の尊厳を求めるヒューマニティの精神、相互理解のもとではじめて開花します。

立命館アジア太平洋大学では、教職員や学生など立場の異なる人々が互いに関わりながら、また、数多くの国や地域から国籍・民族・宗教・文化的背景などが異なる人々が集まって、教育・研究を始めとする諸活動が行われています。こうした環境のもとでは、個々人の意識や価値観の多様性を相互に理解しあうことがなおいっそう重要です。

立命館アジア太平洋大学は、大学の自治や学問の自由を守る視点から、性別、人種、言語、国籍、宗教などに関する差別、偏見、嫌がらせなどのいかなるハラスメントも容認しないことをここに宣言します。

立命館アジア太平洋大学は、次の点を重視してハラスメント防止に取り組みます。

- (1) 「自由・平和・ヒューマニティ」の基本理念に立脚した取り組みであること
- (2) 学生の学ぶ権利と学び成長する環境を保障する（学生は人間として対等平等であると同時に、成長過程である点にも留意しなければなりません。）ものであるとともに、ハラスメントを生み出さない労働環境を作り出すものであること
- (3) 「自由・平和・ヒューマニティ」を守り発展させる日常的活動の一環としてハラスメント防止を位置づけること
- (4) 中立性と公正性を備えて本学の全構成員の利益を擁護すると同時に、大学の自治の観点から責任ある問題の解決をはかるために実効性があること

本学の全構成員が、本学の理念と上記の視点に立ってハラスメントの防止に努めることを求めます。

ハラスメントを防止するために

立命館アジア太平洋大学は、先の理念と視点に立って、次の目的のために「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定します。

- (1) 性別、人種、言語、国籍などに関する差別、偏見、嫌がらせなどのいかなるハラスメントも容認せず、本学においてハラスメント行為が生じないように、教育と啓発活動を推進する。
- (2) 最も重要なことはハラスメント行為がおきないことであり、本学構成員がハラスメント行為者とならないことを目指す。
- (3) ハラスメント行為（ハラスメントと疑われる行為）が生じた場合には、当事者間の相互理解を深め、事態の改善が図られるように大学として援助を行う。
- (4) 当事者間で問題の解決が図れない場合には、前記理念と視点に立って、大学としての解決を図る。

上記の目的を達成するために必要なハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）等の組織を置きます。

ハラスメントとは

(1) ハラスメント

ハラスメントという言葉には、いまだ日本語としての適語がありません。日本の社会や各大学では、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、キャンパス・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの用語が用いられていますが、確立した定義はありません。

本学では、性別、人種、言語、国籍、出身、宗教、思想、信条、職種、障害の有無などに関する差別、偏見または嫌がらせをはじめ、教職員、学生または関係者が他の教職員、学生または関係者に不利益や精神的苦痛を与える言動と定義します。

(2) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる人権侵害の性的言動です。

- ① 性的（広義で用います）な言葉や行為によって、相手に屈辱感や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたりすること。
- ② 性的な言葉や行為（性的なポスターの掲示等）によって、相手の教育、研究または職場関係を損なうこと（「環境型」セクシュアル・ハラスメントと呼ばれています）。
- ③ 性的な言葉や行為によって、相手の望まない行為を要求し、これを拒否した者に対して、職場・教育などの場において、人事、成績その他において不利益を与えるなどの嫌がらせを行ったり、これらの不利益をほめめかしたりすること（「地位利用型」または「対価型」セクシュアル・ハラスメントと呼ばれています）。

セクシュアル・ハラスメントは、一般マスコミでは、わいせつな行為や男女関係のもつれ、さらには刑事犯罪までも直接的に含むような文脈でのみ紹介されることも多く、その定義が誤解され、

きわめて狭く理解されている場合も少なくありません。実際には、こうした悪質なケースのみならず、従来は、さして問題がないと考えられてきた言動が、セクシュアル・ハラスメントとなることもあります。以下の点を保持して自分が行動できているか、という観点から、セクシュアル・ハラスメントについて、正しく認識することが大切です。

- ①相手の人格を尊重する
- ②相手が大切なパートナーであるという自覚をもつこと
- ③相手を性的な関心の対象としてのみ見る考え方をなくすこと
- ④異性を劣った性で見なさないこと

なお、このような立場から、同性間のセクシュアル・ハラスメントや性に関する固定観念にもとづく差別的言動も対象となります。

(3) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、性的な言動を含まないとしても、教育研究上の力関係、上下関係または優越的な地位を利用して行う言動により、相手を不快にし、また相手の研究上、教育上、就労上の利益や権利を侵害することです。アカデミック・ハラスメントを類型化すると以下のとおりとなります。

- ①教育上のハラスメント
 - 必要な教育的指導を理由なく拒否または放置すること
 - 過度の課題を強要すること
 - 学位や単位取得にかかわって不当な評価を行うなど、不公正な取り扱いをすること
 - 進路・就職について自由な選択を侵害またはこれを脅かすこと

などがあげられます。

- ②研究上のハラスメント
 - 研究テーマを与えない、機器・設備を使用させない、または研究発表を不当に制限すること（「研究疎外型」といいます。）
 - 研究成果や個人的アイデアを不当に流用すること（「研究搾取型」といいます。）

などがあげられます。

(4) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、教職員が職務上の地位または権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動です。

- ①就労に専念することができなくなる程度に就労上の環境が、不快なものになること
- ②昇任、配置転換等の任用上の取扱いや昇格・昇給等の給与上の取扱い等に関する不利益を受けることなどがあげられます。※

※パワーハラスメントは教職員のみでなく、学生においても起こりうるものです。

本ガイドラインの適用範囲および対象

本ガイドラインは、本学のすべての構成員を対象とします。即ち、本学を構成する教員（常勤・非常勤を問いません。）、職員（専任職員、契約職員、アルバイト等はもちろん、本学において就労する派遣労働者、委託業務従事者等を含みます。）（以下これらを総称して「教職員等」といいます。）、院生・学生（留学生、研究生、科目等履修生等、本学で教育を受けるすべての者を含みます。）（以下これらを総称して「学生等」といいます。）です。なお、TA・RA等、本学の教育・研究活動の補助的業務に従事する者も対象とします。

また、本学での修学、教育・研究または就労に重大な影響を及ぼす言動については、それが正課中か、勤務時間中か、キャンパス内か等、時間・場所を問わず、適用または準用されます。

さらには、教職員等については退職後も、学生等については卒業・退学後においても、在職中または在学中の被害または加害に対しては、本ガイドラインが適用されます。また、被害者または加害者の一方が本学構成員である場合にも、本ガイドラインが適用または準用されます。

ハラスメントを行わないための基本的心構え

ハラスメントをしないようにするためには、まず何よりも、基本的人権を尊重する立場に立つことが重要です。

ハラスメントは、個人や立場によって感じ方が異なるために、判断がつきにくいと思われがちです。判断がつかない場合は、例えば、セクシュアル・ハラスメントの場合、自分の言動が、自分の親族（やそれに準じた極めて親しい人々。配偶者・子供、恋人など。）に向けられた場合を想定してみましょう。もしそれが不快であれば、その言動はハラスメントに該当する可能性が高いと考えてください。

また、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの場合、自分と相手の立場を入れ替え、同様の扱いを受けたとき、どのように感じるか考えてみてください。不公平と感じたり、やる気を減退したりするようであればその可能性は高いでしょう。

その上で、以下の点についても、十分に認識しておきましょう。

- (1) とくに性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、立場などにより差があり、セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかについては、相手の判断が重要であること。（親しさの表現のつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合が存在すること／この程度は相手も許容するだろうという勝手な憶測はしないこと／相手

との良好な人間関係が生じていると勝手に思い込まないこと、等々に留意する)

- (2) 相手が拒否したり、嫌がったりしていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- (3) ハラスメントかどうかについて、相手から常に意思表示があるとは限らないこと。(ハラスメントを受けた者が、指導教員・上司などといった人間関係を考慮し、拒否できない場合も多いこと／拒否の意思表示がないことを同意・合意と勘違いしないこと、等々に留意する)
- (4) 勤務時間内・職場内におけるハラスメントにのみ注意するのでは不十分であること。(例えば、職場・教育の場における人間関係がそのまま持続する各種イベント・コンパ・宴会などの場面に於いても、ハラスメントに十分に留意する)

ハラスメントの被害に遭った場合

ハラスメントとは、ハラスメントを受けた側の責任で生じることがありません。自分を責めたり、我慢したりせずに、事態が悪化しないうちに、勇気をもって解決へ向けて行動してください。

(1) 自分で解決が可能な場合

ハラスメントは、相手が、自分の言動がハラスメントに該当していることに全く気づいていない場合もあります。相手と敵対的な関係にない場合などは、ハラスメントであり不快であることを、口頭または文書で相手に直接伝えましょう。

(2) 自分ひとりでは解決が難しい場合

立命館アジア太平洋大学では、ハラスメントの相談に対応するため、防止委員会のもとにハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を各オフィスに配置していますので、すみやかに相談してください。相談員の電話番号は、別途お知らせしています。相談は、電話または電子メールでも受け付けますし、プライバシーを守る場を設定し、対面して相談することもできます。相談員、調査および問題の解決に関与する全ての者には守秘義務を課しています。相談した内容が、相談者の了承を得ずに上述した者以外に漏れることは一切ありませんので、安心していちばん相談しやすい相談員に相談してください。

ハラスメントは、当事者以外には実情がわかりにくい場合もあります。ハラスメントを受けた、または受けたと感じた際には、誰から如何なるハラスメントを受けたかといったことを、詳しく正確に記録しておくことを心掛けてください。客観的に事態を判断する一助になり、問題の解決に役立つことがあります。

ハラスメントに関する相談を受けた本学関係者は、直ちに相談員に相談するように勧めてください。

(3) 緊急の場合

緊急の場合とは、身体に危険が及ぶ可能性がある状況を意味します。こうした場合には、身近に

いる人やオフィスなどに助けを求め、場合によってはただちに警察に連絡してください。

(4) 問題解決に向けて

ハラスメントが長期間に及び、個別の相談などでは解決が不可能な場合は、大学としての責任ある解決を求めることができます。その際には、相談員に申し立ての意思を表明してください。防止委員会は、必要があればすみやかに調査委員会に調査を要請します。

調査委員会は、直ちに関係各方面にヒアリングを行うなどの調査を行います。防止委員会は、調査委員会の報告を受け、当該ハラスメント行為が意図的または悪質なケースであると判断に至った場合は、必要に応じて関係諸機関とも協議しつつ、問題解決に向けて対応します。

申し立ての手続きについて

相談者は、大学に対して問題解決のための申し立てをすることができます。これを申し立ての手続きといいます。

申し立ての手続きは、以下のような区分・段階がありますが、教育・研究活動を行う大学にふさわしい解決を目指します。

てつづ 手続き	てつづ がいよう 手続きの概要	てつづ しゅたい 手続き主体	おも きゅうさいそちかつれい 主な救済措置活例
ちょうせい 「調整」	とうじしゃそうほう しゅちよう こうへい たちば 当事者双方の主張を公平な立場で ちょうせい もんだいかいけつ はか てつづ 調整し、問題解決を図る手続き	ぼうしいんかい 防止委員会	りようこう しゅうがく しゅうがくかんきょう かいふく 良好な就学または就労環境の回復
ちょうさ 「調査」	じじつかんけい こうへい ちょうさ もと 事実関係の公正な調査に基づき、 げんせい そち もと てつづ 厳正な措置を求める手続き		もんだい かいけつ 問題の解決 ふりえき かいふく ひがいしやきゅうさい 不利益回復、被害者救済
つうち 「通知」	とくめい あいて 匿名のまま、相手にハラスメン そうだん でんたつ トの相談があったことを伝達		ちょうかいしよぶん けんとうかいし かんこくとうとう 懲戒処分の検討開始の勧告等々

申し立ては、その旨、相談員に申出ることで行うことができます。申し立ては、相談員がその内容を正確に把握するために防止委員会が作成した定型の書面の提出によるものとします。申し立てがあった場合にはただちに、事務局を通じて防止委員長に報告されます。防止委員長は防止委員会を開催し、申し立てに応じ、申し立て人の意向を尊重しつつ、調整に取り組みます。防止委員会が必要であると判断した場合には、すみやかに調査委員会が、関係各方面にわたるヒアリングなどを行ない、調査にあたります。必要に応じて弁護士などの学外の専門家を専門委員に委嘱することがあります。

申し立て人が所属部門や所属長に報告を望まない場合や、氏名などの公表を望まない場合は、氏名などを伏せて関係部門の所属長に事実経過及び問題解決の結果のみを報告します。

防止委員会による措置

防止委員会が、緊急に対応が必要と判断した場合は、関係機関に「措置」を求めることがあります。

例えば、教育的措置としてのゼミ・クラス変更や被申立人のメールアカウントの停止などが考えられます。なお、調査を実施した結果、調査委員会が、当該行為が意図的または悪質なケースであるとの判断に至った場合、その調査結果の報告を受けて防止委員会が解決の方向を提起し、必要に応じて関係諸機関とも協議しつつ、厳正な処分を求める等のことを行います。

教職員が職場等において、セクシュアル・ハラスメントやその他のハラスメント行為を行った場合は、就業規則に基づく懲戒処分の対象となります。同様に、学生においても立命館アジア太平洋大学学生賞罰規程に基づく学生処分の対象となります。防止委員会は処分の「警告」を行うこととなります。調整・調査過程で問題解決が図られた場合であっても、明らかにハラスメントがあったと認定されるケースにおいては同様に警告を行います。「懲戒」についての最終的判断は、防止委員会が行うものではなく、別途定められた「懲戒手続（学生の場合は賞罰規程）」にもとづきます。なお、懲戒処分等の決定は、公正に行う必要があります。そのため、処分の決定に際しては、相手方に対して弁明の機会を与え、公平性を十分に担保することとします。

相談および申し立てと不利益扱いの禁止

ハラスメントに関して、相談ないしは申し立てを行った者に対して、相手方は嫌がらせや報復等不利益な扱いをしてはなりません。仮にそのようなことがなされた場合には本学として懲戒処分を含め厳正に対処します。

プライバシーの保護と懲戒処分の公表

相談員、防止委員会、調査委員会などハラスメントに関する相談または申し立ての各手続きに関与した者には、相談者のプライバシーを保護するため厳格な守秘義務を課します。懲戒処分等については、被害者の意思を最大限尊重しつつ、処分内容を公表することを原則とします。

啓発活動について

立命館アジア太平洋大学は、防止委員会を中心に、各種ハラスメントの防止に関する情報の収集と提供、相談員の指導・援助力量のレベルアップ、本学の全構成員に向けた教育や啓発活動などに取り組めます。

立命館アジア太平洋大学は、あらゆるハラスメントを生まない環境を作り上げる努力を今後とも続けていきます。

相談員について

スチューデント・オフィスのホームページにて、相談員一覧に連絡先が記載されています。

人間関係・恋愛トラブル

文化的背景や個人の考え方が異なれば、人間関係・恋愛についての考え方も異なります。自分では良好な関係であると思っけていても、相手が同じように感じているとは限りません。

人を好きになることは、他者と深くかかわることであり、素晴らしい経験です。同時に、難しい人間関係を抱えてしまうことも経験するでしょう。

一人ひとりが異なる恋愛観を持っています。あなたにとって他者との心地の良い「距離」はどのようなものでしょうか。恋愛において、「相手のことをもっと知りたい」「もっと一緒にいたい」という感情がわきあがることは自然なことです。しかし、自分の要求を押し付けたり、友人関係を狭めたり、いやなことをがまんしたりすることは、よい関係とは言えません。

いやなことに対しては、勇気を出して、はっきりと「NO」と言ってください。相手が「YES」と明確な同意の言葉、態度を示さない時には、合意がないと考えてください。特に、性行為は、その後、さまざまなトラブルに発展し、トラウマとなることもあります。

一人ひとりが、自分を大切にし、そしてお互いの意見や考え方の違いを尊重し、認め合っていくことが重要です。

自分を尊重し、相手を尊重する

- 恋愛の対象ではない相手であっても「友達だから大丈夫」と部屋などに2人だけにいることは避けましょう。合意のない性行為へ発展することがあります。
- 飲酒をした後に明確な合意がなく性行為があり、刑事上の事件となることがあります。

ストーカー行為について

つきまといや待ち伏せ、監視していると告げる行為、面会や交際の要求、無言電話、拒否後の連続した電子メール・SNS等の送信などの行為は、相手に対して不安を覚えさせるものであり、このような行為を同じ人に対して繰り返して行うことを「ストーカー行為」といい、処罰の対象となります。

リベンジポルノについて

交際関係にある相手、交際関係にあった相手など他人の性的な画像を、インターネット上に公開するという行為は、たとえ実際に公開しないとしても、相手方にその意思を伝えた時点で「脅迫」という行為になります。他人の性的な画像を持ち出すことは、犯罪行為です。

デートDV

デートDVとは、未婚のカップル間で起こるDVのことです。身体的暴力だけではなく以下のような行為全て、デートDVに該当します。

交際中であっても、暴力は許されるものではありません。

もし、周囲で悩んでいると思いあたる人がいる時は、話を聴き、相談機関を紹介してあげましょう。

- 身体的暴力：殴る、蹴る、押す、叩く、物を投げつける、縛る、髪の毛を引っ張る、等
- 性的暴力：性行為の強制・強要、明確な同意のない性交渉、避妊をしない、等
- 精神的暴力：大声で怒鳴る、人前で馬鹿にする、所有物を壊す・捨てる、「殺す」「別れたら死ぬ」などの脅迫、等
- 社会的暴力：相手の家族・友人関係の監視・制限、メールや電話の監視や返信の強要、等
- 金銭的暴力：相手の金を勝手に使う、借りて金を返さない、等

このような行為を許容してはなりません。身近な人や相談機関に相談しましょう。

おおいたけん じょせいそうだんしえん 大分県こども・女性相談支援センター

〒870-0889 おおいたけんおおいたしえのくま ちやうめ
大分県大分市隈5丁目

だいひやう
代表 Tel : 097-543-5681 Fax : 097-546-1399

メール : a12403@pref.oita.lg.jp

せいぼうりよくきゆうえん おおいた性暴力救援センター・すみれ

<https://oita-sumire.jp/>

そうだん DV相談+

10の言語で相談に対応します。日本政府が開設した相談窓口です。

<https://soudanplus.jp/>

TEL : 0120-279-889 (24時間対応・日本語のみ)

メール : 24時間受付・日本語のみ

チャット : 日本語 12:00-22:00、その他の言語 24時間受付

※メール・チャットは上記ウェブサイトを送信フォーム有

じょうほう 情報・メディアリテラシー

情報通信技術の進歩に伴い、私たちの生活は便利になりました。学生生活において、さまざまなアプリやサイト、学内のネットワーク環境の活用は欠かせないものとなっています。情報ネットワークは、積極的に活用すれば学習・生活の質が高まります。一方で、使い方を誤ると学習・生活に支障をきたします。情報ネットワークは、正しく理解し、活用することが大切です。日本およびAPU内での個人情報の管理や保護については、さまざまな法律や規則があります。これに違反した場合は、懲戒の対象となったり、法律によって裁かれる可能性があることを理解しておきましょう。

APU Net IDの不正利用の禁止

他人のAPU Net IDおよびパスワードを使って、他人のキャンパスターミナルやmanaba、Campusmateなどにアクセスすることは違法で重大な犯罪行為です。このような行為は絶対にしないでください。また周りでのこのような行為を見かけたり、被害にあった場合はすぐにスチューデント・オフィスに報告してください。またこのような被害にあわないために、パスワードを他人に教えたり、安易に予想できるパスワード（誕生日や学籍番号など）を設定することはしないでください。パスワードは定期的に変更してください。あなたの大事な個人情報を守るのは、あなた自身です。

SNS利用について

Facebook、Twitter、LINEやInstagramなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は大変便利なものですが、インターネット上で世界中の知らない人たちと繋がることができるということは、その分、多くの危険性も含んでいます。

SNS利用にあたって知ってほしい5つのこと

- (1) SNS上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。
- (2) SNS上においても、社会的ルールを守らなければならない。
- (3) SNS上の情報は、世界中に広まるものである。
- (4) SNS上では、匿名であったとしても、責任を伴う発言として取り扱われることがある。
- (5) SNSでの不用意な発言は、家族や友人にまで被害がおよぶことがある。

SNS利用における4つのポイント

1. SNS・インターネット上の情報を鵜呑みにしない

誤った情報を拡散するとあなた自身が加害者となる可能性もあります。

2. 他人の写真是無断で載せない

SNS上に写真を掲載しただけでも、その個人を特定することは簡単にできてしまいます。自分以外の人の写真や情報を無断で掲載すると、それはその人のプライバシー侵害となり、あなた自身が加害者となります。あなたは良いと思っていても、相手は良いと思っているとは限りません。写真のみでなく、他人の行動を公開する前にも、確認を本人に必ずとる必要があります。

3. 個人情報を掲載しない

一度あなたがインターネット上に掲載した情報は世界中に広まります。あなたが情報を削除したとしても、それを完全に削除することはほぼ不可能です。その掲載内容・発言は、一生残ってもいい内容ですか？ 十分に考えてから投稿しましょう。

4. 誹謗・中傷をしない

怒りに任せて、誰かの誹謗・中傷をSNSに書くことは非常に簡単です。SNS上での誹謗中傷は人権侵害となる可能性があり、名誉棄損罪や侮辱罪といった不法行為に該当します。また、匿名であったとしても、個人は特定されてしまいます。現実社会と同じく、悪口や常識を逸した発言は絶対にしないでください。

インターネットの被害

インターネットに掲載された「消費者金融で金を借りてくれれば謝礼を出す。返済はこちらがするから大丈夫。」などの誘いに乗り多額の借金を抱えさせられる事件が発生し、多くの若者が被害にあいました。他の悪質商法とは違い直接勧誘者の顔が見えないことから警戒心が薄れ、軽い気持ちで契約してしまうことが特徴的です。また勧誘した場合の紹介料を目当てにインターネットを利用したり、直接家族や友人を勧誘するケースも多く発生しています。借金が増えるばかりか、家族や友人からの信頼も失うことになります。

これは消費者金融に限らず化粧品や高額な貴金属類でも同様の被害が発生しています。今までは被害者であった者が他の者を勧誘することによりその時点で加害者となりうる大変危険なことです。

ワンクリック詐欺

申し込み画面も申し込み行為も無いまま「登録完了」と表示し、料金と称して金銭の要求画面を表示する「ワンクリック詐欺」の被害にあうケースが増えています。しかし、あなたのIPアドレスや契約しているプロバイダが表示されても、個人情報（あなたの氏名・電話番号・住所など）が特定されることはありません。対処法としては、相手の電話番号やメールアドレスなどの連絡先を着信拒否にするなどして、積極的な無視・放置が適切です。それでも不安な場合や、相手から何らかの電子的でない方法で連絡などがあった場合は消費生活センターに相談してください。

注意すべき学生生活上のトラブル

学生生活を送る中で、誰もがトラブルに巻き込まれる可能性があります。また、あなた自身が加害者になる可能性もあります。

トラブルに巻き込まれてしまった場合

トラブルに巻き込まれてしまい自分で解決できないと感じた場合は、速やかに以下の窓口にご相談してください。最初の対応を間違ってしまった場合、被害を大きくしてしまうこともあります。

やみくもに対応してしまう前に、ぜひ相談窓口を利用してください。

本学の相談窓口

スチューデント・オフィス（A棟1階） TEL 0977-78-1104

各機関の相談窓口（基本的にすべて日本語のみ対応）

消費行動（ネットショッピングなど）に関わるトラブル

国民生活センター

もしくは、最寄の自治体消費生活センター

消費者ホットライン（188）

※最寄の相談窓口の紹介

犯罪などに関わるトラブル

最寄の警察署

大分県警察本部サイバー犯罪対策課

TEL 097-536-2131

悪徳商法

学生を狙った悪質商法や訪問販売。甘い言葉や、楽しく儲かる話には裏があります。うっかり話に乗ってしまうと、あとで法外なお金を請求されてしまうことも多いのです。学生の本分は勉強です。はっきりと「いいえ」と断りましょう。

例としては、以下のようなものがあります。

- 高額セミナー：「あなたの隠れた能力を引き出してみませんか。」
- 訪問販売：「消防署から来ました。下宿には消火器の設置が義務づけられています。」
- キャッチセールス：街頭で「すみません。キャンペーンのアンケートに答えてください。」
- アポイント・セールス：「あなたは海外旅行のプレゼントに当選しました。すぐに〇〇まで来てください。」
- ネガティブ・オプション：頼みもしない百科事典が送られてきた。
- 資格取得商法：「今なら〇〇は国家試験なしで資格がとれます。就職にも有利ですよ。」

- (7) マルチ商法：「すぐく儲かる商売の話があるから、一緒に説明会に行かないか。」
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）：電子メールで「らくらく金儲け」「お金が儲かるのはこれしかない」といったメールが届く。

【悪徳商法にだまされないために以下の点に注意してください】

- 知らない人が親しげに声をかけてきた時は要注意。
- 「話だけでも聞いてみよう」などと曖昧な態度をとらずきっぱりと断る。
- 商品勧誘に限らず相手が不明な電話については十分注意し、話の内容が怪しい場合は取り合わない。
- 相手を玄関の中に入れない。
- 電話番号・住所や預貯金などプライバシーを明かさない。
- 事務所や会場に誘われても誘いに乗らず断る場合はその場ではっきりと断る。

もし、既に契約してしまった場合でも「クーリングオフ」という制度があります。契約してしまったからといってあきらめずに速やかに手続きを行ってください。

クーリングオフ制度とは

訪問販売の場合（電話勧誘販売を含む）、業者から適正な契約書面を渡された日から8日以内であれば、販売業者に書面での通知をすることによって、契約の解除を行うことができる制度です。解約のための書面は、できるだけ内容証明郵便を利用し、それができない場合は書面のコピーをとっておきましょう。

なお、以下の場合はクーリングオフの制度は適用されません。

- (1) 消耗品などで全部または一部を消費してしまった場合
- (2) 現金取引でその総額が3,000円未満の場合
- (3) 通信販売で購入した商品

公共の相談窓口（基本的にすべて日本語のみ対応）

おおいけんしょうひせいかつ だんじょきょうどうさんかく
大分県消費生活・男女共同参画プラザ

「アイネス」 TEL 097-534-0999

クレジット・消費者金融

クレジットカードは、支払いのことを考えて計画的に使いましょう。また、消費者金融・学生ローンでは絶対にお金を借りないようにしてください。

エセ（似非）宗教

若者（わかもの）を洗脳（せんのう）して献金（けんきん）・募金（ぼきん）活動（かつどう）をさせたり、反社会的（はんしゃかいてき）な活動（かつどう）を行っている、宗教（しゅうきょう）団体（だんたい）とはいえない団体（だんたい）があります。

学内（がくない）・学外（がくがい）を問わず、おかしな勧誘（かんゆう）やアンケート（あんけーと）を受けたときはスチューデント・オフィス（しゅーでんと・おふいす）に連絡（れんらく）してください。

「摂理」の勧誘について

「摂理（せつり）」については、マスコミ（おお）でも大きく取り上げられ社会（しゃかい）問題（もんだい）となりました。同集団（どうしゅうだん）は、関東（かんとう）、関西（かんさい）を中心に国（こく）・公（こう）・私立（しりつ）大（だい）で大学生（だいがくせい）への勧誘（かんゆう）活動（かつどう）を活発（かつぱつ）に行（い）っています。

APU（えい）にも、キャンパス内（ない）での同集団（どうしゅうだん）による勧誘（かんゆう）活動（かつどう）の情（じょう）報（ほう）が何（なん）度（ど）も報（ほう）告（こく）されています。この集（しゅう）団（だん）の手（て）口（くち）として、初（は）め（め）は、英（えい）語（ご）学（がく）習（しゅう）、バレー（ば）やバスケ（バスケット）、ゴスペル（ごすぷる）やコーラス（こーらす）、演（えん）劇（げき）などのサークル（さーくる）やイベ（い）ん（と）、パ（パ）ー（ティー）など（な）に勧（かん）誘（ゆう）し、その人（ひと）の趣（しゅ）味（み）や興（きょう）味（み）、関（かん）心（しん）に合（あ）った活（かつ）動（どう）を共（とも）にし、仲（な）良（り）く（な）り友（ゆう）人（じん）関（かん）係（けい）が進（すす）むに連（つ）れ、聖（せい）書（しょ）や神（かみ）の話（わ）に進（すす）んでい（い）きま（す）。その時（じ）点（てん）ま（で）宗（しゅう）教（きょう）団（だん）体（たい）である（あ）る（い）う（こ）と（は）隠（かく）して（い）ま（す）。亀（かめ）川（がわ）地（ち）区（く）で（は）共（きょう）同（どう）生（せい）活（かつ）も行（い）わ（れ）て（い）ま（す）。APU（えい）で（は）上（じょう）記（ぎ）の通（とお）り、学（がく）内（ない）にお（お）け（る）布（ふ）教（きょう）や勧（かん）誘（ゆう）活（かつ）動（どう）を固（かた）く禁（きん）じて（い）ま（す）。同（どう）集（しゅう）団（だん）の勧（かん）誘（ゆう）活（かつ）動（どう）は、本（ほん）学（がく）生（せい）の学（がく）生（せい）活（かつ）の自（じ）由（ゆう）や学（がく）習（しゅう）権（けん）を侵（おそ）害（がい）する恐（おそ）れ（が）あ（る）重（じゅう）大（だい）な問（もん）題（だい）で（す）。み（み）な（さん）、同（どう）集（しゅう）団（だん）の勧（かん）誘（ゆう）活（かつ）動（どう）に十（じゅう）分（ぶん）注（ちゅう）意（い）を払（はら）い、誘（さそ）い（に）乗（の）ら（な）い（よ）う（に）し（て）く（だ）さ（い）。

※「摂理（せつり）」の勧（かん）誘（ゆう）活（かつ）動（どう）の特（とく）徴（てい）は、

- (1) キャンパス内（ない）のライブラリー（らいいぶらりー）、噴（ふん）水（すい）前（まえ）、カ（カ）フェ（ふ）など（な）で勧（かん）誘（ゆう）員（いん）2、3（さん）名（な）が大学（だいがく）OB・OG（おーぶ・おーぐ）や在（ざい）学（がく）生（せい）と名（な）乗（の）り話（わ）しかけてきて携（けい）帯（たい）番（ばん）号（ごう）、メ（メ）ー（る）アドレ（い）す（を）聞（き）く。
- (2) 初（は）め（め）は食（しょく）事（じ）や遊（あそ）び、英（えい）語（ご）学（がく）習（しゅう）、パ（パ）ー（ティー）、ス（さ）ぽー（つ）など（な）に誘（さそ）い、学（がく）生（せい）のサークル（さーくる）やま（ま）じめ（め）な社（しゃ）会（かい）人（じん）を含（ふく）めた楽（たの）しい会（かい）とい（い）う装（よそ）い（を）取（と）っ（て）い（い）る。

既（すで）に、こ（こ）う（し）た勧（かん）誘（ゆう）活（かつ）動（どう）を（う）け（て）、被（ひ）害（がい）を（う）け（て）い（い）る、あ（あ）る（い）は、脱（だっ）会（かい）し（よ）う（と）し（て）拒（こ）ま（れ）たり、脅（おど）されたり、トラ（ま）ブル（に）巻（ま）き込（こ）ま（れ）て（い）る、と（い）った学（がく）生（せい）のみな（み）な（さん）は、ス（しゅー）で（んと）・オ（お）ふ（い）すに相（そう）談（だん）して（く）だ（さ）い。また、キャンパス（で）のこ（こ）う（し）た勧（かん）誘（ゆう）活（かつ）動（どう）を（み）か（け）た、誘（さそ）わ（れ）た（い）う（こ）ろ（も）、情（じょう）報（ほう）を速（すみ）や（か）にス（しゅー）で（んと）・オ（お）ふ（い）すに（お）知（し）ら（せ）く（だ）さ（い）。

痴漢・いたずら電話等のいやがらせ

下宿先へのいたずら電話、痴漢行為や郵便物の抜き取りなど、いやがらせ行為が起こることがあります。

「自分は大丈夫」と過信せず、防犯に努めてください。

また、いやがらせ行為があれば毅然と対応し、迷わずにスチューデント・オフィスへ相談してください。

場合によっては警察へ届け出ることも必要です。

※上記のようなこと以外でも、トラブルに巻き込まれた場合や心配な点があれば相談してください。

交通関連のマナーと通学ルール

交通ルールは日本の法令により定められています。運転免許を取得したばかりの国内学生や国際学生にとっては、初めて知るルールもあるかもしれません。しかし、法令に違反したときは、様々な罰則や処分があります。また、学内にも通学ルールがあり、違反したときは、賞罰規程に基づき処分されます。交通ルールを違反した場合は、処罰されるだけでなく、人身に危害を与えたり、自らも事故の後遺症が残るなど、あなたの人生を大きく狂わせる恐れもあります。正しい交通ルールを理解し、快適な学生生活を送るようにしてください。

自転車の利用

自転車を買ったら防犯登録、もらったら登録変更しましょう

自転車を買った時は、その自転車店で防犯登録をしてください。友人などから中古の自転車を譲り受ける時には、防犯登録がしてあるかどうかを確認する必要があります。登録済みなら、登録した人の住所・氏名・生年月日・登録番号を確認し、警察署で防犯登録の変更をしてください。

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

2021年6月から大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。近年、APUでは自転車事故が増加しています。安全で適正な自転車の利用をお願いします。

大分県ウェブサイト <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13000/zitensyazyoure.html>

放置自転車を拾ってはいけません

ゴミ捨て場や道端に、まだ十分に使える自転車が捨てられているのを見ることがあると思います。これらの自転車は「放置自転車」と呼ばれ、誰も実際には使っていないことがあります。しかし、それらの自転車を拾って使ってはいけません。日本では、自転車は盗難防止のために登録制になっており、そのような自転車も誰かの所有物です。また、その自転車は盗難に合った結果、偶然そこに放置されている可能性があります。もし、そのような自転車に乗っていると、あなたが「自転車泥棒」になります。

こうつう 交通ルール

いんしゅううんてん 飲酒運転

道路交通法第65条に「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とあり、必ず守らなければならないルールのひとつです。「車両等」には「自転車」も含まれます。従って自転車の飲酒運転も違法行為になります。そのほか、酒気を帯びている人に車両等を貸すことや、運転する予定の人に酒を飲ませたり、その車に同乗することも違反です。飲酒運転は絶対にしないでください。

ばっそく 【罰則】

- 酒酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
※車両を提供した人も同じ処罰です。
- 酒類の提供・同乗者
酒酔い運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



むめんきょううんてん 無免許運転

道路交通法第64条により、免許を持っていない人が自動車、バイク（原付バイク含む）を運転してはいけません。また、国際運転免許証の場合、「原則としてにほんじょうりくご ねん さいだい ゆうこうきかん きげん かくにん 日本上陸後1年」が最大の有効期間です。期限をしっかりと確認して運転に臨んでください。期限が切れた国際運転免許証は無免許と同じです。（「国際運転免許証」については、「運転免許証について」（73～74ページ）を読んでください。）



ばっそく 【罰則】

- 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- なお、無免許運転をするおそれがある者に対して自動車等を提供し、提供を受けた者が無免許運転をした場合や無免許運転であることを知りながら、自動車等を運転して自己を運送するよう要求・依頼し、無免許運転をする自動車等に同乗した場合でも無免許運転幫助として罰せられます。

ばっそく 【罰則】

- 自動車等の提供：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自動車等への同乗：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

スピード違反

道路交通法第22条により、最高速度が指定されている道路においては最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度を超える速度（以下の参考をご覧ください。）で走行してはいけません。

参考：法定最高速度（抜粋）

	一般道	高速道路
原付バイク	30km/h	—
自動二輪	60km/h	100km/h
軽自動車	60km/h	100km/h
普通自動車	60km/h	100km/h



なお、日本の場合、「原付バイク」（原動機付自転車）は、運転免許が必要です。（一部の国では、「原付バイク」に運転免許が不要ですが、日本では運転免許が必要なので誤解のないようにしてください。）また、法定最高速度は原付バイクの場合、30km/hです。

ノーヘル・原付バイクの二人乗り

道路交通法第71条の4により、バイクに乗る方は乗車用ヘルメットを被らなければなりません。同乗者も同様です。また、道路交通法第55条により、原付バイク二人乗りは禁止されています。

これらのほかにも、「信号無視」「右側通行」などが、しばしば見受けられる交通違反です。



交通事故に遭わないために

通学に限らず、生活のあらゆる場面において、交通事故に遭わないためには細心の注意を払うことが必要です。加害者になり、学業が続けられなくなることもあり得ますので、保険に加入するなど十分な備えも必要です。

万一、交通事故に遭ったら

①加害・被害にかかわらず、示談の話をする前に、その場から直ちに警察に電話するなどして届けください。警察への届けがないと、損害保険などが受けられなかったり、相手から法外な治療費や修理代などを請求されることがあります。

②交通事故の相談は、まず、自分が加入している保険会社か、公的な相談窓口相談することをおすすめします。

大分県交通事故相談所	097-506-2166
大分県交通安全協会	097-532-0815
自動車安全運転センター	097-524-6420



バイクの運転について

日本でバイク（原付バイク含む）を運転するには、①「運転免許証」と②「自賠責保険」加入が必要です。特に国際免許証でのバイクの運転について、日本では無効である国際免許証で運転していて、無免許運転として警察に検挙されるケースが多発しています。以下の説明をよく読み、無免許運転は、絶対に行わないように注意してください。学生処分の対象となります。

原付バイクも免許が必要

友人・知人からバイクを譲りうけるときの注意

そのバイクがすでに「廃車」または「名義変更」手続きが完了済みかどうかを確認しましょう。手続きが未完了のバイクは譲り受けないようにしましょう。また、同時に保険の状態についても確認しましょう。「安いから」とか「タダだから」と単純に飛びつくのは止めましょう。自分のバイクを他人に譲渡などする場合も同様で、上記の手続きを完了してからにしましょう。

運転免許証について

運転するときには日本で有効な免許証を携帯しましょう。有効な免許を持たずに運転した場合は、懲役3年以下または最大50万円の罰金を支払わなければなりません。国際学生が日本でバイクを運転するには、以下のいずれかの方法で免許証を取得することが必要です。

【方法その1】

日本の運転免許証を取得する。

【方法その2】

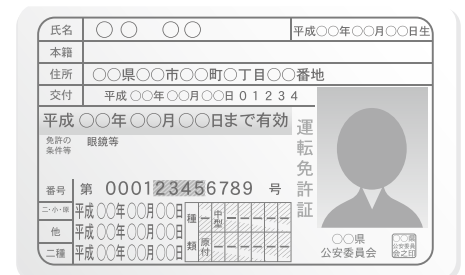
自国の運転免許証を日本で運転できるように切り替える。

【方法その3】

国際免許証（ジュネーブ条約によるもの）を取得する。

【方法その4】

下記の特定（国・地域）の運転免許証を持っている場合は、運転免許証と公的機関による翻訳文を常に携帯していれば日本でも運転することができます。ただし、有効期間や条件は国際免許と同様です。（スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾）



日本の運転免許証の取得については、下記の場所にお問い合わせください。

おおいたけんうんてんめんきょしやう

大分県運転免許センター TEL: 097-528-3000

<https://www.pref.oita.jp/site/keisatu/menkyo-index.html>

APUの通学ルールとマナーについて

通学は公共の交通機関を利用しましょう。本学では自動車通学を禁止しています。キャンパス内への無許可でのバイク・自転車の乗り入れも認めていません。

迷惑駐車（大学近隣の路上駐車、別府湾SA、高速バス利用者用駐車場、APハウス他）はやめましょう。

迷惑駐車を行う学生にたいしては、大学は「警告」を与えた上で、学生賞罰規程による「停学処分」「奨学金停止」という厳しい処分を行う場合があります。

高速バス利用者駐車場を利用する場合は、事前・事後にスチューデント・オフィスに届出が必要です（SAと情報共有のため）。

迷惑駐輪やバイク・自転車の放置、バス停周辺への自転車の駐輪による他の車両への通行妨害や店舗での利用外駐車など、最近、市民からの苦情が多くなっています。

こんな場合は

- （身体に障害を持つなどの理由で）公共交通機関での通学は無理なので、車通学を許可してほしい。
⇒車通学の申請理由文書、公共交通の利用が困難と判断した医師の診断書や、その他の客観的に証明する書類、任意保険証書などを提出の上、審査が行われます。スチューデント・オフィスで相談してください。
- バイクで通学をしたい。
⇒バイク登録を行い、所定のシールをバイクに貼ることが必要です。入学時に配布した資料で、申請に必要なことを確認してください。クレオテック（A棟1階）で手続きを行っています。
- サークル活動で荷物搬入の車を入構させたい。
⇒スチューデント・オフィスで臨時入構の申請を受付けています。許可なく入構した場合は、上記の処分の対象になることがあります。
- バスの定期を購入したい。
⇒入学直後にスチューデントユニオンで販売を行っています。日程にご注意ください。

保険の加入について

自賠責保険は、バイクによる交通事故を起こした際に、被害者の人身事故を最低限保障するための保険です。これに加入していないバイクの運転は違法です。新規バイク購入時は販売店で加入手続きをしてください。通常は販売店が代理で手続きをします。知人・友人から譲り受ける場合は、そのバイクがすでに「廃車」手続き済みか「名義変更」済みであることを確認しましょう。「自賠責保険証書」は、運転中には常に携帯していることが必要です。不携帯の場合は30万円以下の罰金、未加入の場合は50万円以下の罰金になります。APUへバイク通学をするためには、任意保険への加入（対人：無制限、対物：200万円以上、搭乗者：200万円以上）が義務づけられています。自賠責保険は、被害者の人身部分の損害（怪我等）を保障するためのものであり、被害者の物損（自動車やバイク等の損害）や運転者側の損害は保険対象となっておりません。また、交通事故での治療費は健康保険の対象にならない場合があります。そのため、物損事故や自分自身の治療費までも補償する任意保険にも加入手続きをしてください。

クレオテック（本部棟2階）で、自賠責保険・任意保険の加入手続きができます。

自賠責保険の支払い限度額

死亡の場合	3,000万円/人
後遺障害の場合	75万円/人～4,000万円/人（程度により異なります）
ケガの場合	120万円/人

（事例）

事故状況：

Aさんがバイク運転中に、交差点で停止していたBさんのバイクに、後ろ方向から衝突する。Aさん側の過失割合が100%と判断される。

損害額負担：

Aさんが、下記損害額を全て弁済する必要がある。

Bさん（被害者）	損害	人身
	運転者左腕骨折	治療費 100万円…(a)
	物損バイク修理費	100万円…(b)
Aさん（加害者）	損害	人身
	運転者右腕骨折	治療費 100万円…(c)



保険適用：

- 自賠責保険 (a)のみ保障対象となる。
- 任意保険 適切な保険に加入していれば、(a)(b)(c)全てが保障対象となる。

けんこうかんり 健康管理

ヘルスクリニック

みなさんが、^{がくせいせいかつ}学生生活を^{ゆういぎ}有意義に^す過ごすためには^{しんしん}心身ともに^{けんこう}健康であることが大切です。

1. バランスのよい^{しよくじ}食事（^{しよく}主食・^{しよく}主菜・^{ふくさい}副菜）を^と摂るよう心がけましょう。

1日3食、規則正しく^{にち}食べるのが^{しよく}目標です。サプリメントに^{きそくただ}頼らず、^た普段の^{もくひよう}食事から^{たよ}栄養を^{ふだん}補いましょう。また、無理な^{えいよう}ダイエットは^{おぎな}禁物です。

2. 適度な^{てきど}運動は、^{うんどう}体調を整えます。また、^{たいちよう}体重増加の場合は^{ととの}減量の効果もあります。

無理せず、^{むり}大学生活の中で^{たいじゅうぞうか}運動不足を感じない程度に、^{ばあい}規則正しく^{げんりよう}体を^{こうか}動かし
ましょう。

3. 適度な^{てきど}休養・^{きゅうよう}睡眠をとりましょう。できるだけ規則正しく^{すいみん}睡眠時間を^{かくほ}確保するよう心がけましょう。人

それぞれ違いますが、^{ちが}翌日に^{よくじつ}疲れが^{つか}残らないことをひとつの^{のこ}目安にしてください。

「体調が^{たいちよう}おかしいな」と^{おも}思ったり、健康面で^{けんこうめん}不安がある時は、^{ふあん}気軽にヘルスクリニックまで^{とき}相談してく
ださい。



〈ヘルスクリニック開室時間・連絡先〉

かいしつじかん げつ きんようび
開室時間：月～金曜日 10:00～17:00 Email : booking@apu.ac.jp

※閉室時間中に気分が悪い、ケガをしたなどの場合は^{ばあい}スチューデント・オフィスに^{そうだん}相談してください。

〈ヘルスクリニックでできること〉

①～⑥は、^{むりよう}すべて^{ていきよう}無料で提供します。

①学内での^{がくない}ケガや^{きゅうびよう}急病の場合、^{ばあい}*^{おうきゅうしよち}応急処置ができます。

②身体相談を行ったり、^{しんたいそうだん}健康状態に応じて^{けんこうじようたい}適切な^{おう}病院や^{てきせつ}診療所を^{びょういん}紹介します。

③健康診断の案内、^{けんこうしんだん}健康診断後の^{あんない}尿検査の実施及び^{けんこうしんだんご}精密検査の案内を行っています。

④身長・^{しんちょう}体重（^{たいじゅう}体内脂肪）・^{たいないしぼう}血圧測定を受けることができます。

⑤禁煙相談を受けることができます（^{きんえんそうだん}予約制）。

⑥海外渡航の^{かいがいとうかう}予定のある方へ^{よてい}予防接種の^{かた}相談や^{よぼうせつしゅ}医療機関の^{そうだん}紹介・^{いりようきかん}予約を行います。



*^{おうきゅうしよち}応急処置とは、

●^{きずぐち}傷口の^{しょうどく}消毒や^{ほうたい}ガーゼ・^{ほご}包帯などで^{ほご}保護する

●^{けいど}軽度の^{たいちようふりようしゃ}体調不良者（^{かぜ}かぜ・^{ずつう}頭痛・^{はいた}歯痛・^{ふくつう}腹痛・^{いつう}胃痛・^{せいりつうなど}生理痛等）には1回分の^{かいぶん}常備薬（^{じょうびやく}市販薬OTCに限る）^{しはんやく}を提供する

●^{あんせい}安静が必要な方には^{ひつよう}ベッドでの^{かた}休養を^{きゅうよう}提供します。……ことです。

※ヘルスクリニックには、^{いし}医師は^{じょうちゆう}常駐していません。病気の^{びょうき}診断、^{しんだん}投薬、^{とうやく}注射など^{ちゅうしやく}医療行為は^{いりようこうい}できません。

〈ヘルスクリニックの利用方法〉

受付入口にある「ヘルスクリニック受付票」のQRコードからサーベイにアクセスし、学籍番号や氏名・利用目的等を入力して保健師に声をかけてください。

別府の医療機関

直接、病院で診療を受ける場合は、必ず保険証を持っていってください。また、日本語のみの対応となる場合がありますので、日本語での会話が苦手な方は、友人や先輩など通訳のできる方に一緒に行って頂くことを薦めます。別府市内の病院情報は、下記のウェブサイトなどから確認できます。

別府市医師会ネットワーク（日本語）

<http://www.beppu-med.or.jp/ippan/medicalinstitution/>



おおいた医療情報ほっとネット（日・英・韓・中）

<https://iryjo-joho.pref.oita.jp/>



メディカルアシスタント（国際学生のみ）

国際学生の皆さんは、日本の医療機関の受診や処方された薬の説明を受ける際、英語での通訳が必要と感じたことがあると思います。

症状に応じた適切な医療機関の紹介や受診の際に必要な医師や看護師、薬剤師とのやりとりにおいて必要となる通訳サポートを受けることができます。24時間365日、英語・中国語・日本語他、計18言語での通訳サポートを受けることができます。対応可能な言語は、以下の表を参照してください。APU国際学生専用の電話番号は、「03-3811-8124」となります。このサポートは、日本国内のみ利用可能で皆さんに一切の費用はかかりません。

＜対応可能言語＞

日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語・マレー語・ミャンマー語・クメール語・ポルトガル語・スペイン語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語

医療保険制度

どんなに健康に自信がある学生でも、ちょっとしたことがきっかけで病気がケガをし、医療機関で診療を受け、思いがけない高額な医療費を支払うことになる場合が本学の学生でもしばしばあります。このため、日本には、加入者が普段からお金を出し合って、医療費の自己負担を軽減し合う医療保険制度があります。

健康保険等の遠隔地被保険者証（国内学生対象）

- 国内学生は、すでに扶養者の健康保険等に加入している場合があります。この場合でも、診療時にはコピーされた保険証は使用できませんので、「遠隔地被保険者証」を発行してもらい携帯してください。
- 遠隔地被保険者証は、APUで「在学証明書」を取得し（31ページ参照）、これを父母等へ送付し、父母等の勤務先（保険者証交付機関先）へ申請すれば交付してくれます。
- 学生本人で、「国民健康保険」に加入する場合は、住民の届けをしている市区町村の役所／役場で加入手続きを行い、保険料（税）を納めてください。

国民健康保険（国際学生対象）

- 「国民健康保険」（略称：国保）は、病気やケガをした時に、国、居住している市区町村および個人が医療費を分担し、経済的な心配をすることなく治療が受けられることを目的とした医療保険制度の1つです。詳細は、国民健康保険中央会のホームページ（<http://www.kokuho.or.jp/>）の「国民健康保険制度」という項目で確認できます。

国保への加入義務

- 留学の在留資格を持つ国際学生（交換留学生含む）は、法律により、必ず国保に加入しなければなりません。また、勝手に脱退することはできません。国保をやめるときは、日本から出国し在留カードを日本に返すときや就職して会社の健康保険に加入するときなどに限られます。

国保への加入手続きと届け出

- 国保への加入手続きは、（市）役所等の国民健康保険担当課で行います。入学前に日本国外に居住していた国際学生の場合は、入学後に行われるオリエンテーションの際に「取得届」と「国民健康保険税申告書」を提出してもらいます。後日、別府市役所の方が来学されて、皆さんに「国民健康保険被保険者証」（以下、保険証）を交付します。保険証は毎年度交付され、翌年度からは毎年7月中旬に皆さんの住所に郵送されます。

また、入学前に日本国内に居住していた国際学生の場合は、新しく居住する場所の（市）役所（例：別府市役所）で住所変更の手続きを行う時に、あわせて国保の加入手続きも行ってください。以前居住していた場所の（市）役所が交付した保険証は使えません。

●保険料（税）の支払いについて①

保険料（税）は、市区町村ごと、年ごとに異なります。保険料（税）は、毎年1月に、前年の日本の収入を申告し（「所得申告」といいます）、その申告に基づき、（市）役所が6月に決定します。

決定後、6月から次の年の3月までの10回にわけて納付します。これは、国際学生も同様です。

保険料（税）は、前年の収入によって異なりますが、多くの学生の場合、収入が少ないので、「所得申告」をすれば、保険料（税）は大幅に減額されます。

APUの場合、毎年1月ごろに「所得申告」の案内をします。対象者は、期間内（約2週間）に手続きを行ってください。期間を過ぎた場合、皆さん自身が（市）役所で行うことになります。

※別府市の2021年度実績：

所得申告をしなかった場合の年間保険料（税）61,800円 → 減額後18,400円

※金額は毎年変更されます。（市）役所からの連絡を必ず確認してください。

●保険料（税）の支払いについて②

保険料（税）は、銀行口座を開設した時に、口座振替の依頼手続きをすることにより、自動引き落としができます。自動引き落とし日は、月末です。次月に通帳記入をすることにより、保険料（税）が振替されたかどうか確認できます。通帳には、「税金」「コクミンケンコウホケン」という文字が記載されます。

振替依頼をしない場合またはできなかった場合は、（市）役所から小冊子「国民健康保険税納税通知書」が届きますので、それを持って（市）役所または金融機関へ行き、納期までに保険料（税）を納めます。

保険料（税）を滞納していると、督促状の葉書が届きます。至急、それを持って（市）役所または金融機関へ行き、保険料（税）と督促料を納めましょう。滞納が続いていると、保険証の有効期間が

短くなったり、保険給付が差し止められて治療費を全額支払うことになります。さらに、財産が差し押さえられるなどの処分の対象となります。

次の場合は、（市）役所の国民健康保険担当課へ必ず各自で届け出なければなりません。

●住所変更（APハウスの部屋番号が変わった場合も含む）や氏名変更をした場合

変更した日から14日以内に（市）役所に届け出てください。

●休学・交換留学などで、長期間日本から出国する場合や卒業し日本を出国する場合

出国する前に、（市）役所に行き、住所変更の届出とともに、国保の「資格喪失」の手続きを行い、保険証を返却してください。

もし、届出を怠った場合、日本に戻って居住する際に新しい保険証の交付を受けられない、出国中の保険料を納めなければならない場合があります。

●医療を受けるとき

病気やケガで医療保険を取り扱う医療機関に行った時、国保の保険証を提示すれば、健康保険法の適用を受ける医療費総額のうち30%の負担割合を支払うだけで医療を受けることができます。

こくほ う いりよう れい 国保で受けられる医療（例）	こくほ う いりよう れい 国保で受けられない医療（例）
しんさつ 診察	よぼうせつしゅ けんこうしんだん 予防接種、健康診断
いりようしよち しゅじゅつ は ちりよう 医療処置、手術や歯などの治療	しれつきようせい びようせいけい 歯列矯正、美容整形
しよほうせん 処方箋	せいじよう にんしん しゅっさん ちゅうぜつ 正常な妊娠・出産・中絶
にゅういん しょくじだいのぞ かんご 入院（食事代除く）と看護	でいすい びようき けんかや泥酔などによるケガや病気

ほけんしょう も いりよう う ばあい いりようひ ぜんがくしはら
保険証を持たずに医療を受けた場合は、いったん医療費を全額支払うことになります。しかし、
ごじつ し やくしよなど こくみんけんこうほけんたんとうか りようしゅうしよ いんかん ぎんこうよきんつうちょう も
後日、(市) 役所等の国民健康保険担当課へ領収書・レセプト・あなたの印鑑・銀行預金通帳を持っ
て行けば審査により払い戻しを受けられます。

たにんめいぎ ほけんしょう しよう ばあい ほう ばつ
他人名義の保険証を使用した場合は、法で罰せられます。

やかん じかんがい いりよう う ばあい いりようひ たか けつか ふたんがく おお
夜間などの時間外に医療を受けた場合は、医療費が高くなり、結果としてあなたの負担額も多くなります。

● 高額療養費について

びようき びよういん ちようきにゅういん こうがく いりよう う ばあい いりようひ じこふたん こうがく
病気により病院に長期入院したり、高額な医療を受ける場合は、医療費の自己負担が高額になる
場合があります。そのような場合に、負担を軽減させるための措置として、* 自己負担限度額を超え
た分の医療費が払い戻される制度があります。

じこふたんがく こじん ねんれい せたい しよとくじようきよう おう こうがくいりようひ しきゅうがく かげつ
自己負担額は、それぞれ個人の年齢、世帯、所得状況に応じ、高額医療費の支給額は、1ヶ月の
いりようきかん しはら じこふたんがく じこふたんげんどがく さ ひ き
医療機関に支払った自己負担額から自己負担限度額を差し引いて決まります。

こうがくいりようひせいど りよう てつづ びよういん しんりようじょ りようしゅうしよ ほけんしょう いんかん ひつよう
高額医療費制度を利用するための手続きには、病院・診療所などの領収書、保険証、印鑑などが必要
になります。詳しくは、(市) 役所の国民健康保険担当課へお問い合わせください。

* 自己負担限度額：低所得者（市区町村民税の非課税者等）は35,400円（ただし、新入生は57,600円）

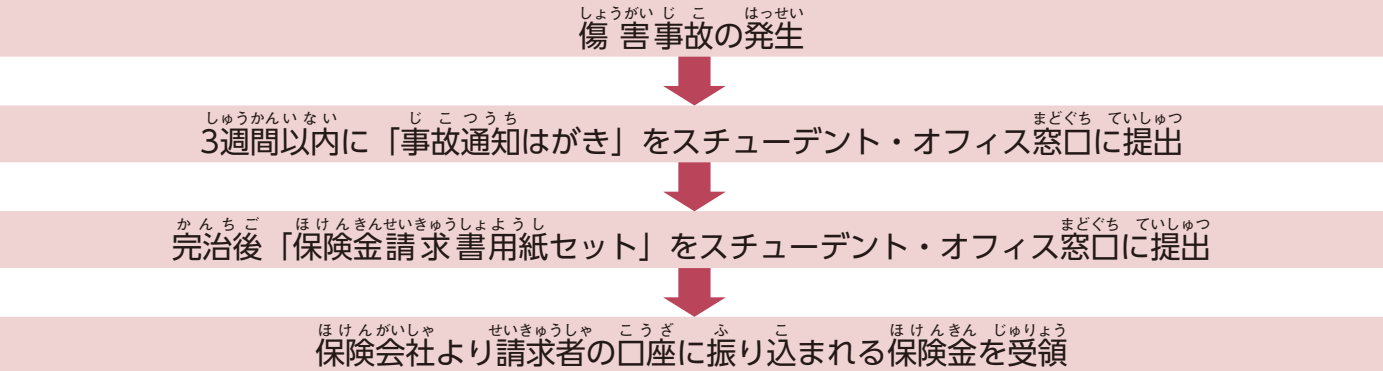
まとめ

- 入学後のオリエンテーションで国保の加入手続きをしよう
- 保険料の支払いは「自動振込み」にしよう
- 毎年1月に「所得申告」の手続きをしよう
- 引越しや出国のときは(市) 役所で手続きをしよう
- 受診の際はかならず保険証を持っておこう
- 国保で受けられない医療もある

がくせいきょういっけんきゅうさいがいしょうがいほけん
学生教育研究災害傷害保険など

がくせいせいかつ おく じ こ ちゅうい どうぜん たいせつ
学生生活を送るにあたって、事故やケガのないように注意することは当然であり、大切なことです。し
かし、まんいち きょういっけんきゅうかつどうちゅう じ こ はっせい ばあい そな ほけんりよう かけきん
万一、教育研究活動中に事故やケガが発生した場合に備えて、APUでは、保険料（掛金）を
だいがく ふたん ざいがく すべ せいきがくせい たいしょう がくせいきょういっけんきゅうさいがいしょうがいほけん りやくしょう がっけんさい
大学が負担し、在学する全ての正規学生を対象とした「学生教育研究災害傷害保険」（略称：学研災
http://www.jees.or.jp/gakkensai/）に加入しています。さらに特約として、大学の正課、学校行事
または課外活動への参加の目的を持って、通学や学校施設等相互間の移動をしている間の傷害事故を
ほしょう しょうがくちゅうとうしょうがいきけんたんぽとくやく りやくしょう しょうがくとくやく ふたい
補償する「通学中等傷害危険担保特約」（略称：通学特約）を付帯しています。

- ほけんきんせいきゅう かん てつづ
保険金請求に関する手続き
かくしゅしよるい こうふ ていしゅつさき まどぐち
各種書類の交付や提出先は、スチューデント・オフィスの窓口です。



しはら ほけんきん い し ちりよう う
支払われる保険金（医師の治療を受けたとき）

たんぼはんい 担保範囲	ちりようにつう 治療日数	いりようほけんきん 医療保険金	にゅういんかさんきん 入院加算金
せいかけちゅう 正課中	にちいじょう 1日以上	えん 3,000円～ えん 300,000円	にゅういん にち 入院1日つき えん 4,000円 (にち 1日～180日)
がっこうぎようじちゅう 学校行事中			
つうがくちゅう 通 学 中	にちいじょう 4日以上	えん 6,000円～ えん 300,000円	
がっこうしせつなどそうごかん いどうちゅう 学校施設等相互間の移動中			
じょうきいがい がっこうしせつない 上記以外の学校施設内	にちいじょう 14日以上	えん 30,000円～ えん 300,000円	
だいがく とど で かがいかつどうちゅう 大学に届けた課外活動中			

※ じょうきいがい こういしょうがいほけんきん しはら ばあい
上記以外に、後遺障害保険金などが支払われる場合があります。

がっこうしせつない あいだ
「学校施設内」にいる間でも、APハウスにいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学
が禁じた行為を行っている間を除きます。ただし、どんな場合でも補償されるとは限りません。更に
ほしょう あつ ほけん きぼう ばあい だいがくせいきょう かくほけんがいしや おこな がくせいそうごうほけん
補償の厚い保険を希望する場合は、大学生協や各保険会社が行っている「学生総合保険」「スポーツ
あんぜんほけん かつどうほけん かくじ かにゅう
安全保険」、「ボランティア活動保険」などに各自で加入してください。

インターンシップに参加する場合は、キャリア・オフィスで「学研災付帯賠償責任保険Bコース」
りやくしょう ばい かにゅうてつづ おこな
(略称：インターン賠)の加入手続きが行えます。

けんこうしんだん 健康診断

日本では、「学校保健安全法」という法律で、1年に1度健康診断を受けることが義務づけられています。そこで、APUでは、無料の「定期健康診断」を下記の要領で実施しています。

けんこうしんだん もくてき 健康診断の目的

学生定期健康診断の目的は、以下の3つです。

- 健康上の問題を早期発見する。
- 自分の健康状態を把握し、健康の保持・増進に役立てると共に、自己管理を学ぶ。
- より良い健康状態で、心身ともに充実した大学生活を送れる。

健康診断で発見される健康問題の多くは、肥満などの生活習慣病です。メタボリックシンドロームなどの重大な健康問題は、学生の頃からの悪い生活習慣の蓄積によってさらに深刻化していきます。ですから、この時期に、自分の健康状態を把握し、自己管理する習慣を身につけることは、より良い大学生活を送るために非常に重要な事であると共に、今後の健康を大きく左右すると言っても過言ではないでしょう。

また、重大な健康問題の一つに、結核などの感染症があります。

万が一、感染力の強い感染症が、キャンパス内で発生した場合、たちまち多くの学生や地域に広がり、集団感染へ発展する可能性もあります。結核等の感染症の発見には定期健康診断が有効です。自分自身と周りの人の健康を守るために、学生の皆さんは、毎年必ず健康診断を受診して頂くようお願いいたします。(感染症については、「感染症予防」(85ページを読んでください。))

けんこうしんだん ないよう 健康診断の内容

(1)身長・(2)体重・(3)尿検査(蛋白・潜血・糖)・(4)血圧検査・(5)胸部X線検査*の他に、入学時や卒業年度には追加検査を実施しています。

追加検査 (入学時) 内科診察、血液検査、視力検査
(卒業年度) 視力検査

入学時には、今後の学生生活をより健康的なものにするために、詳しい検査を行ない、全体的な健康状態を把握できるようにしています。卒業年度には、就職や進学で利用する健康診断証明書の発行に必要な視力検査を追加検査として実施しています。

*胸部X線検査の被爆量は、日常生活で受ける被爆量よりも少なく、健康を害する危険性はありません。

健康診断を受ける時期

奇数セメスターと復学・再入学時に必須となっています。(下記参照)

	時 期	内 容
1 回目	入学時	入学時の追加検査あり
2 回目	第3セメスター開始後1週間以内	大学院の学生が卒業年度の場合は追加検査あり
3 回目	第5セメスター開始後1週間以内	学部生早期卒業対象者、もしくは大学院の学生が卒業年度の場合は追加検査あり
4 回目	第7セメスター開始後1週間以内	卒業年度の追加検査あり
5 回目以降	奇数セメスター開始後1週間以内	卒業年度の追加検査あり
その他	復学・再入学したセメスター開始後1週間以内、交換留学より戻ってきたセメスター開始後1週間以内	卒業年度の場合は追加検査あり

2022年度健康診断日程

2022年度の健康診断は以下の日程で行う予定です。ただし、実施日や実施時間等若干変更する可能性もあります。健康診断についての詳細は、実施予定の前の月にキャンパスターミナル、スチューデント・オフィスホームページにてお知らせしますので、各自で必ず確認してください。

また、2024年3月に卒業予定で、2023年春セメスターに奇数セメスターとなる学生は2023年2月と3月に行われる早期健康診断を受ける事ができます。詳細は、キャリアガイダンス時、または、2022年12月にキャンパスターミナルにてお知らせいたしますので、各自で必ず確認してください。

	2022年春セメスター	2022年秋セメスター
定期健康診断	新入生：4月初旬 在校生：4月初旬～中旬	新入生：9月末 在校生：9月末～10月頃

健康診断の場所

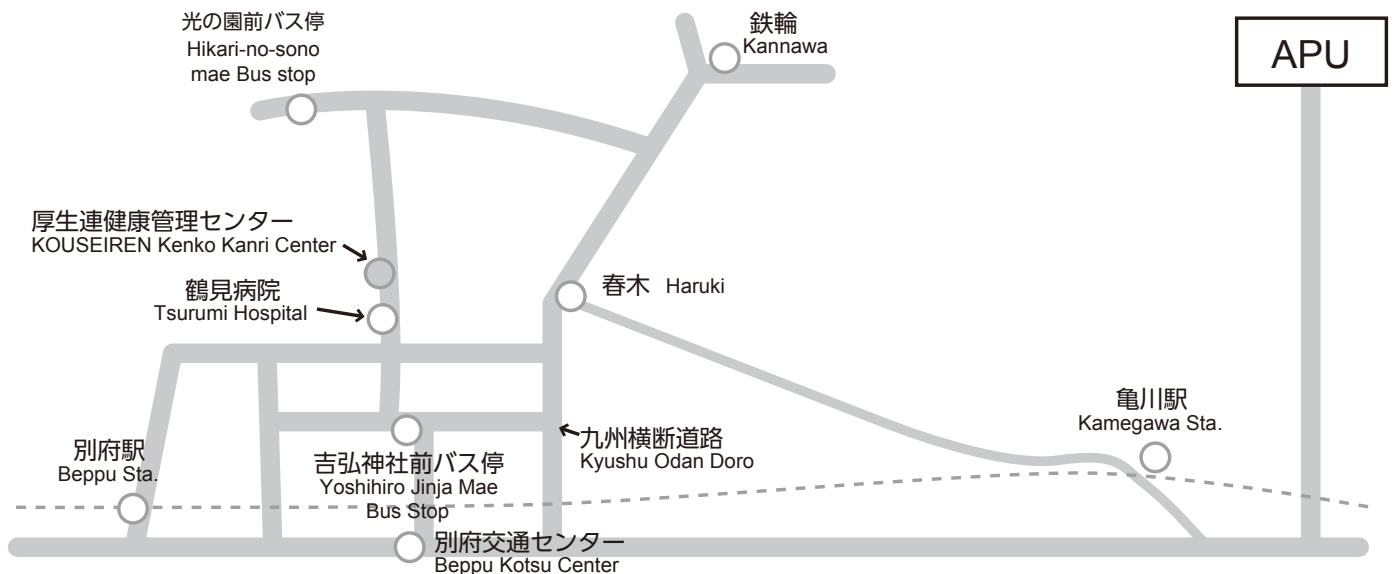
大分県厚生連健康管理センター（鶴見病院に隣接しています）

住所 別府市大字鶴見4333番地 電話 0977-23-7112

健康管理センターの場所は下記の地図を参照してください。

定期健康診断中は、健康管理センターとAPUを結ぶ無料シャトルバスを運行しています。

健康診断の際には、記入を済ませた「問診票」を必ず持参してください。



- APUから 大分交通バス51番に乗り、吉弘神社前バス停で下車
- JR 亀川駅 亀の井バス6番（別府駅行き）に乗り、鶴見病院東口で下車
- JR 別府駅 亀の井バス6番か大分交通バス61番／AS61番に乗り、鶴見病院東口で下車
- 鉄輪 亀の井バス25番に乗り、鶴見病院前で下車

（重要）定期健康診断を受けなかった場合

- 結核、腎臓病、高血圧、糖尿病などの自覚症状のない慢性疾患の発見が遅れ、学生生活に支障をきたし、就職／進学時に最良の健康状態で、活動できなくなることがあります。
- 大学の健康診断証明書の発行ができません。なお、指定された期間外に健康管理センターで健康診断を受診した場合や、他の医療機関で受診した場合も、大学からの健康診断証明書は発行できませんので、ご注意ください。
- 国際学生授業料減免奨学金（減免100・80・65・50・30）・国内学生優秀者育英奨学金・国内学生修学奨励奨学金を受給している学生については、次セメスターより奨学金の受給が停止されます。
- スチューデント・オフィスで行っている学生支援（例：奨学金の新規・継続申請）を受けられません。

健康診断証明書

本学の健康診断を受けていれば、健康診断証明書を発行できます（詳細は31ページ参照）。進学先／就職先から健康診断証明書の形式が指定されている場合は、スチューデント・オフィス窓口で受付をします。ただし、本学の健康診断の結果に基づいて発行しますので、指定された健康診断証明書の内容が、本学の健康診断の内容で充足されない場合は発行できません。また即日発行はできませんので、日程の余裕をもって申請してください。

健康診断証明書の発行時期

定期健康診断を受診した翌週の火曜日から、証明書の発行が可能になります。ただし、健康診断の結果、異常がある場合は、再検査を受けないと証明書の発行が出来ませんのでご注意ください。

●健康診断証明書の有効期間

大学が発行する健康診断証明書は定期健康診断のデータをもとにして、春の定期健診受診者は翌年3月31日まで、秋の定期健診受診者は翌年9月20日まで、在学期間中は、発行できます。ただし、それぞれの企業や大学が特別に証明書の有効期限を設定している場合もありますので、注意してください。

感染症予防

感染症予防はあなたが感染症にかかって苦しく辛い思いをするのを防ぐ為だけに必要なものではありません。あなた自身が感染源となり家族や友人、周囲の人々に感染症を広げ、感染症が蔓延した社会を作らない為にも、感染症について正しく理解し、日頃の生活の中で予防を徹底することとはとても重要なことです。

〈日常生活での感染症予防〉

感染症予防の基本は「手洗い」と「うがい」です。外出から帰った後や料理をする前、食事前には石鹸を使ってしっかり手洗いをしましょう！うがいは、のどについた汚れや細菌を洗い流すとともに、のどの粘膜を保護し、免疫の力を高めますので、帰宅時、起床時、就寝前に励行することで感染症を予防しましょう。

また、飛沫感染を起こす感染症（新型コロナウイルス感染症等）の予防には、マスクが有効です。正しく着用しましょう。

〈新型コロナウイルス感染症について〉

新型コロナウイルス感染症は、飛沫感染や接触感染により広がります。

現在までの段階で、このウイルスに感染しないためには、以下の予防方法が有効です。

①マスクの着用

飛沫感染は、くしゃみ、咳、つばなどから感染します。

そのため、マスクを着用することで感染するのを防ぐだけでなく、あなたがウイルスに感染していた場合に、周りの大切な人に感染させるのを防ぐことができます。

また、マスクの種類によっても予防効果に差があります。「体調の悪いとき」「医療機関に行くとき」「人ごみにいるとき」には、飛沫防止効果の最も高い、不織布マスクを使いましょう。

正しいマスクの着用



- ① 鼻と口の両方を確実に覆う
- ② ゴムひもを耳にかける
- ③ 隙間がないよう鼻まで覆う

②手洗い・手指消毒

手洗い・手指消毒は感染症予防の基本です。

感染者が、くしゃみや咳をして手についたウイルスを周りの物に移してしまい、それを他の人が触る

ただでは感染^{かんせん}しませんが、その手^てで口^{くち}や鼻^{はな}、眼^めの粘膜^{ねんまく}を触^{さわ}ることで感染^{かんせん}します。

手^てについたウイルスは、正^{ただ}しい手洗^{てあら}いでほとんども洗い流^{なが}すことができます。こまめに^{おこな}行うことも大^{たい}切^{せつ}ですが、食^{しょく}事^じの前^{まえ}、トイ^{あと}レ^{そと}の後^き、外^きからの帰^き宅^{たく}後^ごには必^{かな}ず洗^{あら}うようにしまし^{よう}ょう。

【正しい手の洗い方（厚生労働省）】

（日本語） <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>



（英語） <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597149.pdf>



③換気^{かんき}の悪い^{わる}ところに長時間^{ちようじ かんたいざい}滞在^{たいざい}しない

マスク^{ちやくう}を着用^{ちやくう}していても、換気^{かんき}の悪い^{わる}ところに長時間^{ちようじ かん}にわたり滞在^{たいざい}することで、感染^{かんせん}のリスクは格^{かく}段^{だん}に上がります。また、全^{ぜん}国^{こく}の大^{だい}学^{がく}生^{せい}の感^{かん}染^{せん}事^じ例^{れい}等^{とう}によれば、長^{ちよう}時^じ間^{かん}にわたる複^{ふく}数^{すう}名^{めい}での「ごは^{かい}会^{かい}」「パ^{かい}ー^{かい}ティ^{ティ}」「カ^{かい}ラ^{かい}オ^{かい}ケ^ケ」等^{とう}への参^{さん}加^かが、主^{おも}な感^{かん}染^{せん}経^{けい}路^ろになっ^ていま^すす。換^{かん}気^きが悪^{わる}い状^{じよう}況^{きやう}で密^{みつ}に^{なり}やす^いい、打^うち上^あげやホ^{ゆう}ムパ^{じん}ーティ^{ちじん}、友^{ゆう}人^{じん}等^{とう}とのド^きライ^{せい}ブ^じ、帰^き省^{せい}時^じの友^{ゆう}人^{じん}・知^ち人^{じん}との懇^{こん}親^{しん}会^{かい}な^どの開^{かい}催^{さい}・参^{さん}加^かは、中^{ちゆう}止^し・延^{えん}期^きしてくだ^{さい}さい。

④体^{たい}調^{ちよう}が良^よくない場^ば合^{あい}は勇^{ゆう}気^きを持^もって行^{こう}動^{どう}を制^{せい}限^{げん}する

風^か邪^ぜ症^{しょう}状^{じよう}、発^{はつ}熱^{ねつ}など^で体^{たい}調^{ちよう}が良^よくない場^ば合^{あい}は、自^じ分^{ぶん}の友^{ゆう}人^{じん}と^の約^{やく}束^{そく}やア^やル^くバ^くイト^{いと}など^があ^って^も、
勇^{ゆう}気^きを持^もって断^{ことわ}ってくだ^{さい}さい。この勇^{ゆう}気^きが、「感^{かん}染^{せん}しな^いい、感^{かん}染^{せん}させ^{ない}ない行^{こう}動^{どう}」で^す。
世^せ界^{かい}じゅう^{しん}がた^が新^{しん}型^がコ^もロ^うナ^いウ^いル^すが猛^{もう}威^いを振^ふる^う中^{なか}、感^{かん}染^{せん}予^よ防^{ぼう}に努^{つと}め^てい^るに^もか^かわ^らず、や^むを^え得^えず
感^{かん}染^{せん}してしま^う場^ば合^{あい}もあ^りま^す。そ^の際^{さい}、み^なさん^が取^とる^べき行^{こう}動^{どう}を理^り解^{かい}してお^きま^しょう。

〈感^{かん}染^{せん}が疑^{うたが}わ^る場^ば合^{あい}〉

下^か記^きを参^{さん}照^{しやう}して相^{そう}談^{だん}・報^{ほう}告^{こく}し、指^し示^じに^した^がっ^てくだ^{さい}さい。

代^{だい}表^{ひやう}的^{てき}な症^{しょう}状^{じよう}は・発^{はつ}熱^{ねつ}・咳^{せき}・倦^{けん}怠^{たい}感^{かん}・喉^{のど}の痛^{いた}み・頭^ず痛^{つう}・味^み覚^{かく}や嗅^{きゆう}覚^{かく}の消^{しょう}失^{しつ}で^す。

○平^{へい}日^{じつ}の昼^{ひる}間^ま（9:00-17:30）

1) APUヘルスクリニックにメー^しル^{しやう}で、症^{しょう}状^{じよう}を相^{そう}談^{だん}してくだ^{さい}さい。携^{けい}帯^{たい}電^{でん}話^わを持^もっ^てい^る場^ば合^{あい}は、
連^{れん}絡^{らく}先^{さき}も記^き載^{さい}してお^いて^くだ^{さい}さい。

2) APUヘルスクリニックから、学^{がく}生^{せい}のみなさん^に、聴^きき取^とり^を行^{おこな}い^ます。必^{ひつ}要^{よう}に^おう^じて病^び院^{いん}
紹^{しょう}介^{かい}、保^ほ健^{けん}所^{じょ}へ^の相^{そう}談^{だん}を^しま^すの^で、そ^の指^し示^じに^した^がっ^てくだ^{さい}さい。

○夜^や間^{かん}や土^ど・日^{にち}・祝^{しゅく}日^{じつ}

1) APハウ^すスに^ばあ^いる^かく^とう^{かん}に^りん^{そう}だ^んに^しじ^うに^うけ^てくだ^{さい}さい。

2) 大^お分^お県^お内^おに^すに^ばあ^いる^かく^とう^{かん}に^りん^{そう}だ^んに^しじ^うに^うけ^てくだ^{さい}さい。

3) 上^{じやう}記^き以^い外^{がい}は、最^も寄^より^の受^{じゅ}診^{しん}・相^{そう}談^{だん}セ^{でん}ン^わタ^{そう}ー^{だん}に^てれ^はで^に相^{そう}談^{だん}してくだ^{さい}さい。

4) 結果^{けっか}については、APUヘルスクリックにメールで報告^{ほうこく}してください。

※持病^{じびょう}などがあり、かかりつけ医^いがある場合には、まずそちらに相談^{さうだん}してください。

【連絡先・相談先^{れんらくさき そうだんさき}】

- APUヘルスクリック メールアドレス：booking@apu.ac.jp
- 東部保健所^{とうぶ ほけんじょ}（APUを管轄^{かんかつ}する保健所^{ほけんじょ}） 電話^{でんわ}：0977-22-2511
- 大分県 受診相談センター^{おおいたけん じゅしんそうだん} 電話^{でんわ}：097-506-2755（24時間対応^{じ かんたいおう}）
- 国際学生専用メディカルアシスタンスサービス^{こくさいがくせいせんよう}（77ページ参照^{さんしやう}）

〈感染者^{かんせんしゃ}もしくは濃厚接触者^{のうこうせつしよくしゃ}となった場合^{ばあい}〉

みなさんが感染者^{かんせんしゃ}もしくは濃厚接触者^{のうこうせつしよくしゃ}となった場合は、保健所^{ほけんじょ}や医療機関^{いりようき かん}からの指示^しに従^{したが}ってください。

また、必ず^{かなら}APUヘルスクリックへメール（booking@apu.ac.jp）で報告^{ほうこく}してください。

感染^{かんせん}は誰^{だれ}にでも起こることです。大学^おへの感染^{だいがく}の報告^{かんせん}で学生^{ほうこく}のみなさんが不利益^{がくせい}を被^ふることは一切^{いっさい}あり

ません。むしろ、授業^{じゅぎょう}欠席^{けつせき}の配慮^{はいりよ}や体調^{たいちやう}観察^{かんさつ}を行うなど、みなさんのサポート^{おこな}をします。感染^{かんせん}の報告^{ほうこく}

により、大学^{だいがく}は迅速^{じんそく}に感染拡大^{かんせんかくだい}を防止^{ぼうし}する措置^{そち}を取^とることができます。ご協力^{きやうりよく}をお願いします。

- 1) APUヘルスクリックへメールで届^{とど}け出る^で。
- 2) APUヘルスクリニックから送付^{そうふ}されるサーベイ^{にゆうりよく}に入^い力^{りき}する。
- 3) APUヘルスクリニックからの現^{げんじやう}状^{かくにん}確認^{たいちやう}や体調^おチェック^おに応^おじる。
- 4) 法定^{ほうてい}感染症^{かんせんしやう}による授業^{じゅぎょう}欠席^{けつせき}の手続^{てつづ}きを行^{おこな}う。

授業^{じゅぎょう}欠席^{けつせき}について

URL：https://www.apu.ac.jp/academic/page/content0016.html/?c=17

- 5) 授業^{じゅぎょう}欠席^{けつせき}の理由^{りゆう}を担当^{たんとう}教員^{きやういん}に連絡^{れんらく}する。



- もしもの感染^{かんせん}に備^{そな}え「接 触 確認^{せつしよくかくにん}アプリ」（厚生労働省^{こうせいろうどうしやう}）をダウンロードしましょう。

App Store

https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458

Google Play

https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar



〈感染者^{かんせんしゃ}に対する人権^{たい じんけん}への配慮^{はいりよ}〉

誰^{だれ}もが、新型^{しんがた}コロナウイルスに感染^{かんせん}しうる状況^{じやうきやう}です。誤解^{ごかい}や偏見^{へんけん}等により、感染者^{かんせんしゃ}・濃厚接触者^{のうこうせつしよくしゃ}やそ

のご家族^{かぞく}等に対する誹謗^{たい}・中傷^{ひぼう}や差別^{ちゆうしやう}につながるような人権侵害^{さべつ じんけんしんがい}は、決して許^{けつ}されることではありません。

〈感染拡大に伴う授業等について〉

感染者の動向や流行の状況によって、大学の行事や授業の形態などが変わること想定されます。最新の情報を入手できるよう、大学のホームページやキャンパスターミナル、APUメールはこまめにチェックしてください。

海外渡航時の感染症予防

WHO（世界保健機構）は世界の三大感染症として、エイズ・結核・マラリアをあげて注意を促していますが、近年、エボラ出血熱や新型コロナウイルス感染症が大きなニュースとなったように、地球上には他にも気をつけなければならない感染症が多々あります。特に旅行中の環境変化などのストレスは、感染症に罹りやすい健康状態を作り出します。

以下、海外へ渡航する際に確認すべき感染症予防のチェック事項となっています。

全てのチェック項目を実施し、準備万端で渡航してください。

【渡航前・渡航中】

□ 危険な感染症から身を守る為に自分の渡航する地域に流行している感染症について知る。

- CDC (Centers for Disease Control and Prevention) Travelers' Health

<http://www.cdc.gov/travel/> (英語)

- FORTH (For Travelers' Health) 厚生労働省検疫所ホームページ

<http://www.forth.go.jp/> (日本語)

- Fit for travel

<http://www.fitfortravel.nhs.uk/home>

※感染症の最新情報、国別に検索出来る感染症情報、奨励される予防接種など、海外での病気予防について必要な情報が掲載されています。

□ ホームページに掲載している「感染症予防の10カ条」をしっかりと読む。

- スチューデント・オフィスホームページ> 学生生活支援> 健康管理・定期健康診断> 感染症予防> 「感染症予防の10カ条」

- 渡航先の国への入国に必要、また、交換留学先が要求している予防接種の有無を確認する。

- 渡航先で流行している感染症のリスクを把握し、予防接種の必要性を自分自身で検討する。

- 予防接種が必要な場合、その希望する予防接種にどれくらいの期間が必要かを確認する。

※交換留学時などに、必須、または奨励される予防接種もあります。自分にどのような予防接種が必要とされるのか確認しましょう。また、予防接種は感染症に100%感染しない為のものではないことを理解し、自分を守る為に自分でどのように感染症を予防するのかを知り、実践出来る様に準備をしてください。

☐ 渡航中の保険への加入・受診できる病院の検索方法の確認をする。

● 外務省在外公館医務官情報 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/> で自分の行く国を確認する。

● 加入した保険の内容に病院紹介や健康相談が入っているか確認し、そのサービスがある場合はどのような行なえばいいのかを知っておく。

【帰国後】

☐ 2ヶ月間は、渡航中に感染症に感染している可能性があることを認識する。

● 下痢・嘔吐・腹痛・発熱・頭痛・のどの痛み・発疹などの症状があればヘルスクリニックに相談する。

※ 高熱、ひどい下痢や嘔吐がある場合などは、外出を控え、ヘルスクリニックへ電話またはメールで連絡してください。

たびレジ登録について

渡航先で事件や感染症などが発生した場合に、登録したメールに在外公館等から最新情報が届く、日本の外務省が行っている登録制度です。邦人の場合は、この情報をもとに国が保護確認も行います。メールアドレスは3つまで登録できるので、日本人以外の場合は、一緒に渡航する日本人がたびレジに登録する際に、一緒にメールアドレスを登録してもらえれば、緊急情報メールを受け取ることが出来ます。日本語のみの対応です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

健康的な学生生活を送るために

〈アルコール ～急性アルコール中毒は時に死をまねく！～〉

大量のお酒を短い時間で飲めば、肝臓での代謝が追いつかず、アルコールは血液の中にとどまることになります。その結果、アルコールの血中濃度が急上昇して、一気に「昏睡期」に陥ります。

これが「急性アルコール中毒」です。こうなると、意識は混濁し、時には呼吸が麻痺したり、吐いたものをのどに詰まらせ死に至ることもあります。一時の盛り上がりで、友人・知人を死に至らしめるような権利は、誰にもありません。「イッキ飲みはしない、させない」絶対に守ってください！もし、イッキ飲みをして次のような症状が出てしまったら、すぐに救急車を呼びましょう。



- ①意識がない。ゆすっても、つねっても起きない
- ②全身が冷えきっている
- ③呼吸がおかしい。ゆっくりで途切れたり、浅くて早い
- ④大量の血や、食物を吐いている
- ⑤失禁している

〈タバコ〉

タバコの煙には、約4,000種類の化学物質が含まれており、そのうち200種類には有害性があり、さらに60種類以上の発ガン物質を含んでいることがわかっています。これは、喫煙者のみならず、副流煙を吸う非喫煙者にも同様の有害物質を摂取する可能性があるということでもあります。

喫煙、受動喫煙によって、肺がんなどの疾病リスクが高まることは知られていますが、そのほかにも、喫煙者は非喫煙者より集中力が低下しやすいなどメンタルヘルス上も問題があります。また、近年では「喫煙者は採用しない」という方針をもつ日本企業もあります。

〈ドラッグ〉

近年、大麻などのドラッグが社会全体を揺るがしています。ドラッグが原因と見られる死亡事故や殺人事件など、みなさんもテレビやネット、新聞などで目にしたことがあるでしょう。こうしたドラッグはハーブやアロマオイル、バスソルトなどを装っていますが、麻薬や覚せい剤と同じか、それ以上に人体に有害な影響を与えます。ドラッグを吸ったり、飲んだりすると、意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難などを起こし、重体に陥ったり、幻覚や興奮のために他人への暴力など奇行に走ることもあります。

「一回なら大丈夫」「いやになればすぐにやめられる」などと安易に摂取してはなりません。大麻などのドラッグは、麻薬や覚せい剤と同様に常習性があり、あなた自身はもちろん、あなたの家族や友人、

恋人をも巻き込んで不幸にします。絶対に手を出さないでください。

また、「ドラッグ」の情報を得たという場合は、速やかに警察に届け出てください。

〈性感染症〉

性感染症とは、性行為によって人から人へ、皮膚や粘膜から感染する病気の総称です。性行為にも様々な方法があり、膣でのセックス、オーラルセックス、アナルセックス等あります。これらの性行為を行えば、誰でも感染する可能性がある病気です。正しい知識を身につけ、性感染症を予防することが大切です。また、性感染症にかかったとしても、早期に発見・治療を行えば、病気によっては完治します。完治できない場合でも重症化を遅らせることができます。知らない間に大切なパートナーに感染を広げてしまわないためにも、性感染症の症状がある場合や性感染症の感染が疑われる性行為を行った場合は、できるだけ早く医療機関を受診しましょう。

スチューデント・オフィスホームページには、性感染症の種類や症状、予防方法が詳しく掲載されています。各自で確認し、性感染症予防に役立ててください。ヘルスクリニックでは性感染症に関する健康相談を行っており、医療機関の紹介も行っております。検査を受けたい場合や、性感染症の感染が疑われる場合、何か心配な事がある場合は、いつでもヘルスクリニックまでご相談ください。

カウンセリングルーム

大学生活では、将来への希望をふくらませる一方で、様々な不安や悩み、思いがけない困難や問題を抱えることがあるかもしれません。今まで誰にも言えず1人で抱え込んでいたこと、こんなこと相談しているのかなと思っていることを、カウンセラーがその思いを聞きながら、一緒に問題を解決したり、みなさんの自己成長のサポートをしていく場所が「カウンセリングルーム」です。相談をしたいときはどんな些細なことでもかまいませんから、気軽に来室してください。学生の希望や必要がある場合は学外の専門スタッフや専門機関を紹介します。相談料は無料で日英 両 言語で対応します。相談内容の秘密は固く守られますので安心してください。相談を希望する場合は、予約が必要ですが、当日相談も可能です。どんな相談でも構いません。例えば…

●学業について

授業についていけない、グループワークが苦手…等。

●対人関係について

友人、恋人、家族との関係に悩んでいる、コミュニケーションが苦手…等。

●将来について

就職活動が不安、将来のことを考えるのが苦しい…等。

●精神的な不調について

気分が落ち込む、イライラする、気分が不安定、意欲が湧かない…等。

●^{からだ}体のことについて

^{よるねむ}夜眠れない、^{しょくよく}食欲がない、^{つか}疲れやすい…等。

●^たその他

サークルやアルバイトでの^{こま}困り事、^{ごと}なんか人と話したい、^{ひと}愚痴りたい、^{はな}ほっと一息つきたい、^{ぐち}…等。

〈^{ばしょ}カウンセリングルームの場所〉

^{ばしょ}場所：A棟1階の^{とう}ヘルスクリニック^{かい}横^{よこ}にあります。

〈^{かいしつじかん}カウンセリングルームの開室時間〉

^{うけつけじかん}受付時間 ^{げつようび}月曜日～^{きんようび}金曜日 10:00～16:30

^{じかん}カウンセリング時間 ^{げつようび}月曜日～^{きんようび}金曜日 10:30～16:30

※カウンセラーのスケジュールは^{へんこう}変更することがあります。カウンセリングルームホームページ
(<https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0034.html/>) でスケジュールを
^{かくにん}確認してください。



〈カウンセリングルーム HP〉

〈^{よやくほうほう}予約方法〉

①^{でんわ}電話で^{よやく}予約…0977-78-1126 ^{ないせん}内線2444 (^{うけつけじかんちゅう}受付時間中)

②^{ちよくせつたず}カウンセリングルームを直接訪ねる。(受付時間中)

③E-mailで^{よやく}予約 counseli@apu.ac.jp

※^{きんきゅう}緊急の場合で^{ばあい}カウンセリングルームが^{へいしつ}閉室している場合は、^{ばあい}ヘルスクリニックまたはスチューデント・
オフィスに^{そうだん}相談してください。

救急措置の手順 (心臓蘇生とAEDの使用^し方法^{ほう})〈^{ひと}人が^{きゅう}急に^{たお}倒れた・^{いしき}意識がないようだ! その時^{とき}……〉

①^{おおこえ}大声で^よ呼びかける 「大丈夫ですか!」

②^{かた}肩を^{かる}軽くたたき、^{はんのう}反応があるか、^{たし}ないかを確認める

③^{おおこえ}大声で、^{おうえん}応援を^よ呼ぶ

④119番 (教室からの場合、#119) で救急車を呼び、中央監視室

(^{ないせん}内線: 2810) またはA Pハウスの場合は^{ばあい}管理人室 (^{ないせん}内線: ハウス1

534-9500/ハウス2 535-9500) に^{れんらく}連絡

⑤中央監視室または^{かんりにん}管理人にAEDを^{いらい}依頼する



〈「呼吸がない！」その時……〉

① 胸骨圧迫をする

強く（成人は少なくとも胸骨が5cm沈む強さ）、早く（少なくとも100回/分）、絶え間なく（中断は最小限に）

② 人工呼吸

人工呼吸ができないか、ためられる場合は、胸骨圧迫のみを続ける

③ 胸骨圧迫30回＋人工呼吸2回を繰り返す

④ AEDを使用する

AEDの使い方（詳しくはAEDに添付されています。〉



1. AEDの電源を入れる（ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります）

2. 電極パッドを傷病者の胸に貼る（貼る位置は、パッドに描いてあります）

パッドを貼る時の注意点

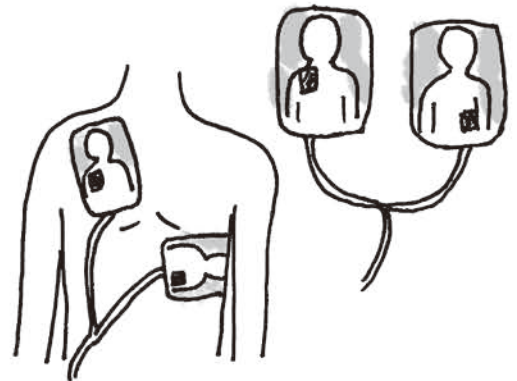
① 肌に直接貼る

② 傷病者の胸が濡れていたら、拭く

③ 胸に貼り薬があり、パッドを貼る際に邪魔になる時ははがし、肌に残った薬剤をふき取ってからパッドを貼る

④ ペースメーカーや除細動器が胸に埋め込まれている場合は、8cm以上離してパッドを貼る

⑤ 一度パッドを貼ったら、はがさない。胸骨圧迫もパッドを貼ったまま行う



3. 心電図の解析

パッドを貼り付けると、その傷病者に電気ショックが必要か、不要か自動的に判断します。（心電図の解析）

この時、「離れてください」と音声があるので、周囲の人に傷病者から離れるように促します。

4. AEDの音声に従う

① 「電気ショックは不要です」	② 「電気ショックが必要です」
↓ いき 息がない	↓ じゅうでん かんりょう 充電が完了するまで、 はな 離れたまま待機 します
↓ しんばいそせいほう つづ 心肺蘇生法を続ける (パッドは貼ったまま・ AEDの電源は入れた まま)	↓ じゅうでん かんりょう 充電が完了すると「ショックボタンを押してく ださい」等のメッセージと共にショックボタン が点滅します
↓ いき 息がある かいふくたいい かんさつ 回復体位にして観察 を続ける 	

5. 除細動を行う (ショックボタンを押す)

「みんな離れて！」と傷病者に誰も触っていない
ことを確認しながら (目線は傷病者を見たまま)、
ショックボタンを押します。
傷病者に触れていると、その人が感電する恐
れがあります。決して傷病者から目線を離さな
いください。



6. 心肺蘇生法を始める

除細動を行ったら、すぐに胸骨圧迫から始めます。胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返します。
救急車が到着しても、すぐに止めるのではなく、救急隊員の指示に従ってください。

※疲れたら、胸骨圧迫を別の人と交代しても支障はありませんが、その際、胸骨圧迫の中断時間
なるべく短く (5秒以内) してください。

7. 体調不良者が^{たいちようふりようしゃ}出た際の緊急対応^{で さい きんきゅうたいおう}

急病人・ケガ人^{きゅうびょうにん}などが^{にん}教室で^{きょうしつ}出た際は、以下のフローに従って^{で さい}対応する^{い か}ようにしてください。^{したが たいおう}



しょう がくせい たいおう 障がい学生対応

しょう がくせい たい し えん 障がいのある学生に対する支援について

立命館アジア太平洋大学 障がい学生支援に関する方針（ガイドライン）にもとづき、障がい学生支援を行うとともに、その活動を通じて、すべての学生の学びと成長に寄与する取組みを行います。支援内容については、障がいの内容や制度、所属する学部の学びの特徴と障がい学生のニーズにもとづいて、個別に検討します。

立命館アジア太平洋大学 障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）

立命館アジア太平洋大学（以下本学）では、以下の指針（ガイドライン）に基づき、身体障がい、発達障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある学生（以下「障がい学生」という。）の支援を行う。

ただし、本指針（ガイドライン）は、支援制度の基準、根幹を定めたものであり、支援内容については、障がいの内容や制度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障がい学生や関係者と十分な協議を経た上で決定する。

1. 支援理念

本学に従事する全ての教職員は、本学での修学において支援を求める学生が、本学での学びの経験を通して、成長し社会につながっていく、そのプロセスを支援する。また本学は、本学に在籍する学生及び関係者が本指針を理解し、共に協力し合うことを期待する。

2. 基本方針

- 1) 本学の教職員は、本学に在籍する障がい学生が、障がいのない学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。
- 2) 障がい学生の支援を通して、すべての学生の学びと成長に寄与する取組みを行う。
- 3) 障がいのある学生に対する支援は、原則として本人からの支援要請に基づき行うものとする。
- 4) 支援内容の判断が困難な場合には、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告（第一次まとめ・第二次まとめ）が定める基準、取扱いを参考とし、学生の個別事情及び本学の環境等を勘案して判断する。

3. 支援の目的

本学の障がい学生支援は、障がいを理由として教育や学習の権利が不当に損なわれることのないよう取り組むことを第一の目的とする。同時に、修学の上で必要に応じて適切な支援を行うことや、支援活動を通じて、よりよい人間関係を養うとともに、支援者が障がいについて理解できる場を

ていきよう
提供する。

4. 支援体制

本学における障がい学生の支援者は、本学の教職員及び障がい学生を支援する本学の学生サポーターとし、学外の障がい者支援の専門家等とも緊密に連携を図る。

本学は障がい学生への支援を全学的に行うために、スチューデント・オフィス内に「障がい学生相談受付」を設ける。またスチューデント・オフィス、アカデミック・オフィス、アドミッションズ・オフィス、キャリア・オフィスに「障がい学生支援相談員」を配置し、学生等へ公開する。学生はスチューデント・オフィスの「障がい学生相談受付」だけではなく、直接、相談員に相談することもできる。

「障がい学生相談受付」は、障がい学生から受けた相談内容に応じ各オフィスの相談員に繋ぎ、相談員は障がい学生の修学支援及び関係部局間や支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。

5. 個人情報の保護と守秘義務

1) 支援者が支援をする上で知り得た障がい学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

2) 障がい学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守し、つつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。

6. 情報公開

本学の障がい学生支援方針、支援体制や相談の進め方また支援内容等について、本学ホームページなどを活用し、学生や志願者等に適宜、適切な方法で周知する。

7. この指針（ガイドライン）に関する事務は、スチューデント・オフィスが行う。

8. この指針（ガイドライン）の改廃は、学生委員会、教学委員会の議を経て、学長が決定する。

ふそく
付則

この指針（ガイドライン）は、2016年4月1日から施行する。

しょう がくせい そうだんまどぐち
障がい学生の相談窓口

オフィス名	連絡先	相談内容
スチューデント・オフィス	apudss@apu.ac.jp	しょう がくせい そうだんうけつけ せいかつ そうだん 障がい学生相談受付、生活相談
アカデミック・オフィス		にゅうがくご りしゅう そうだん 入学後の履修相談
アドミッションズ・オフィス(国内)		にゅうがくしけん にゅうがくご せいかつ りしゅう そうだん 入学試験、入学後の生活、履修相談
アドミッションズ・オフィス(国際)		
キャリア・オフィス		しん ろ しゅうしょく そうだん 進路、就職相談

住居

APハウス (寮)

1. 入寮資格

APハウス1・2	対象：学部新入生、2回生編入、3回生編入 入寮期間：学部新入生、2回生編入（11ヶ月） 3回生編入（1年11ヶ月） 募集：（国際生）必須* *特別な場合を除く （国内生）各入試方式における出願の際に応募
APハウス3	対象：本学に在籍する学部生・大学院生で、入学から1年以上経過した学生、 特別聴講学生または科目等履修生 入寮期間：最長1年間。申請を行い、審査後、継続入寮可能 募集：スチューデント・オフィスホームページを確認
APハウス4	対象：主に特別聴講学生、大学院生 入寮期間：学修期間に準ずる 募集：随時募集は行っていない。入寮者募集を行う際は、キャンパスターミナルにて告知

2. APハウスへの訪問

- APハウスを訪問できる者

APU在学学生（寮生・寮外生）

家族と卒業生については個別相談

- 訪問者はAPハウスに出入りする際、管理人室にある訪問者ブックに記入し、常に寮生と行動を共にしてください。

訪問可能時間：8:00～22:00

利用不可施設：浴室、シャワーコーナー、ランドリー、インターネットルーム

（訪問者のみでの利用不可：卓球、ビリヤードなどのリフレッシュ設備、キッチン）

※2022年現在、寮外生のAPハウス訪問は禁止しています。

3. 駐車場・駐輪場

- APハウス敷地内では、学生による駐車は基本的に禁止されています。ただし、引っ越しの時のみ例外的に認めています。その際は必ず管理人室で「臨時入構許可証」を発行してもらってください。
- APハウス敷地内にバイクで入構する際は、バリカーゲート手前でエンジンを切り、所定の駐輪場までバイクを押して行ってください。出構する際は、バリカーゲートまでバイクを押して行き、バリカーゲート外にてエンジンをかけてください。

アパートへの引っ越し

以下の手順に沿って準備を始めましょう。

1. 不動産会社に行く
2. 物件を選ぶ
※ルームメイトとは一緒に住めないアパートもあります。よく確認しましょう！
3. 物件を見学する
4. 申込手续をする
5. 契約を結ぶ
6. 契約金を支払う
7. 入居する

大学内にある(株)クレオテックは、アパートの紹介を行っています。

まずは、(株)クレオテックに行ってみましょう。

本部棟 1F：国際学生連帯保証手続
2F：不動産／保険

最初にかかるお金 (例)	
敷金／礼金	家賃の約1ヶ月分
家賃 (前払い)	翌月分の家賃
	月の途中で入居する場合：日割り家賃と翌月分の家賃
仲介手数料	家賃の1ヶ月分

※その他に保険料、自治会費等がかかる場合があります

物件を探す

- 必ず部屋を見学しましょう。
- 部屋の中だけでなく、周囲の環境も大切です。周辺の夜間の様子も確認しましょう。
- 希望条件にあった物件をいくつか見学し、比べてみるのも良いでしょう。

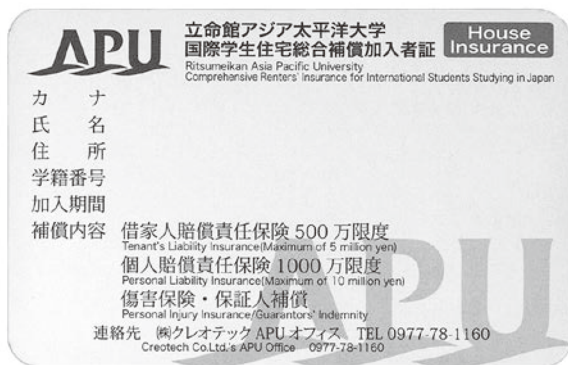
契約する

一般に日本では、アパートの契約には日本人の連帯保証人が必要となります。

- 国内学生の場合
ご家族や経費支弁者と相談のうえ、契約をすすめてください。
 - 国際学生の場合
連帯保証人を探すことが困難な場合があります。APUでは大学が保証人になることができる場合があります。
- (株)クレオテック(本部棟1F)が手続きの窓口となっています。以下の手順に進めましょう。

- ① 物件が決まったら、大家さん・不動産会社に申し込みをする。
- ② 申込書を受け取ったら、入居者全員でA棟1階の(株)クレオテックに行く。
学生証、在留カード、国際学生住宅総合補償制度加入者証*1または学研災付帯学生生活総合保険加入者証*2が必要です。
- ③ 申込書を大家さん・不動産会社に提出する。
入居する日が決まったら、大家さん・不動産会社が契約書を作成します。
- ④ 契約書を受け取り、内容をよく確認、承知のうえ契約書にサインし印鑑を押す。
日本の契約書には印鑑が必要です。(サインだけでは契約ができません)
- ⑤ サイン・押印済みの契約書を(株)クレオテックに持って行く。
- ⑥ 大学のサイン・押印済みの契約書を大家さん・不動産会社に提出する。

2021年度以前入学者



*1 国際学生住宅総合補償加入者証

2022年度以降入学者及び保険更新者

学研災付帯学生生活総合保険加入者証

作成日: 20XX年4月1日	
〒123-4567 住所: 東京都千代田区丸の内	<団体名> 公益財団法人 日本国際教育支援協会
扶養者: 氏名 東海 太郎 様 (扶養親族が扶養されている場合は、扶養親族を記入)	<大学名> 〇〇大学
<被保険者氏名> ドウカイ ハナコ	<生年月日> 19XX年4月1日
<加入者番号> 012345678910123	<保険期間> 20XX年4月1日 令和5年3月31日

保険種類(下段:証券番号)	タイプ	補 償 内 容	保 険 金 額
学研災付帯学生生活総合保険 (4753XXXXXX)	J	死亡・後遺障害	XXX万円
		治療費用	実費
		傷害入院(日額)	XXXX円
		傷害通院(日額)	XXXX円
		救済者費用	XXX万円
		賠償責任	対人・対物事故 X億円(自己負担0円) テラーのみ環境事故 XXX万円
		育英費用	—
		学資費用(傷害)	—
		学資費用(疾病)	—
		生活用動産(下宿生用)	—
		借家人賠償責任(下宿生用)	—
		感染予防費用(医系学生生用)	—
	合計保険料	XX,XXX円	

この度は、東京海上日動火災保険の学研災付帯学生生活総合保険にご加入頂きまして有難うございます。
ご加入の覚えとして、この加入者証をお渡しいたします。
東京海上日動火災保険株式会社 ■営業店: 〇〇支店 〇〇支社 <各種お問い合わせ先・事故受付窓口> ■取扱代理店: ●●保険事務所

*2 学研災付帯学生生活総合保険加入者証

入居する

すぐに部屋をチェックしましょう。

- 窓ガラス、ドア、備え付けの電気など、破損、故障はありませんか？
- 床、壁、ふすまや障子など、汚れ、大きなキズはありませんか？

※見つけた場合は、すぐに大家さん・不動産会社に連絡してください。そのままにしておくと、退去する際あなたが修繕費用を支払う可能性があります。

入居中の注意

1. 毎月の家賃の支払いは、必ず期日を守りましょう。通常、前月の末日が支払期限です。
ほとんどのアパートでは、2ヶ月滞納すると強制退去となります。
2. 契約書に名前の載っていない人がアパートに居住することは契約違反となります。
入居者が一人でも代わる場合は、必ず契約変更の手続きを行いましょう。
3. 夜中に大声を出したり、パーティーを開き騒ぐなどして周りの住民へ迷惑をかけないようにしましょう。

4. ごみは分別し必ず別府市指定のごみ袋に入れ、決められた場所に出してください。
- ・収集日は地域によって異なるため、「ごみカレンダー」で確認してください。
 - 別府市ごみとリサイクル <https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/kankyau_gomi/g_siwake/>
 - ・指定日以外は、ごみ置き場にごみを出すことは禁止されています。
 - ・ご近所の方に迷惑がかからないようにしましょう。
5. 契約時に渡される契約書をよく確認し、入居規約を守りましょう。
6. 電気・水道・ガスは個人契約のところがほとんどです。自分で契約の手続きを行わなければなりません。
7. 長期間、家を留守にする場合は、必ず大家さん・不動産会社に連絡をしてください。防火・防犯の対処にもつながります。

上記は別府市民、社会人として当然守るべきルールです。守らない場合は強制退去の対象となることがありますので、十分注意してください。上記に違反した場合は、強制退去、連帯保証契約の解除を大学は行います。また、新規物件契約での連帯保証人の手続きを行いません。奨学金受給や授業料減免も停止となる場合もあります。

退去する

1. 退去届けを大家さん、不動産会社に提出する。
- ・ほとんどのアパートでは退去する1ヶ月前までに退去届けの提出が必要です。
 - ・退去届けの提出が遅れると、家賃を追加で支払わなければなりません。
 - ・アパートの住人が代わることは契約違反になります。新しい契約が必要です。
2. 電気やガス、水道、インターネット等を解約し、使用料をすべて精算する。
3. 退去立会いをする。
- ・部屋の中に荷物や家具等を残してはいけません。備え付けのもの以外は全て片付けてください。
 - ・窓ガラス、ドア、床、壁、ふすまや障子など、破損したものは修繕費用が必要です。
 - ・大家さん、不動産会社と一緒によく確認をしましょう。
4. 敷金精算をする
- ・入居時に預けた敷金から部屋の清掃、修繕費用を精算します。余った場合は返金してくれます。
 - ・部屋に大きな破損、汚損があった場合は、追加で請求されることがあります。
 - ・入居時に敷金の不要な物件は、清掃、修繕費用はすべて請求されます。

引越しをする時、特に卒業する前には必ず不動産会社と一緒に退去立会いをしてください。不要なものを部屋に放置すること、また粗大ゴミを指定以外の場所に捨てることは禁止されています。放置すると、

あと しょぶんひよう せいきゆう
後で処分費用を請求されます。

また卒業式までに退去手続きが終わっていない場合、卒業証明書などを受け取ることができない場合があります。万が一、退去費用を支払わないまま帰国した場合は、実家にも連絡し、退去費用を支払ってもらいます。十分に注意してください。

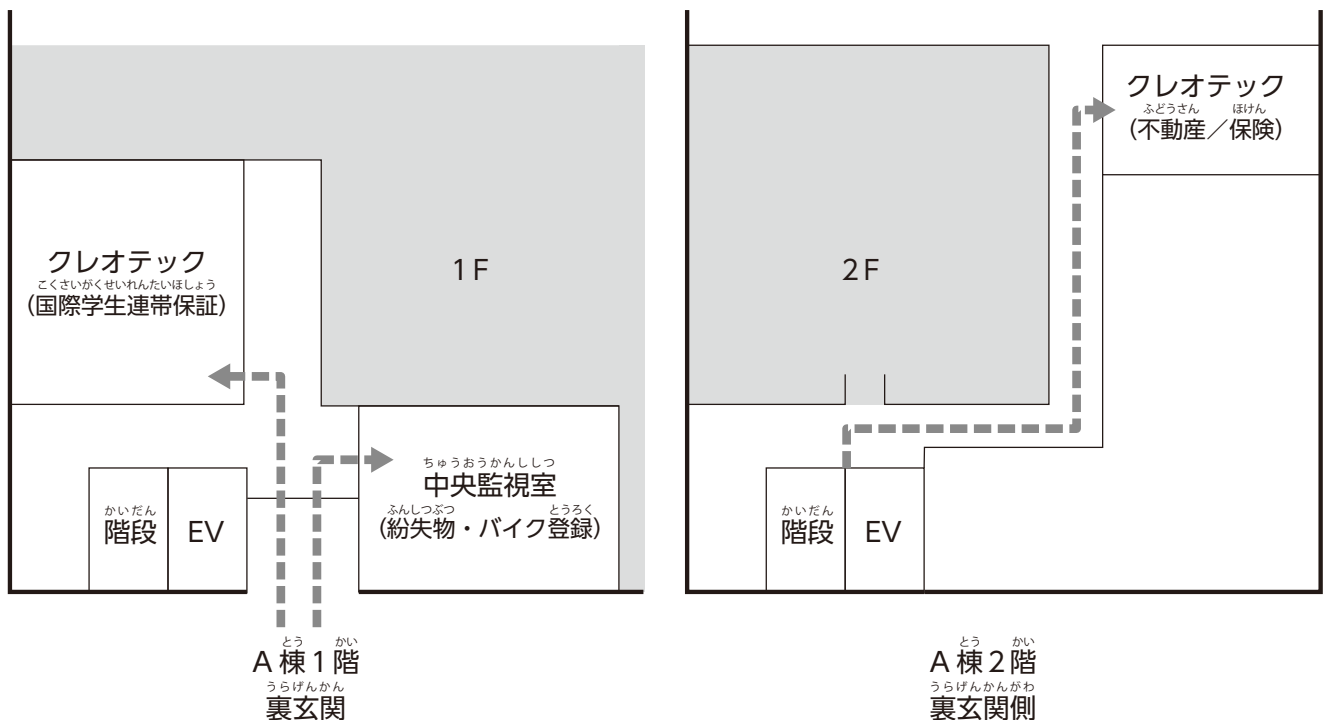
留 学生向け学研災付帯学生生活総合保険

APUで学ぶ国際学生の方々の事故や賠償責任に対する備えをし、日本での学生生活を安心して送るための制度です。本制度は、①借家人賠償責任②個人賠償責任③傷害保険（死亡・後遺障害）から構成されています。

学研災付帯学生生活総合保険は、APUの国際学生は原則全員加入しなければなりません。期限が切れる前に必ず(株)クレオテックにて更新手続きを行ってください。期限切れのまま入居し続けたり、引越したりすることはできません。十分に注意してください。

詳細は、パンフレット「留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」を参照ください。

クレオテックの案内



ふどうさんようご 不動産用語

● 敷金

退去後の部屋のメンテナンス代として使われ、残りは返金されます。

● 仲介手数料

不動産業者に支払う手数料です。家賃の1ヶ月分以内と決められています。

● 家賃

1ヶ月分の賃借料のことです。毎月末までに翌月分を支払います。

● 共益費

アパートなどの階段、廊下、外灯などの共用部分の維持管理のために入居者が負担する費用です。
毎月家賃と一緒に支払います。

● 町内会費

町内会により必要な場合があります、金額も町内会によって異なります。月額100円～500円程度

● 敷引き・定額精算

入居者の使用状況にかかわらず、退去時に敷金から一定額を無条件に差し引くしくみです。

アルバイト

学費や生活費を補う目的でアルバイトを行う場合であっても、日常的にはAPUの学生として学修に専念することが必要ですので、学修の妨げとならない範囲でアルバイトを行うことが求められます。

※国際学生は、資格外活動許可を取得し、下記認められた就労の範囲内で就労することができます（詳細は111ページ参照）。

〈資格外活動許可で認められている就労時間〉

- ・APUで授業がある期間中：1日8時間以内かつ1週間28時間以内
- ・夏・冬セッション期間中および長期休暇中：1日8時間以内かつ1週間40時間以内

アルバイト先を探す際の注意

在留資格が「留学」の学生は、下記のようなアルバイトはできません。下記のようなアルバイトを絶対に行わないでください。

- ×風俗関係（キャバクラ、スナック、個室マッサージなど）
- ×アルコールをメインに提供する店（バーなど）
- ×マルチ商法、ネズミ講商法に関するもの
- ×マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター
- ×商品の代理購入業

特に国際学生については、資格外活動許可を得ていても、風俗関連業等に従事した場合、入管法により国外退去処分を受けます（掃除や皿洗いをするだけでも不可）。

学内アルバイトについて

学内のアルバイトについては、「学内アルバイトセンター」のホームページで募集しています。現在募集中のアルバイト一覧や、申込の流れ、登録方法についても下記ホームページで確認できます。

【学内アルバイトセンター】

https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0042.html/



国際学生の資格外活動許可の申請書類も学内アルバイトセンターのHPからダウンロードできます！

アクティブネット

国際学生向けの学外でのボランティアや仕事に関する情報は大学コンソーシアムおおいたの「アクティブネット」に掲載されています。

<https://activenet.ucon-oita.jp/>

大規模災害等がキャンパスを含むエリアで発生した場合の対応

※大規模災害とは、以下のような場合を想定しています。

- 別府市に災害救助法が適用された場合
- 災害対策基本法の第2条第1号に定める災害が別府市で発生し、かつ、それに対処するため、同法第24条に基づき内閣総理大臣が「非常災害対策本部」を設置したもの。

本学では、大規模災害が発生した場合の対外的な情報発信を、大学の公式ウェブサイトから行います。
 本学公式Facebookや大分県・別府市等の災害関連ウェブサイトも集約し、学生および保護者のみなさまが必要とする情報にアクセスしやすい形で、ニュース等では報じられない本学の状況や災害の情報を順次発信します。

学生のみなさまへは、学生向けウェブサイト（Campus Terminal）からも安否確認の連絡や大学からのお知らせを発信しますので、必ず確認してください。

大学の公式ウェブサイト

①【日本語】

<https://www.apu.ac.jp/home/>



②【英語】

<https://en.apu.ac.jp/home/>



災害時の情報提供ページ

※このページは、大規模災害発生時のみ表示されます。お気に入りに登録する場合は大学の公式ウェブサイトに登録してください。

③【日本語】

<https://www.apu.ac.jp/home/gallery/article/?storyid=155>



④【英語】

<https://en.apu.ac.jp/home/gallery/article/?storyid=155>



また、次の点にもあわせて留意し、大規模災害等に備えてください。

- 本学では、「いざ災害にあったときどのように行動したらよいか」というマニュアル「緊急災害対応ハンドブック（学生用）」を作成し、大学の公式ウェブサイトで公開していますので、ご一読ください。
- 災害発生時には安否確認等の電話が増加し、回線がつながりにくなります。ご家族・知人と緊急時の安否確認の方法について確認を行ってください。

※電話会社等が提供している災害用伝言板の使用には、事前に登録が必要な場合があります。平时に、連絡先を登録する、利用方法を確認する等、適切な準備を行っておくことが大切です。

「災害時の情報提供ページ」の画面イメージ



緊急災害対応ハンドブック（学生用）

⑤ 【日本語】

<https://www.apu.ac.jp/home/life/content40/>



⑥ 【英語】

<https://en.apu.ac.jp/home/life/content40/>



別府市防災マップ

⑦ 【日本語】

https://www.city.beppu.oita.jp/doc/bousai_syoubou/bousaiyouhou/bousai_map/bousai/all.pdf



⑧ 【英語】

https://www.city.beppu.oita.jp/doc/seikatu_gaikokujinmuke/ei/disaster/all.pdf



SOSカード



Beppu City Disaster Assistance 災害時多言語支援センター

+81-977-21-6133

Beppu City Disaster Message Board 別府市災害連絡掲示板

• Access this Facebook page to obtain pertinent information in the event of a disaster.
• English-speaking operators are available at the number above.

第3章

国際学生の在留資格・資格外活動許可

▶ 在留資格 108

▶ 資格外活動許可の申請 111

ざいりゅうしかく 在留資格

国際学生のみなさんは、大学で教育を受けるという目的で日本への滞在が許可されています。日本滞在中は常に在留カードを携帯する義務および「出入国管理及び難民認定法」に基づき、必要な手続きを行う必要があります。

※在留カードの裏面は住所等を自分で記入した場合、無効となりますので、絶対に記入しないでください。

在留資格、入管法について正しい理解が必要です

ルールを守らないと、在留期間の更新や資格外活動許可が不許可になったり、国外退去処分になる場合があります。APUで学生生活を送る上で在留資格や入管法について正しく理解することが必要です。

在留資格の詳細、各種手続きについては、スチューデント・オフィスのホームページを確認してください。

<https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0280.html/>



いはん こうい ほうれい
違反行為や法令について
ホームページをよく読んで
ただ りかい
正しい理解を！

在留資格に関し、スチューデント・オフィスから電話、Eメール、キャンパスターミナルの「あなた宛の重要なお知らせ」などで重要な連絡をする場合があります。必ず定期的に確認し、早急に対応し必要な手続き等を実行してください。

【重要！】在留期間更新と単位修得について

留学ビザの滞在目的は、教育を受けること、および学業に専念することです。文部科学省は、学業成績の良好でない者に対する厳格な指導を徹底するよう、大学に対し要請しています。

在留資格「留学」の期間更新をする際、出入国在留管理局で単位修得状況が審査されますので、各セメスターで単位をきちんと修得できているかが非常に重要となります。取得単位数が少ないと、在留期間更新ができず、APUでの学習を続けることができませんので退学となってしまいます。

最低限の目安として、在留期間の更新時に単位登録上限の約70%を超えて取得できていることが求められます。

各種手続・届出について

〈在留期間の更新〉

※個人で直接、出入国在留管理局（以下入管）に行き手続を行うことはできません。

更新手続はスチューデント・オフィスをとおして申請します。

申請時期が近づいたらキャンパスターミナルの「あなた宛のお知らせ」に申請方法の案内を送りますので、全員必ず指定された提出期限までにAPU manabaに提出してください。発行に時間を要する書類が必要になる場合があるので、余裕を持って手続を行ってください。

提出期日を守らず在留期限までに必要手続を行わなかった場合、不法滞在となり日本からの強制退去処分（5年間の入国不可）となります。

卒業後就職活動のために、特定活動ビザを得たい場合は、キャリア・オフィスからの案内に基づいて申請が必要です。

〈在留カードを紛失した場合〉

パスポートを持参の上、別府警察署で紛失届出の証明書（紛失物詳細が明記されていないものは不可）をもらってから、パスポートと顔写真（縦4cm×横3cm、提出前3ヶ月以内に撮影されたもの、メガネ不可）を持って入管で在留カード発行申請を行ってください。新しい在留カードが交付されたら、必ずスチューデント・オフィスにその旨を申し出てください。

〈転居をして住所が変更になった場合〉

市役所で住所変更手続を行ってください。

※自分で裏書した場合は在留カードが無効となるので、必ず市役所で手続を行ってください

〈住所以外（名前や国籍等）の項目が変更になった場合〉

入管に行き、必要な手続を行ってください。変更後、新しい在留カードが交付されたらスチューデント・オフィスでも確認を行いますので、来室し変更の旨を報告してください。

一時帰国、海外旅行などで日本を一時的に離れる場合

日本を出国する際に出発空港で日本に再入国する意思を表明する必要があります。出国時に、空港や空港の出国審査場に設置されている「再入国出入国記録 E D カード」に必ず下記のいずれかにチェックをしてください。

【再入国を希望する方は】

□ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。

【有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は】

□ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。

新様式の再入国出入国記録

外国人用 (再入国) 再入国入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ②

【 ARRIVAL 】

氏名 Family Name Given Names		航空機名・船名 Flight No./Vessel	
生年月日 Date of Birth	Day Month Year	再入国予定期間 Re-entry period	Destination

以下の質問について、該当するものに記号を記入し、署名して下さい。特別次官の署名は必要ありません。 Please check the applicable items and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)

1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country?

□ はい Yes □ いいえ No

2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は銃器、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？ Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, stimulants, or other controlled substance, weapons, explosives or other such items?

□ はい Yes □ いいえ No

以上の記載内容は事実と推定ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and accurate.

署名
Signature

官用欄
Official Use Only

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ①

【 DEPARTURE 】

氏名 Family Name Given Names		航空機名・船名 Flight No./Vessel	
生年月日 Date of Birth	Day Month Year	再入国予定期間 Re-entry period	Destination

次のいずれかに記号を記入して下さい。 Please check either one of the boxes below.

☐ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

☐ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.

(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国の予定のない方は、記して下さい。)
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

署名
Signature

官用欄
Official Use Only

次の方は、必ずいずれかに☑して下さい。

●再入国を希望する方は、

☑ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

●有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は、

☑ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.

(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国の予定のない方は、記して下さい。)
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

引用：入国管理局リーフレットおよびホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/re-ed/>)

※再入国を希望する場合、正しい箇所にチェックをしなければ、留学の在留資格が取り消され、日本への再入国ができなくなります。注意してください。

※休学中および退学後は、留学の在留資格を保持できません。休学・退学により日本を出国する場合は、「一時的な出国であり、再入国する予定です」にチェックを入れずに、空港の出国審査時に必ず留学ビザをキャンセルする旨を伝え、在留カードに穴を開けてもらってください。新しい在留資格は復学時に申し込むことになります。

＜再入国の際の注意＞

再入国するときは、出国時の E D カードを審査官に見せる必要があります。

パスポートを更新した場合は、入国審査の時に必ず古いパスポートと在留カードも審査官に見せてください。

110

しかくがいかつどうきょか しんせい 資格外活動許可の申請

こくさいがくせい だいがく きょういく う もくてき にほん たいざい きょか
国際学生のみなさんは、大学で教育を受けるという目的で日本への滞在が許可されています。したがって
にほんこくない しゅうにゅう がくない かつどう ふく しゃれい え
日本国内でのアルバイト（TAなど、収入をとまなう学内の活動を含む）、インターンシップ、謝礼を得る
ちいきこうりゅう きょういく う もくてきがい かつどう ばあい かなら じぜん しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく い か にゅうかん
地域交流など、教育を受ける目的以外の活動をする場合、必ず事前に出入国在留管理局（以下入管）
より資格外活動の許可を得た上で、許可された範囲内でのみ就労が認められています。
しかくがいかつどうきょか てつづ おこな ふほうしゅうろう がいとう こくがいたいきょ たいしゅう
資格外活動許可の手続きを行わなければ、不法就労に該当してしまい、国外退去の対象となりますので、
かなら じぜん しんせい さき さき ぐたいてき き ばあい
必ず事前に申請してください（アルバイト先やインターンシップ先が具体的に決まっていなくても
しんせい
申請できます）。

しんせいほうほう 〈申請方法〉

しんせいしよるい ひつようじこう きにゅう うえ
申請書類をアルバイトセンターのホームページでダウンロードし、必要事項を記入の上、スチューデ
ント・オフィスに提出してください。

※個人で直接、入管で手続きを行うことはできません。

※5回生以上は、申請できません（学業に集中して少しでも早く卒業する必要があるため）。

しんさきかん 〈審査期間〉

しんせい こうふ やく しゅうかん
申請から交付まで約3～4週間かかります。

※申請中、パスポートと在留カードは返却できません。

きせい りょうこう かいがい しゅつこく ばあい ひつよう ちゅうい
帰省や旅行などで海外へ出国する場合は、パスポートが必要となるため、スケジュールに注意し
よゆう しんせい
余裕をもって申請してください。

しんせいちゅう りゅういてん 〈申請中の留意点〉

しんせいちゅう ざいりゅう か みぶん しょうめい ざいりゅう てんぷ
申請中は、パスポート、在留カードの代わりに身分を証明するものとして、在留カードのコピーが添付され
た「パスポート及び在留カードの預かり証」を常に携帯することが義務付けられます。

しかくがいかつどうきょか みと しゅうろうじかん さんしやう
資格外活動許可で認められている就労時間については104ページを参照してください。

ふうぞくかんれんえいぎやう おこな ばしよ きんし ほんこくそうかん ばっきん ちやうえき
風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。本国送還・罰金・懲役などの
しよぶん う ぜったい
処分を受けますので絶対にしないでください。